

福岡県公報

平成24年5月8日
第3392号
増刊 ②

目次

監査委員

○監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) …………… 1

監査委員

監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人福岡典昭より監査の結果に関する報告があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年5月8日

福岡県監査委員 小 串 正 伸
同 進 谷 庸 助
同 伊 藤 龍 峰
同 原 竹 岩 海

平成 23 年度
福岡県包括外部監査の結果報告書

平成 24 年 3 月

福岡県包括外部監査人

公認会計士 福岡 典昭

目次

第 1 監査の概要.....	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件.....	1
(1) 監査テーマ.....	1
(2) 監査の対象期間.....	1
3. 特定の事件として選定した理由.....	1
4. 監査の方法.....	1
(1) 監査の対象.....	1
(2) 監査の視点.....	2
(3) 実施した監査手続.....	2
5. 監査の実施期間.....	2
6. 監査実施者.....	2
7. 利害関係.....	2
8. 略称等.....	2
第 2 監査対象の概要.....	3
1. 地方自治体の状況.....	3
(1) 人口減少と少子高齢化.....	3
(2) 財政状況の変化.....	5
(3) 地方自治体における行政改革等の取組.....	7
2. 福岡県の状況.....	10
(1) 福岡県の地理的、経済的状況.....	10
(2) 福岡県の行財政運営.....	13
(3) 福岡県における行政改革等の取組状況.....	18
(4) 他県との比較.....	23
3. 福岡県における基金、出資金、貸付金及び未収金の状況.....	25
(1) 地方自治体における財産区分と監査対象.....	25
(2) 基金.....	26
(3) 出資金.....	30
(4) 貸付金.....	37
(5) 未収金.....	42

第 3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見.....	43
1. 監査の視点.....	43
(1) 基金等に関する事務の適切性.....	43
(2) 基金等の目的及び規模の適合性.....	44
(3) 基金等の有効活用.....	45
2. 監査の手続.....	45
(1) 監査の実施に当たっての準備.....	45
(2) 基金等に関する事務の適切性.....	46
(3) 基金等の目的及び規模の適合性.....	46
(4) 基金等の有効活用.....	47
(5) その他.....	47
3. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要.....	48
(1) 区分ごとの監査の結果及び意見の件数.....	48
(2) 監査の結果及び意見の内容と対象.....	48
4. 基金（基金を活用した貸付金を含む）に関する監査の結果及び意見.....	51
(1) 基金全般に関する監査の結果及び意見.....	51
(2) 個別の基金に関する監査の結果及び意見.....	57
5. 出資金（出資団体に対する貸付金を含む）に関する監査の結果及び意見.....	97
(1) 出資金全般に関する監査の結果及び意見.....	97
(2) 個別の出資金に関する監査の結果及び意見.....	110
6. 貸付金（貸付金に係る未収金を含む）に関する監査の結果及び意見.....	157
(1) 貸付金全般に関する監査の結果及び意見.....	157
(2) 個別の貸付金に関する監査の結果及び意見.....	166

第 1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査テーマ

基金、出資金、貸付金及び未収金に係る財務に関する事務の執行について（債権管理及び資金運用に関する事務を含む）

(2) 監査の対象期間

原則として平成 22 年度とし、必要と認めた場合、平成 23 年度及び平成 21 年度以前の過年度についても監査対象とした。

3. 特定の事件として選定した理由

地方自治体においては厳しい財政状況のもと、歳出削減や歳入確保というフロー面の取組が進められてきた。しかしながら、人口減少や少子高齢化、産業構造の変化や景気の変動等に伴い需要と供給の質的・量的な乖離が拡大し、住民や企業等のニーズは刻々と変化している。このような環境に対応すべく、所有する財産を再点検し有効活用する取組が求められている。

福岡県においても、この点は同じ状況であると認識している。

財産のなかでも、福岡県が保有する基金現在高は平成 21 年度末現在で約 3,300 億円、出資金現在高は同約 1,800 億円、貸付金等債権現在高は同約 1,700 億円と多額であり、その管理は行政執行上重要であるため、事務の執行に当たっては、合規性、経済性、効率性が求められる。

さらに、これらの財産は、福岡県民共有の財産であり、現在及び将来の県民のために有効に活用されなければならない。

以上、これら財産の重要性を考慮し、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

4. 監査の方法

(1) 監査の対象

福岡県における基金、出資金、貸付金及び未収金（以下「基金等」という。）について、企業局及び警察本部所管の基金等を除き原則としてすべての基金等を監査対象とした。

なお、未収金については、貸付金に係るものを監査対象とした。

(2) 監査の視点

基金等について、以下の視点により監査を実施した。

- ① 基金等に関する事務は適切に行われているか。
- ② 基金等の目的及び規模は県民のニーズや県の担うべき役割等に適合しているか。
- ③ 基金等は目的に従い有効に活用されているか。

(3) 実施した監査手続

「(2) 監査の視点」に基づき、以下の手続を実施した。

- ① 基金等を所管する部署から関係書類や資料の提供を受け、これらの閲覧を通して基金等の状況を把握した。
- ② 基金等に関する事務手続について、担当者への質問及び契約書その他文書の査閲を行い、関連諸法令・規則への準拠性を確かめた。
- ③ 基金等について、担当者への質問、文書の査閲を行って、目的・経緯・今後の予定を理解するとともに、経済性、有効性及び効率性の観点から問題点がないか検討した。

5. 監査の実施期間

平成 23 年 6 月 3 日から平成 24 年 3 月 30 日まで

6. 監査実施者

包括外部監査人	福 岡	典 昭	公認会計士
補 助 者	香 野	剛	公認会計士
同	森	昭彦	公認会計士
同	橋 本	愛	公認会計士
同	塩 塚	正 康	公認会計士、行政実務経験者
同	古 舘	慎 一 郎	公認会計士
同	鬼 塚	智 子	公認会計士
同	松 尾	潤 一	特定社会保険労務士、行政実務経験者

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 略称等

本報告書中、一部の元号については、次のとおり略称を使用している。

略号	元号	凡例
S	昭和	S62=昭和 62 年
H	平成	H12=平成 12 年

また、表中の数値については、単位未満を四捨五入しており合計や差引が合わない場合がある。なお、数値がゼロの場合は「-」とし、単位未満の場合は「0」としている。

第 2 監査対象の概要

1. 地方自治体の状況

(1) 人口減少と少子高齢化

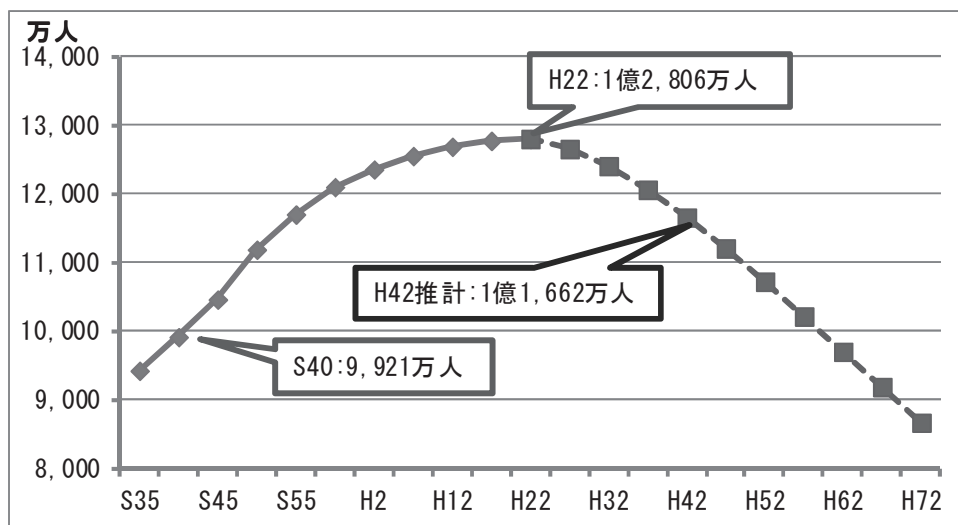
県が保有する基金並びに県の出資金及び貸付金（以下「基金等」という。）について有効活用を考えると、人口の推移及び人口構成等環境の変化の状況を把握することが必要である。なぜなら、基金等はすべて所期の目的を達成するために県が保有又は支出しているものであり、当時最適な手法や規模等であったものが、環境の変化により、必ずしも現在及び将来において最適であるとは限らないからである。

そこで、まず、地方自治体を取り巻く環境の変化を把握するために、総人口及び人口構成の推移と将来推計並びに産業構造の変化について述べることにしたい。

ア. 人口の推移及び人口構成の変化

全国の総人口は、次のとおり、戦後一貫して増加し、昭和 40 年頃に 1 億人を突破した後、平成 22 年（2010 年）には 1 億 2,806 万人となっているが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後急速に減少することが見込まれている。

【総人口の推移（全国）】



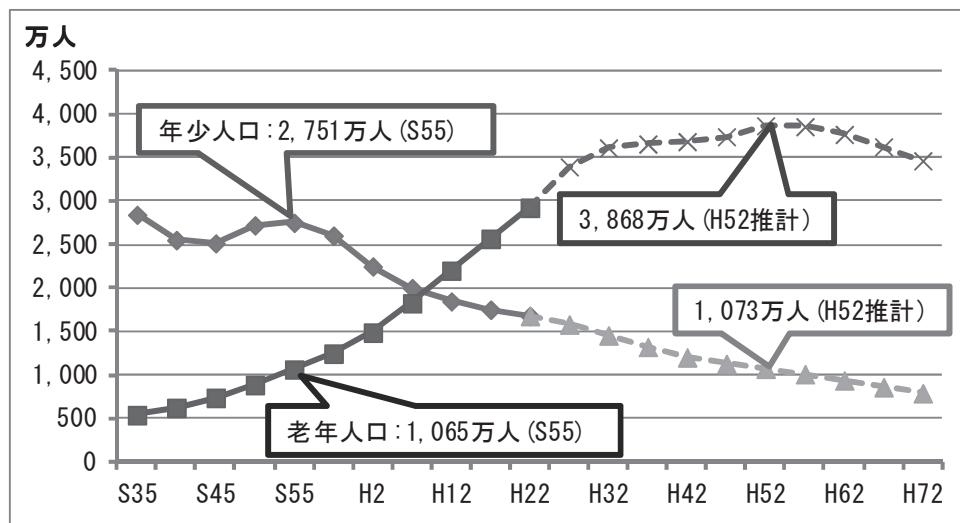
※出所「H22（2010）年以前実績値：国勢調査

H22（2010）年以降推計値：国立社会保障・人口問題研究所推計」

次のとおり、全国の 14 歳以下人口（以下「年少人口」という。）は減少し、一方、65 歳以上人口（以下「老年人口」という。）は増加しており、一貫して少子高齢化傾向にある。

総人口が減少していることもあり、高齢化率（老年人口の総人口に占める割合）は昭和 55 年の 9.1%から平成 22 年には 23.1%へと大きく上昇している。

【年少人口及び老年人口の推移（全国）】

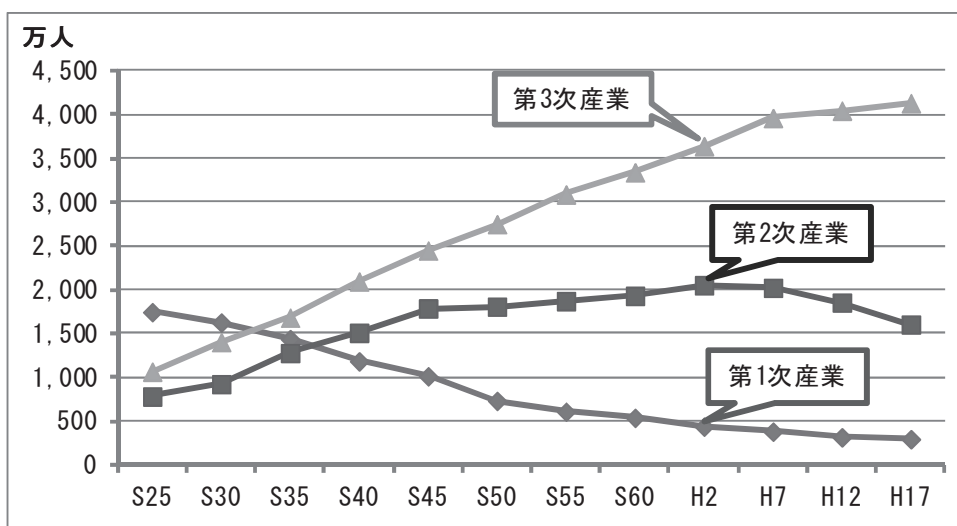


※出所「H22（2010）年以前実績値：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）
H22（2010）年以降推計値：国立社会保障・人口問題研究所推計」

イ. 産業構造の変化

産業別就業人口の推移をみると、昭和 20 年代には第 1 次産業（農林水産業）が最も多く、第 3 次産業（サービス業）、第 2 次産業（製造業、建設業）の順であったが、高度経済成長期を経て、第 3 次産業の比率が高くなり、特に第 1 次産業の就業人口は、平成 17 年には 297 万人と、昭和 25 年の約 6 分の 1 になっている。

【産業（3 部門）別就業人口の推移（全国）】



※出所「国勢調査（各年 10 月 1 日現在）」

(2) 財政状況の変化

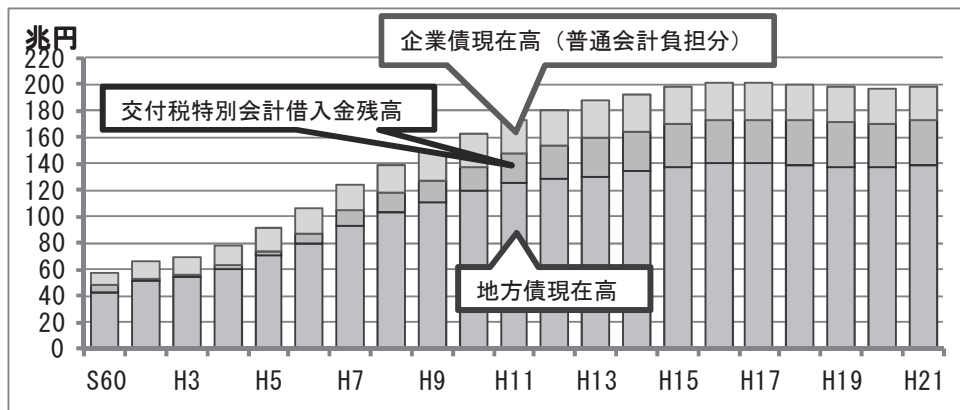
ア. 地方自治体の財政状況

次に、地方自治体の財政状況についてみる。

次のグラフは、実質的に地方自治体が自らの収入で負担すべき借入金の残高推移を示したものである。地方債は、地方自治体が直接借り入れているものである。企業債は、水道・病院などの公営企業が借り入れているものであるが、料金収入で返済ができない場合は一般会計からの拠出金で負担することになる。地方交付税は、税収の地域的偏在を是正する目的で国から地方自治体に交付されるものである。財源不足のため、国は交付税特別会計にて借入れを行っているが、これを返済するためには将来の地方自治体への地方交付税が削減される可能性がある。

バブル経済崩壊後、一貫して増加し続け、平成 16 年度に 200 兆円を超えてからはほぼ横ばいで推移している。

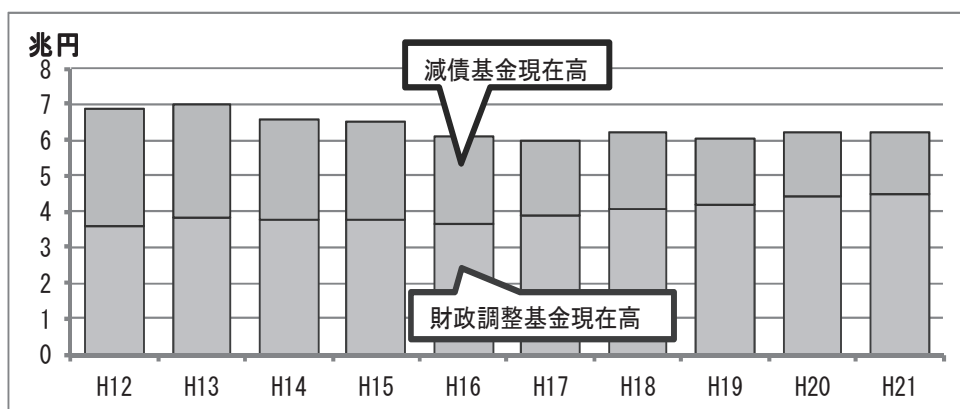
【地方自治体における年度末借入金残高の推移】



※出所「平成 23 年地方財政白書」

これに対し、地方自治体の預金といえる積立金のうち、用途が特定の目的に限定される特定目的基金を除いた積立金の残高の推移をみると、約 6 兆円程度でほぼ横ばいとなっている。

【地方自治体における積立金（特定目的基金を除く）現在高の推移】



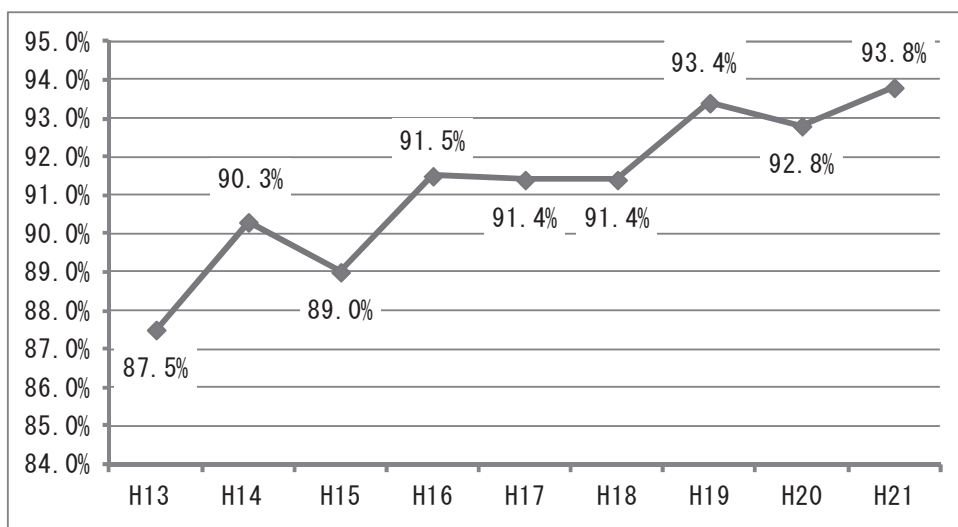
※出所「平成 23 年地方財政白書」

また、地方自治体が環境の変化に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保される必要がある。これを測る指標の一つとして「経常収支比率」がある。これは、経常的な収入に対する経常的な支出の割合であり、例えば、90%である場合は、経常的な収入が 100 万円の場合、人件費などの経常的支出に 90 万円が必要で、残り 10 万円で臨時的な支出を賄わなければならない状況を示している。

すなわち、この数値が高ければ、それだけ臨時的経費に充てることのできる収入がないということであり、財政構造の弾力性が小さくなる。

地方自治体全体の経常収支比率は、高齢化の影響を受け、高齢者福祉費等の増加に伴い上昇傾向にあり、健全な範囲とされる 80%を大きく上回って推移している。

【地方自治体における経常収支比率の推移】



※出所「平成 23 年地方財政白書」

(3) 地方自治体における行政改革等の取組

地方自治体は、厳しい財政状況を受け、様々な行政改革を実施し財政基盤の強化等に取り組んでいる。

ア. 総務省による行政改革推進新指針

総務省は平成 18 年 8 月に「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（以下「地方行革新指針」という。）を策定し、各地方自治体に通知している。その概要は次のとおりである。

【地方行革新指針の概要】

第 1 総人件費改革

1. 地方公務員の職員数

平成 17 年度中に策定することとされた「集中改革プラン」における定員管理の数値目標の着実な達成に取り組むとともに、職員数の一層の純減を図る。

2. 地方公務員の給与

地域民間給与の更なる反映と特殊勤務手当等諸手当の見直しなど一層の給与適正化に向けて取り組む。

3. 第三セクター等の人件費

職員数や給与に関する情報公開等の推進、補助金、委託金の抑制、第三セクター等の役員に地方公務員出身者が占める割合の抑制、随意契約の見直し及び適正化に取り組む。

第 2 公共サービス改革

1. 公共サービスの見直し

事業仕分け等を踏まえた検討を実施し、公共サービスとして行う必要のないもの、その実施を民間が担うことができるものについては、廃止、民営化、民間譲渡、民間委託等に取り組む。

2. 市場化テストの積極的な活用

第三セクター等が実施しているものを含め、公共サービスの提供に際し、市場化テストを積極的に活用する。

第 3 地方公会計改革

1. 公会計の整備

発生主義を活用するとともに複式簿記の考え方の導入を図り、地方公共団体及び関連団体等も含む連結ベースで公会計の整備を推進する。

2. 資産・債務管理

財務諸表の作成・活用等を通じて、資産・債務に関する情報開示と適正な管理を推進する。また、未利用財産の売却促進や資産の有効利用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を 3 年以内に策定する。

※出所「地方行革新指針」を要約

イ. 第三セクター等改革

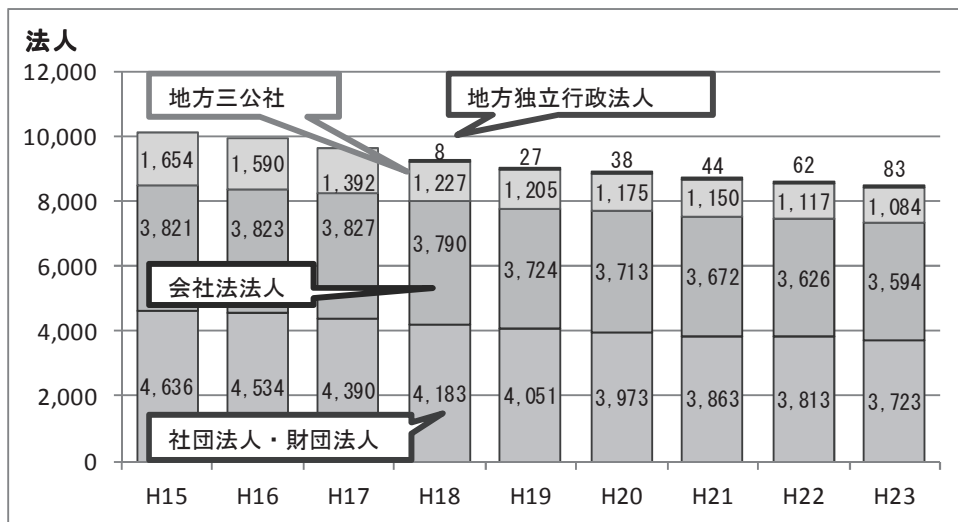
第三セクター等とは、地方自治体が出資（「出えん」を含む。）を行っている次の法人をいう。

【第三セクター等の分類】

分類	概要
社団法人・財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の規定に基づいて設立されている社団法人、財団法人及び特例民法法人
会社法法人	会社法の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社
地方三公社	それぞれの特別法に基づき設立されている地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社
地方独立行政法人	地方独立行政法人法に基づき設立されている地方独立行政法人

第三セクター等の数は、次のとおり減少傾向にあり、平成 23 年 3 月 31 日現在 8,484 法人となっている。

【第三セクター等法人数の推移】



注：次の法人は対象としていない。（以下、この調査結果について同じ。）

- ・事業活動の範囲が全国的な法人または全国規模で設立されている法人
- ・銀行等金融機関または広域的に事業を行う電力会社若しくはガス会社

※出所「第三セクター等の状況に関する調査結果」総務省

同調査によると、出資等の状況は次のとおりであり、地方公共団体等出資額は、総額 4 兆 4 千億円余りとなっている。

【第三セクター等に対する出資の状況】

(単位：億円)

	法人数	出資総額 (A)	地方公共団体等 出資額 (B)	地方公共団体等 出資割合(B/A)
社団法人・財団法人	3,723	12,072	8,202	67.9%
会社法人	3,594	28,829	13,005	45.1%
地方三公社	1,084	11,671	11,671	100.0%
地方独立行政法人	83	11,249	11,249	100.0%
合計	8,484	63,821	44,127	69.1%

※出所「第三セクター等の状況に関する調査結果」総務省

ウ. 資産・債務改革の推進

地方行革新指針の内容を受け、地方自治体には、資産・債務改革に係る次の事項の推進が求められている。

- ① 土地、建物、基金等の資産及び地方債等の債務の状況を適切に把握し、資産に関する公正な評価を行ったうえで、財務書類¹を作成し、住民に公表する。これにより、地方自治体の財政状況の透明性が向上するとともに、地方自治体の行財政運営に関する説明責任が履行されることとなる。
- ② 把握した資産及び債務の内容を精査し、資産の有効活用、遊休資産の売却促進、未収金に関する滞納整理等に関する具体的な施策を策定する。この施策を実行することにより、資産及び債務に関して、効果的かつ効率的な行財政運営が推進されることとなる。

全国の地方自治体は、財務書類の整備を進めており、平成 21 年度決算における作成状況は次のとおりである。都道府県においては 97.9%が作成済みである。

【平成 21 年度決算に係る財務書類の整備状況】

(単位：団体)

	都道府県	市区町村	合計
作成済	46(97.9%)	1,077(62.8%)	1,123(63.7%)
作成中	1(2.1%)	506(29.5%)	507(28.8%)
未作成	-(-)	133(7.7%)	133(7.5%)
合計	47(100.0%)	1,716(100.0%)	1,763(100.0%)

※出所「地方公共団体の財務書類の整備状況」総務省

¹ 地方自治体によっては従来より財務書類の作成が行われてきたが、平成 18 年に、総務省は、資産・債務改革を前提に、発生主義及び複式簿記の考え方を導入した新地方公会計制度を公表し、地方自治体への導入を促進している。新地方公会計制度では、財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の 4 表）を、地方自治体単体ベースのみではなく、公営企業や地方公社、第三セクター等も含めた連結ベースでの作成も求められている。

2. 福岡県の状況

(1) 福岡県の地理的、経済的状況

ア. 地理的特徴（市町村の状況を含む）

福岡県は、福岡市を中心とする商業や金融業、北九州市を中心とする工業などの産業や、学術、文化、情報機能が集積し、九州の中核としての機能を担っている。

また、県内には、北九州市、福岡市の両政令市を含め 28 市、30 町、2 村があり、これらの 60 市町村は、地理的、歴史的、経済的、社会的特性などから、次のとおり、大きく「福岡」「筑後」「筑豊」「北九州」の 4 地域に分けられる。

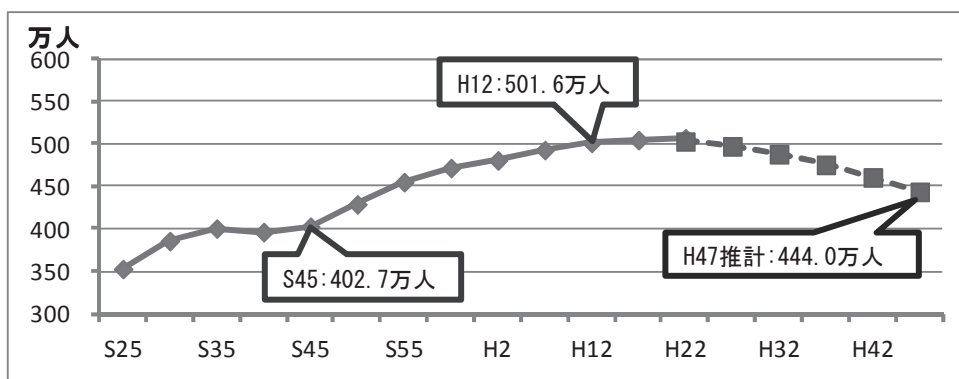
【福岡県における地域区分】

地域区分	市町村	面積 (K m ²)	人口 (万人)
福岡地域	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、朝倉市、糸島市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、筑前町、東峰村	1,535.77 (30.8%)	249.6 (49.2%)
筑後地域	大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、みやま市、大刀洗町、大木町、広川町	1,293.62 (26.0%)	83.3 (16.4%)
筑豊地域	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、赤村	984.56 (19.8%)	43.6 (8.6%)
北九州地域	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、荻田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	1,163.29 (23.4%)	130.7 (25.8%)

イ. 人口構成及び推移

福岡県の総人口は、一貫して増加しており、平成 10 年には 500 万人を突破している。しかし、今後は減少することが予想されている。

【福岡県総人口の推移】

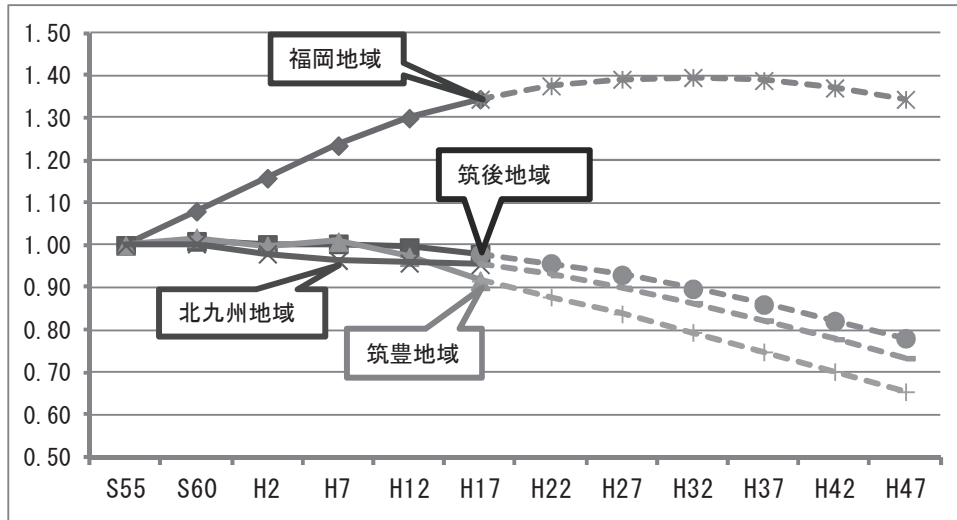


※出所「H22（2010）年以前実績値：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

H22（2010）年以降推計値：国立社会保障・人口問題研究所推計」

昭和 55 年からの推移を地域別にみると、福岡地域では増加傾向にあるが、他の 3 地域では減少傾向にある。

【福岡県 地域別総人口の推移（昭和 55 年を 1 としたときの増減）】



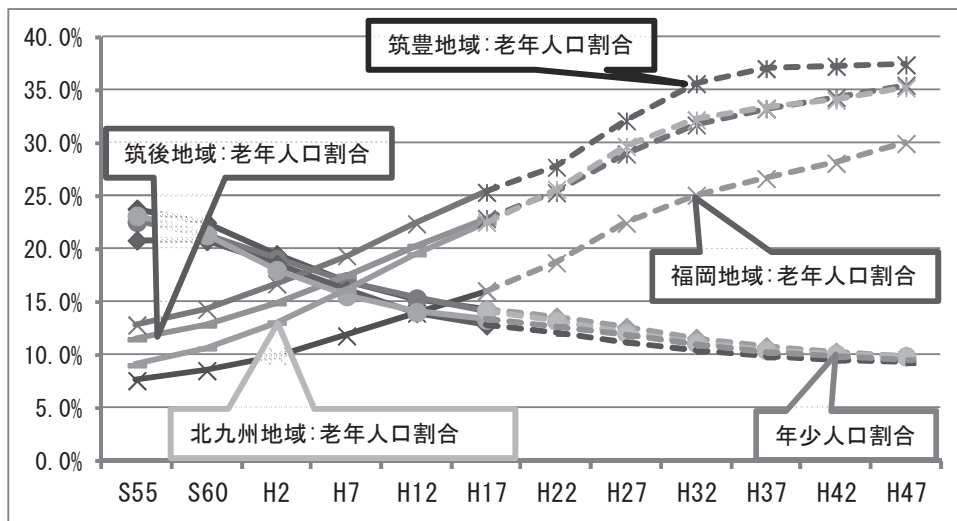
※出所「H17 (2005) 年以前実績値：国勢調査

H22 (2010) 年以降推計値：国立社会保障・人口問題研究所推計」

福岡県においても、全国と同様、少子高齢化が進行している。

地域別にみると、年少人口の割合にそれほど差はないが、老年人口の割合、いわゆる高齢化率は、平成 17 年において福岡地域 (16.1%) と筑豊地域 (25.4%) では 9% の差があり、ともに将来上昇することが予想されている。

【福岡県 地域別年齢区分別人口割合の推移】



※出所「H17 (2005) 年以前実績値：国勢調査

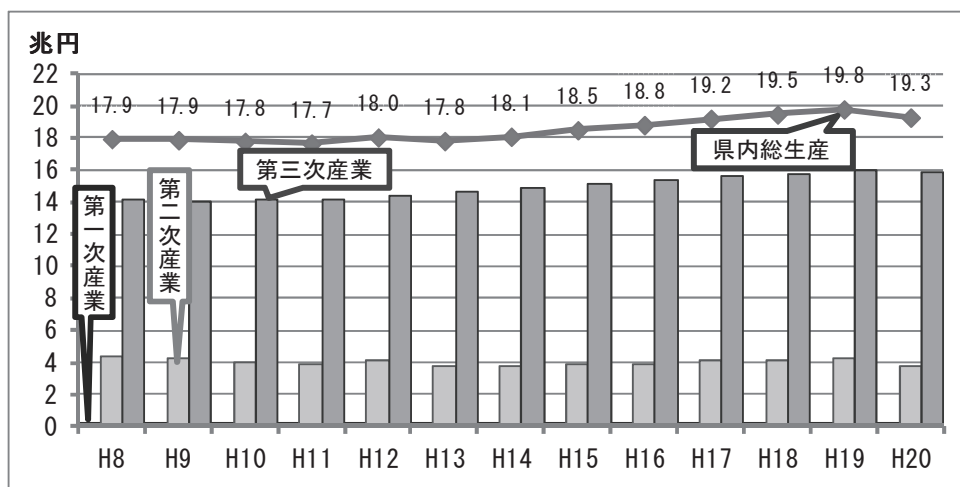
H22 (2010) 年以降推計値：国立社会保障・人口問題研究所推計」

ウ. 産業

福岡県の県内総生産の推移をみると、平成 19 年までは増加していたが、世界的な金融危機の影響により平成 20 年は減少している。

産業別にみると、総生産の約 8 割を占める第 3 次産業は順調に伸びている。第 2 次産業は平成 13 年ごろまで減少傾向にあったが、その後平成 19 年まで増加傾向にあり、平成 20 年に大きく減少している。第 1 次産業は約 1,800 億円ではほぼ横ばいとなっている。

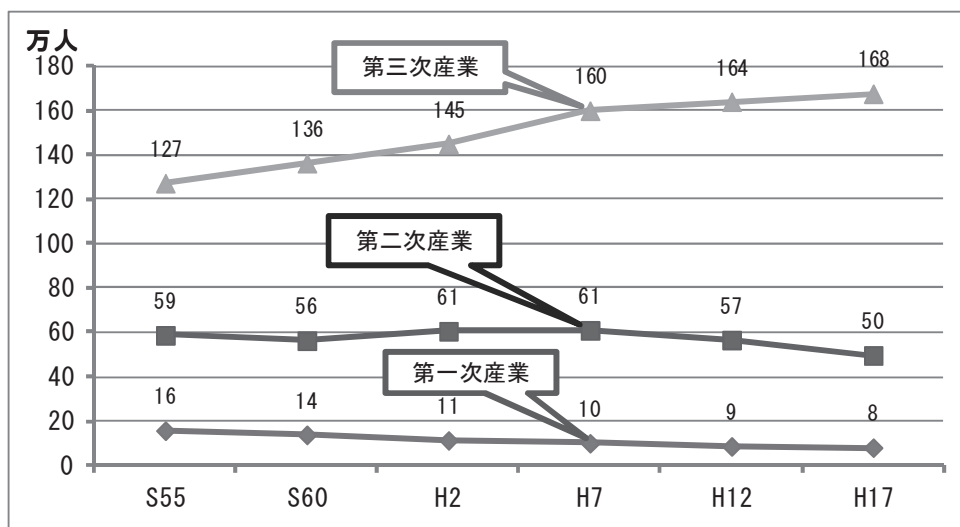
【福岡県 産業区分別県内総生産の推移】



※出所「県民経済計算」

就業者の状況をもみても同様に、第 3 次産業は増加傾向にあり平成 17 年には約 170 万人と全体の 74% を占め、第 2 次産業は横ばいから減少傾向にあり、第 1 次産業は一貫して減少し、平成 12 年には 10 万人を下回っている。

【福岡県 産業区分別別就業者数の推移】



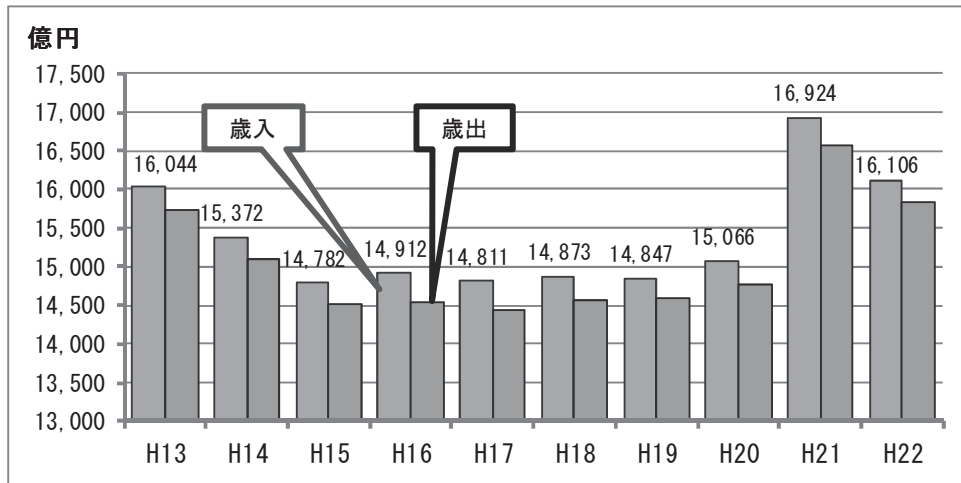
※出所「国勢調査」(各年 10 月 1 日現在)

(2) 福岡県の行財政運営

ア. 福岡県の財政状況

普通会計の歳入歳出規模は、平成 15 年度まで減少した後、約 1 兆 5 千億円規模で推移していたが、基金造成のための国からの交付金等の影響で平成 21 年度及び平成 22 年度は増加している。

【福岡県 普通会計歳入歳出規模の推移】(数字は歳入決算額)



※出所「決算カード」

上記グラフのとおり、常に歳入が歳出を上回って推移しているが、地方自治体における決算収支の均衡に関する情報としては不十分である。したがって、実質収支、単年度収支及び実質単年度の収支についてみる。

なお、これらの指標については、総務省が次のとおり解説している。

【参考】

決算収支及び財政分析指標について (解説)

○ 実質収支と実質単年度収支

- ・ 実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額 (形式収支) から、翌年度への繰越し財源 (継続費の通次繰越 [執行残額]、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源) を差し引いたもの。これには過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれている。
- ・ 実質単年度収支とは、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額 (単年度収支) から、実質的な赤字・黒字要素 (財政調整積立金、財政調整基金の取崩し、地方債繰上償還) を加減したもの。当該年度だけの実質的な収支を把握するための指標。

$$\begin{aligned} \text{実質単年度収支} &= \text{当該年度実質収支} - \text{前年度実質収支} + \text{財政調整基金積立額} \\ &\quad + \text{地方債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩し額} \end{aligned}$$

＊ 実質収支と実質単年度収支の相違点

- ・ 実質収支には前年度以前からの収支の累積が含まれている。
- ・ 前年度からの影響を遮断し、当該年度のみの実質的な収支状況を示したものが実質単年度収支。
- ・ 実質収支が黒字であっても、実質単年度収支が赤字であれば、前年度までの黒字のおかげで当該年度もかろうじて黒字となっていることを示している。この状態が続けば、やがて実質収支も赤字となる。
- ・ 地方財政の健全性（決算収支の均衡）の判断は、実質収支が黒字かを見るだけでは不十分。実質収支が前年度と比べてどう増減したのか（単年度収支）に加え、それに基金の積立てや取崩し・地方債の繰上償還などを考慮した場合はどうか（実質単年度収支）を併せて見る必要がある。

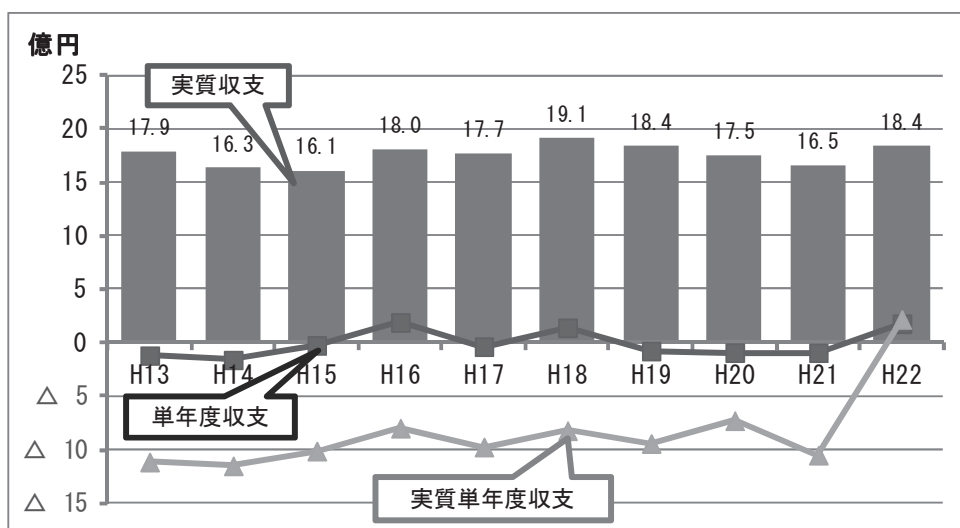
※出所「平成 22 年度地方公共団体普通会計決算の概要」総務省

福岡県の資料によると、実質収支については、平成 22 年度まで 35 年間連続の黒字であるとのことである。しかし、上記の総務省による解説のとおり、「実質収支には前年度以前からの収支の累積が含まれている」。

そこで、平成 13 年度からの 10 年間の決算をみると、単年度収支が黒字となったのは、平成 16 年度、平成 18 年度及び平成 22 年度の 3 回である。実質単年度収支については、毎年度約 10 億円の財政調整基金の取崩しが行われているため、この 10 年間で黒字となったのは平成 22 年度のみである。

すなわち、当該年度だけの実質的な収支は平成 21 年度まで赤字状態であったことがわかる。

【福岡県 各種決算収支の推移】

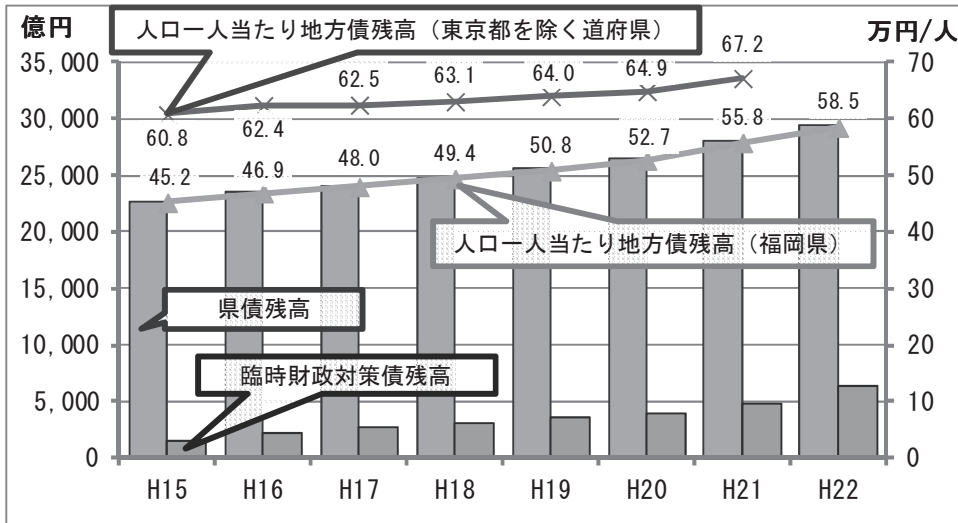


※出所「決算カード」

県の借金である県債残高は増加傾向にある。この要因は、国が、その年度に不足する地方交付税を交付する代わりに地方債を地方自治体に発行させ、その元利償還金を交付税で後年度措置するという「臨時財政対策債」の発行額が増大していることによる。

なお、福岡県の県債残高は平成 22 年度末現在で 3 兆円に迫っており、人口一人当たりでみると平成 22 年度で 58.5 万円であり、全国平均よりは少なくなっているが、その差は年々縮まってきている。

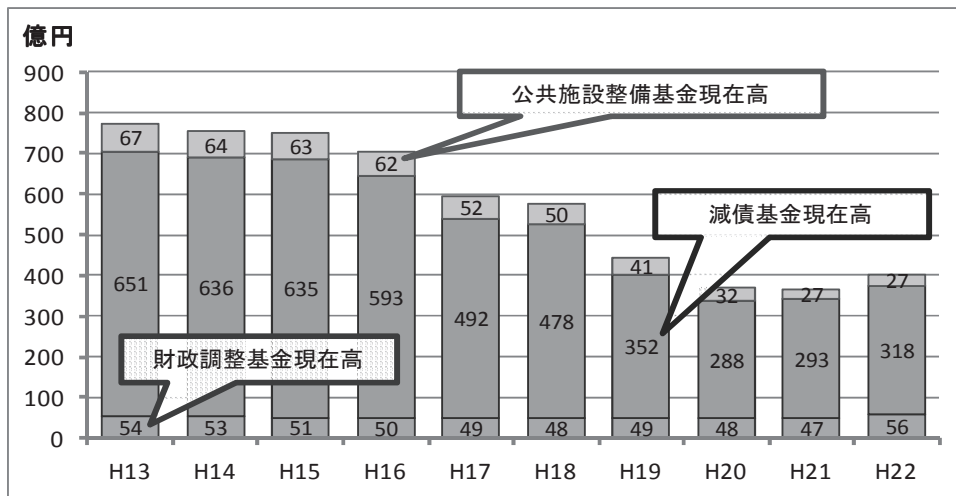
【福岡県 県債残高の推移】



※出所「県財政課資料」

財政調整のための基金の状況を見ると、財政調整基金は約 50 億円前後で推移し、公共施設整備基金は減少傾向で推移している。また、減債基金のうち満期一括償還分を除いた金額はここ数年減少傾向にあったものの平成 20 年度からは約 300 億円前後で推移している。

【福岡県 財政調整基金、公共施設整備基金及び減債基金年度末現在高の推移】



※出所「県財政課資料」

イ. 組織体制及び職員

福岡県の行政機構は、知事部局（10 部 7 局 89 課室）、企業局（1 局 1 課）、議会事務局（3 課）、教育庁（3 部 11 課）、人事委員会等各種委員会事務局及び警察本部から構成されている。

知事部局の組織は次のとおりである。

【福岡県行政機構（知事部局）の概要】

部	局	課室
		秘書室
総務部		行政経営企画課、人事課、財政課、税務課、財産活用課、県民情報広報課、消防防災課 総務事務センター、システム管理課
	私学学事振興局	学事課、私学振興課
企画・地域振興部		総合政策課、広域地域振興課、市町村支援課、情報政策課、調査統計課
	空港対策局	空港整備課、空港計画課
新社会推進部		社会活動推進課、青少年課、県民文化スポーツ課、男女共同参画推進課、生活安全課
	国際交流局	交流第一課、交流第二課
保健医療介護部		保健医療介護総務課、健康増進課、保健衛生課、医療指導課、薬務課、医療保険課、高齢者支援課、介護保険課
福祉労働部		福祉総務課、子育て支援課、児童家庭課、障害者福祉課、保護・援護課
	労働局	労働政策課、新雇用開発課、職業能力開発課
	人権・同和対策局	調整課
環境部		環境政策課、環境保全課、循環型社会推進課、廃棄物対策課、監視指導課、自然環境課
商工部		商工政策課、中小企業振興課、中小企業経営金融課、国際経済観光課 新産業・技術振興課、工業保安課、企業立地課
農林水産部		農林水産政策課、農山漁村振興課、農林水産物安全課、団体指導課、園芸振興課、水田農業振興課、経営技術支援課、畜産課、農村整備課、林業振興課、森林保全課
	水産局	漁業管理課、水産振興課
県土整備部		県土整備総務課、企画交通課、用地課、道路維持課、道路建設課、河川課、河川開発課、港湾課、砂防課、高速道路対策室、水資源対策課
建築都市部		建築都市総務課、都市計画課、建築指導課、公園街路課、下水道課、住宅計画課、県営住宅課、営繕設備課
会計管理者	会計管理局	会計課
10 部	7 局	89 課

また、教育庁の行政機構は次のとおりである。

【福岡県行政機構（教育庁）】

部	課室
総務部	総務課、財務課、文化財保護課
教育企画部	企画調整課、社会教育課、教職員課、施設課
教育振興部	高校教育課、義務教育課、人権・同和教育課、体育スポーツ健康課
3 部	11 課

今回、監査対象とした基金等の所管部署は、秘書室を除く知事部局全般、教育庁教育企画部及び教育振興部であり、各部局の分掌事務は次のとおりである。

【監査対象となった各部局の分掌事務】

	部局	分掌事務
知事部局	総務部	職員、議会及び県の行政一般、県の歳入歳出予算、税その他の財務、消防及び防災、広報その他他部の主管に属しない事項
	企画・地域振興部	県政の総合企画、調査及び連絡調整、地域の振興、市町村その他公共団体の行政一般、統計に関する事項
	新社会推進部	県民の社会活動の推進、県民文化及びスポーツ、青少年の健全育成、男女共同参画その他の県民生活、国際交流に関する事項
	保健医療介護部	保健衛生、医療保険、介護保険に関する事項
	福祉労働部	社会福祉、労働に関する事項
	環境部	環境の保全に関する事項
	商工部	商業及び工業、計量及び高圧ガス等の保安に関する事項
	農林水産部	農業、林業、水産業に関する事項
	県土整備部	道路及び河川、港湾その他県土整備に関する事項
	建築都市部	住宅及び建築、都市計画に関する事項
	会計管理局	会計事務に関する事項
教育庁	教育企画部	教育行政の総合的企画及び調整、公立学校の教育制度の企画、社会教育、文化の振興、教職員の定数、任免その他人事及び給与、教育委員会の所掌事務に関する争訟の総括、教育職員の免許、学校の施設及び設備に関すること
	教育振興部	公立学校の教育課程、学習指導等、人権教育、公立学校における体育並びに公立学校における保健教育、安全教育及び給食教育、スポーツに関すること

※出所「福岡県部制条例」「福岡県行政組織規則」「福岡県教育庁組織規則」を要約

県には、いわゆる一般行政を担う職員のほか、公立学校の教職員をはじめとする教育部門の職員、警察官をはじめとする警察職員が存在する。

福岡県の職員数の推移をみると、教育部門の職員は少子化の影響もあり減少傾向にある。警察職員はほぼ現状維持となっている。

一般行政職員のうち、福祉関係職員はほぼ横ばいである。これは、市町村合併により市の区域が拡大したことによる減少要因と近年の高齢化や経済・雇用情勢の悪化による低所得者福祉対策等による増加要因があるためと考えられる。

福祉関係職員を除いた一般管理職員は、行政改革の取組により一貫して減少しており、平成 18 年度からの 5 年間で約 5%減少している。

【福岡県職員数の推移（各年 4 月 1 日現在）】 (単位：人)

	H18	H19	H20	H21	H22
総職員数	52,810	52,377	51,844	51,179	50,665
うち福祉関係	2,088	2,117	2,033	1,964	1,985
うち一般管理	6,290	6,186	6,147	6,036	5,956
うち教育	32,608	32,379	32,029	31,652	31,261
うち警察	11,424	11,473	11,464	11,389	11,348
うち公営企業等	400	222	171	138	115

※出所「地方公共団体定員管理調査」

(3) 福岡県における行政改革等の取組状況

福岡県は、環境の変化に対応し、将来にわたり安定した行財政基盤を確立するため、様々な行政改革等に取り組んでいる。

ア. 行財政改革に関する計画

福岡県は、次のとおり行財政改革に関する計画を策定している。次ページ以降で「行政改革大綱」及び「新財政構造改革プラン」並びに今回の監査テーマと関係がある「公社等外郭団体改革指針」について記載する。

【福岡県における行財政改革に関する主な計画の策定状況】

計画名	策定年月	計画期間	対象
緊急財政改革実施計画	H11. 11	H11～H13	全部門
第一次行政システム改革大綱	H14. 2	H14～H18	全部門
財政構造改革プラン	H14. 2	H14～H18	全部門
公社等外郭団体改革指針	H14. 3	H14～H18	公社等外郭団体 46 団体
第二次行政システム改革大綱	H14. 10	H14～H18	全部門
集中改革プラン	H18. 3	H17～H21	全部門
行政改革大綱	H19. 7	H19～H23	全部門
新財政構造改革プラン	H19. 6	H19～H23	全部門
(新)行政改革大綱	平成 23 年度中策定予定		

※出所「行政改革審議会」資料等から要約

① 福岡県行政改革大綱

福岡県は、新たな行財政改革のあり方について、平成 18 年 3 月に、「福岡県行財政改革推進本部」を開催して検討に着手し、同年 11 月に民間有識者等で構成する「福岡県行政改革審議会」に意見をもとめた。平成 19 年 6 月にとりまとめられた第 1 次答申を踏まえ、平成 19 年 7 月に「福岡県行政改革大綱」を策定している。その概要は次のとおりである。

【福岡県行政改革大綱の概要】

第 1 新たな行政改革の必要性

1 これまでの行政改革の取組

県はこれまで累次にわたり行政改革に取り組んできたが、県民サービスの向上や効率的な行政経営に努める責務があり、今後とも県庁の構造改革に向けた不断の取組を行っていく。

2 環境の変化と新しい課題

少子高齢化の進行を踏まえ、地域の実情に応じたきめ細やかな施策を展開する必要がある。

第二期地方分権改革の進展を踏まえ、県と市町村との役割分担を見直すとともに、政策創造型県庁への転換を更に進めていく必要がある。

厳しさを増す財政状況を踏まえ、歳出・歳入全般にわたる厳しい見直しを行っていく必要がある。

第 2 行政改革に当たっての基本的考え方

1 改革への取組姿勢

厳しさを増す地方行財政に対する危機意識を持って、県の将来を見据え、確固たる覚悟の上、早急に行政改革に取り組む。

2 改革の視点

次の 4 つの視点から改革に取り組む。

「県民視点の行政運営」「先見と協働による地域経営」

「トータルコスト意識の徹底」「共有と能動」

3 4 つの改革戦略

次の 4 つの戦略に取り組んでいく。

「少数精鋭体制の確立」「多様な主体とのパートナーシップ(協働)の推進」

「社会の変化に対応できる体制づくり」「職員・職場の活性化」

4 改革の計画期間

平成 19 年度から 23 年度までの 5 か年

第 3 4 つの改革戦略とスケジュール

I 少数精鋭体制の確立

職員数の削減、事務事業の総点検、外郭団体の見直し、歳出削減と収入の確保

II 多様な主体とのパートナーシップ(協働)の推進

市町村への権限移譲・連携強化、NPO 等との協働の拡大、情報提供の充実

III 社会の変化に対応できる体制づくり

本庁組織・出先機関の見直し、政策創造力の強化、公共調達システムの改革

IV 職員・職場の活性化

課題への柔軟な対応、人事評価の充実、職場機能の向上、バックアップ体制の充実

※出所「福岡県行政改革大綱」を要約

② 福岡県新財政構造改革プラン

「福岡県行政改革大綱」の策定とあわせ、福岡県は、新たな行政需要に対応していくとともに、今後見込まれる財源不足の圧縮に努め、将来にわたり安定した財政基盤を構築するため、平成 19 年 6 月に「福岡県新財政構造改革プラン」を策定している。その概要は次のとおりである。

【福岡県新財政構造改革プランの概要】

1 改革の方針

平成 19 年度から平成 23 年度までを新たな財政構造改革期間と位置付け、「行政改革大綱」に掲げられた「少数精鋭体制の確立」を目指す取組と一体となって、歳出・歳入全般にわたる財政構造改革を計画的に実施する。

2 改革措置の内容

〔財源不足額の圧縮〕

項目 (5 年間の累積効果額)		内容
歳出	人件費の削減 (約 450 億円)	○ 職員数約 2,500 人の削減、手当等の見直し
	事務事業の見直し (約 840 億円)	○ 既存の事務事業の検証、再構築 ○ 市町村への事務の一部移譲 ○ 外郭団体への財政支出のあり方等の見直し
	建設事業費の県負担額の抑制 (約 270 億円)	○ 建設事業の重点化、効率化による県負担額の抑制
	社会保障費の増加の抑制 (約 260 億円)	○ 国の医療制度改革に伴う抑制措置の着実な実施、 県独自の抑制措置の検討、実施
歳入	財政収入の確保 (約 280 億円)	○ 県税の確保対策の強化、未利用県有地の売却、 基金の活用等による収入の確保

〔県債残高の減少〕

項目 (5 年間の累積効果額)	内容
県債発行の抑制 (約 440 億円)	○ 建設事業費における県負担額の抑制措置を通じて 県債発行の抑制を図る

※出所「福岡県新財政構造改革プラン」を要約

③ 公社等外郭団体改革指針

福岡県は、平成 14 年 2 月に策定した「福岡県第一次行政システム改革大綱」において、公社等外郭団体の統廃合等を行うこととしており、その改革の方向性を定める基本指針として、平成 14 年 3 月に「公社等外郭団体改革指針」を策定している。その概要は次のとおりである。

【公社等外郭団体改革指針の概要】

○改革対象団体

県が主体的に設立した団体とし、「福岡県公社等の設立及び運営に関する指導要綱」において指導対象となっている以下の基準に該当する 46 団体

- ・ 県出資 50%以上の団体
- ・ 県出資 25%以上で県の出資割合が最も大きく、かつ財政支出を行っている団体

○改革実施期間

平成 14 年度から平成 18 年度までの 5 年間

○基本方針

- (1) 設立目的を達成した団体や今日的な必要性に照らし存在意義が希薄な団体は廃止する。(6 団体)
- (2) 民間能力を活用できる団体は、民営化を含め将来の経営のあり方の検討を行う。(1 団体)
- (3) 事業分野が類似・共通している団体については、経営効率化の観点から統合(管理部門の統合を含む。)する。(12 団体、管理部門のみ 7 団体)
- (4) 県の関与の必要性が希薄となった団体は、関与のあり方を見直す。(2 団体)
- (5) 今後とも存続させる団体(統合により存続する団体を含む。)については、組織体制、運営方法等を抜本的に見直す。

○県において実施する改革事項

(1) 改革推進体制

公社等外郭団体改革推進会議(仮称)の設置
 公社等外郭団体経営評価委員会(仮称)の設置
 評価結果の公表

(2) 人材育成等

県職員の派遣の見直し、団体の主体的運営の確保やプロパー職員の士気の高揚

(3) 財政的、人的支援の見直し

経営努力を促進するための助成方式の導入
 人件費の抑制、事務事業の見直し

○経営改善計画

存続団体(統合により存続する団体を含む。)は、経営改善計画を策定する。

※出所「公社等外郭団体改革指針」を要約

イ. 行政改革の成果

福岡県によると、行政改革の成果として次のとおり示されている。

【行政改革の成果】

福岡県の行政改革の状況について

- 1 職員数（定数）の削減
知事部局の職員数を 2,541 人（24.3%）削減（H7→H23）
- 2 公社等外郭団体の見直し
団体数、常勤役職員数、県からの財政支出共に大幅削減（H13→H23）
- 3 アウトソーシング・民間移譲
アウトソーシングの推進により 547 人の職員数を削減（H14→H23）
（庶務会計事務、パスポート発給、職員研修等）
県立病院及び福祉施設の民間移譲等を実施
（県立病院の民間移譲及び公設民営化、福祉施設の廃止及び民間移譲）
- 4 出先機関の見直し
保健所と福祉事務所、農林事務所と農業改良普及センターの統合
県税事務所、児童相談所、保健福祉環境事務所、土木事務所の再編
- 5 給与等の抑制
給与構造改革の推進（年功重視の抑制、全体水準の通減、初任給の見直し等）
諸手当の見直し（特殊勤務手当、旅費、通勤手当の見直し等）
直面する厳しい財政状況にあわせ、緊急の給与減額を実施
- 6 事務事業の見直し等による歳出削減
事務事業の見直し等の改革に取り組んだ結果、それぞれ以下の改革効果

	改革効果額（億円）
財政健全化指針（H9～H11）	440
緊急財政改革実施計画（H11～H13）	430
財政構造改革プラン（H14～H18）	1,661
新財政構造改革プラン（H19～H23）	2,461

※出所「H23.9.5 開催第 1 回行政改革審議会 資料 3」を要約

(4) 他県との比較

福岡県の状況について、他県との比較を行った。県の財政負担は、人口、面積、産業の状況によって異なり、また、業務については、県が実施する業務の一部を実施している政令指定都市（以下「政令市」という。）の有無及び人口や面積等に占める割合によって異なるを考える。そこで、次の県を対象とし、比較を行った。

【比較対象とした県】

比較対象とした県	比較対象とした理由
千葉県	人口及び面積が類似している県
広島県（中国地方）、 宮城県（東北地方）	人口及び面積に対し政令市が占める割合が類似しており、各地方における中核的な役割を担っている県

ア. 人口、面積及び産業の比較

比較対象とした県の人口及び面積等の状況は次のとおりである。年齢区分別人口割合は大差ない。ただし、「2. 福岡県の状況」に記載したとおり、各県内においては都市部と周辺部などにおいて差が生じているものと思われる。

【県の人口及び面積の比較】

	福岡県	千葉県	広島県	宮城県
人口 (人)	5,071,968	6,216,289	2,860,750	2,348,165
年少人口割合	13.6%	13.0%	13.7%	13.2%
生産年齢人口割合	64.1%	65.4%	62.4%	64.4%
老年人口割合	22.3%	21.5%	23.9%	22.3%
面積 (k m ²)	4,977.24	5,156.60	8,479.58	7,285.76
人口密度 (人/k m ²)	1,019.03	1,205.50	337.37	322.30
政令市人口 (人)	2,440,589	961,749	1,173,843	1,045,986
対県全体比率	48.1%	15.5%	41.0%	44.5%
政令市面積 (k m ²)	829.21	272.08	905.41	783.54
対県全体比率	16.7%	5.3%	10.7%	10.8%

※出所「人口：国勢調査（平成 22 年 10 月 1 日現在）」

「面積：全国都道府県市区町村別面積調（平成 22 年 10 月 1 日現在）」

産業区分別就業者割合を比較すると、宮城県では第 1 次産業の割合が大きく、広島県では第 2 次産業の割合が大きくなっている。福岡県では、千葉県と比較して、第 2 次産業の就業者割合はほぼ同じであるが、県内総生産額の割合では、6%近くの差がある。

【産業の比較（就業者数、県内総生産）】

	福岡県	千葉県	広島県	宮城県
就業者数 (人)	2,297,154	2,948,581	1,398,474	1,107,773
第 1 次産業の割合	3.5%	3.7%	4.3%	6.2%
第 2 次産業の割合	21.6%	21.7%	27.2%	23.5%
第 3 次産業の割合	73.0%	72.0%	66.9%	69.1%

	福岡県	千葉県	広島県	宮城県
県内総生産(億円)	180,200	196,889	115,156	81,934
第 1 次産業の割合	0.8%	1.2%	0.7%	1.7%
第 2 次産業の割合	18.4%	24.2%	27.8%	17.6%
第 3 次産業の割合	80.8%	74.6%	71.5%	80.8%

※出所「就業者数：国勢調査（平成 17 年 10 月 1 日現在）

県内総生産（名目）：県民経済計算年報（平成 20 年度）」

イ. 行財政状況の比較

財政状況を比較すると、実質収支は 4 県ともプラスであるが、単年度収支は 3 県がマイナスとなっている。このうち、広島県及び宮城県の実質単年度収支がプラスとなっているのは、財政調整基金等の積立てを行ったためである。

地方債の残高を人口一人当たりで比較すると、少ない方から、千葉県、福岡県、宮城県、広島県の順となっている。

【財政の比較（平成 21 年度普通会計決算）】

（単位：億円）

	福岡県	千葉県	広島県	宮城県
歳入総額	16,923.8	16,086.1	9,704.5	8,732.8
歳出総額	16,575.7	15,946.6	9,566.0	8,583.4
実質収支	16.5	61.6	24.0	40.8
単年度収支	△ 0.9	16.0	△ 0.5	△ 9.9
実質単年度収支	△ 10.5	34.6	57.3	17.6
公債費負担比率	15.6%	15.7%	19.9%	17.9%
地方債残高 (人口 1 人当たり)	28,099.1 (56 万円)	25,240.7 (41 万円)	19,341.1 (68 万円)	14,487.2 (62 万円)
財政調整基金現在高	47.3	16.2	74.9	71.5
減債基金現在高	293.3	-	8.2	153.9
経常収支比率	95.1%	97.1%	92.2%	94.2%

※出所「決算カード」

職員数を人口 1 万人当たりで比較すると、福岡県は公営企業等及び教育部門の職員数が少なく、警察職員が多くなっている。

【人口 1 万人当たり職員数等の比較（平成 22 年 4 月 1 日現在）】（単位：人/万人）

	福岡県	千葉県	広島県	宮城県
全職員数	100.1	100.7	108.9	120.4
うち一般行政	15.7	11.5	16.5	20.8
うち教育	61.8	63.5	68.3	78.0
うち警察	22.4	20.3	19.7	17.9
うち公営企業等	0.2	5.4	4.4	3.7

※出所「地方公共団体定員管理調査結果」及び「各県推計人口」

3. 福岡県における基金、出資金、貸付金及び未収金の状況

(1) 地方自治体における財産区分と監査対象

地方自治法（以下「自治法」という。）第 237 条第 1 項によれば、「『財産』とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」とされている。

財産の区分と今回の監査対象との関係は次のとおりである。

【地方自治体の財産の区分と監査対象との関係】

財産の区分		監査対象
公有財産（自治法第 238 条）		
(1) 不動産		
(2) 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機		
(3) 前 2 号に掲げる不動産及び動産の従物		
(4) 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利		
(5) 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利		
(6) 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利	→	株式に限り 出資金を含む
(7) 出資による権利	→	出資金
(8) 財産の信託の受益権		
物品（自治法第 239 条）		
債権（自治法第 240 条）	→	貸付金及び 貸付金に係る 未収金に限る
基金（自治法第 241 条）	→	基金

なお、地方財政法第 8 条において、地方自治体の「財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」とされている。

(2) 基金

ア. 基金の概要

自治法第 241 条第 1 項によれば、地方自治体は、「条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために基金を設けることができる。」とされている。

基金の運用、管理、処分等については、同条に次のとおり規定されている。

【基金に関する自治法の規定】（下線は監査人が追加）

第 241 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実に効率的に運用しなければならない。

3 第 1 項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用益から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 第 1 項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第 233 条第 5 項の書類（注：決算書類）と併せて議会に提出しなければならない。

6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第 2 項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

イ. 福岡県における基金の状況

① 基金の分類

基金に対する監査を実施するに当たり、設置目的や原資等に様々な特徴が見受けられたことから、次のとおり基金の分類について整理を行った。

【基金の分類】

分類	内容	略称
財政調整等三基金	年度間の財源の不均衡を調整するために設置される財政調整基金のほか、財源調整的性質を持つ基金	財政
法律等で設置が規定されている基金	法律等により基金の設置が規定されている基金	法定
平成 20、21 年度に国庫補助金等を原資に設置された基金	平成 20、21 年度に国が交付した補助金等を原資に設置された基金	補助金
原資が寄附金である基金	篤志家等から寄附を受けた資金を原資に設置された基金	寄附金
原資が県税である基金	県税（法定外目的税）を原資に設置された基金	県税
原資が過去の不適正経理問題の返還金である基金	平成 8 年に発覚した不適正経理問題を受け、職員等が県に返還した返還金を原資に設置された基金	返還金
上記以外の基金	上記のいずれにも該当しない基金	その他

注：「法定」は「補助金」に該当するものを除く。

「環境保全基金」は国庫補助金等を原資に設置されている部分は一部である（グリーンニューディール基金分）が、全体を「補助金」に区分している。

なお、自治法上の分類によると次のとおりである。

【自治法上の分類】

分類	内容	福岡県における基金例
積立基金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金	財政調整基金 減債基金 定額運用基金以外の 特定目的基金
定額運用基金	特定の目的のために定額の資金を運用するための基金	土地開発基金 市町村振興基金 県立美術館美術品取得基金

② 福岡県が設置している基金の一覧

福岡県が設置している基金の一覧は次のとおりである。個別記載の欄に番号がある基金については、「第 3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見」にて個別に監査の結果又は意見を記載している。

【基金一覧表】（基金名における「福岡県」は省略している。）（単位：百万円）

No	基金名	H22 末 現在高	分類	監査 対象	個別 記載
1	財政調整基金	8,596	財政	○	—
2	減債基金	176,639	財政	○	—
3	公共施設整備基金	12,137	財政	○	⑨
4	高校生修学支援基金	1,638	補助金	○	—
5	地域づくり基金	5,025	その他	○	—
6	ぼた山防護施設維持等基金	845	法定	○	⑪
7	共助社会づくり基金	272	補助金	—注	—
8	アンビシャス外国留学支援基金	301	寄附金	○	⑥
9	消費者行政活性化基金	743	補助金	○	—
10	妊婦健康診査支援基金	1,575	補助金	○	—
11	地域自殺対策緊急強化基金	225	補助金	○	—
12	子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金	4,371	補助金	—注	—
13	医療施設耐震化臨時特例基金	6,489	補助金	○	—
14	地域医療再生基金	4,653	補助金	○	—
15	国民健康保険広域化等支援基金	1,071	法定	○	⑫
16	後期高齢者医療財政安定化基金	2,348	法定	○	—
17	介護基盤緊急整備基金	9,694	補助金	○	—
18	介護職員処遇改善等基金	10,249	補助金	○	—
19	介護保険財政安定化基金	12,907	法定	○	⑬
20	災害救助基金	2,617	法定	○	⑭注
21	高齢者等保健福祉基金	2,930	その他	○	③
22	はつらつ高齢社会づくり基金	1,000	返還金	○	④
23	子育て応援基金	17,347	補助金	○	—
24	こども育成基金	2,102	返還金	○	⑤
25	障害者自立支援対策臨時特例基金	7,440	補助金	○	—
26	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	7,905	補助金	○	—
27	緊急雇用創出事業臨時特例基金	19,286	補助金	○	—
28	ふるさと雇用再生特別基金	3,179	補助金	○	—
29	環境保全基金	4,510	補助金	○	—
30	産業廃棄物税基金	350	県税	○	—
31	中山間地域等ふるさと・水と土保全基金	1,028	法定	○	—
32	中山間地域等直接支払事業基金	—	法定	○	—
33	森林整備加速化・林業再生基金	908	補助金	○	—
34	県営林造成事業振興基金	—	その他	○	①
35	森林整備地域活動支援基金	150	補助金	○	—
36	森林環境税基金	1,537	県税	○	—
37	福祉のまちづくり基金	184	返還金	○	⑦
38	県営住宅敷金積立基金	1,609	その他	○	—
39	土地開発基金	5,020	その他	○	⑧
40	市町村振興基金	18,727	その他	○	⑩
41	県立美術館美術品取得基金	200	その他	○	②
計		357,808		39	14

注：監査対象欄に「—」を記載している 2 つの基金は、平成 22 年度中に創設された基金であるため、監査対象外としている。また、災害救助基金については、結果又は意見ではなく調査結果を記載している。

※出所「平成 22 年度 財産に関する調書」

③ 基金に関する規定及び体制について

基金を新たに設置する場合は、自治法第 241 条の規定にもとづき、条例制定又は改正が必要である。ただし、災害救助基金は災害救助法に設置根拠があるため、条例は制定されていない。

基金の運用に当たっては、自治法に「特定の目的に応じ」「確実かつ効率的に運用しなければならない」とされており、処分には、「当該目的のためでなければこれを処分することができない。」とされている。

福岡県における各基金条例においても「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。」と定められている。

実際の運用に当たっては、事務の効率化と県全体の資金繰りを調整する必要性などから財政課が各基金をとりまとめ一括して運用している。現在、国債及び地方債等の公債又は譲渡性預金や大口定期預金等の金融商品により運用されている。

基金管理所管部署は、基金条例や規程の管理、基金事業のとりまとめ、運用益等の受入や処分などの事務を行っている。

基金を活用した事業は、基金事業所管部署が実施している。基金事業所管部署では、事業の財源として基金からの繰入金を充てた予算要求を行い、査定後、予算に計上し、議決後事業を執行している。

【基金における役割分担】

担当部署	役割
基金管理所管部署	条例や規程の管理、基金事業のとりまとめ、運用益等の受入や処分等
基金事業所管部署	基金事業の立案（予算要求を含む）、実施、評価等
財政課	基金に属する現金等の運用、基金事業の予算査定

④ 基金規模等の他県比較

基金規模について他県比較を行った。財政調整基金の規模は、広島県及び宮城県と比較すると小さいが、減債基金及びその他特定目的基金の規模は大きくなっている。

土地開発基金の規模は、広島県及び宮城県が大きくなっている。

【基金の他県比較（平成 21 年度末現在）】

（単位：百万円）

区分	基金内容	福岡県	千葉県	広島県	宮城県
積立基金	財政調整基金	4,729	1,615	7,492	7,153
	減債基金	29,334	-	819	15,386
	その他特定目的基金	139,046	118,626	115,839	78,261
定額運用基金	土地開発基金	5,015	1,800	19,971	15,197
	その他定額運用基金	19,277	2,000	19,068	2,707

※出所「平成 21 年度都道府県決算状況調」総務省

(3) 出資金

ア. 出資金とは

公有財産には、出資による権利が含まれる。

出資による権利とは、株式会社、社団法人等に対する出資及び財団法人に対する出えんに伴う地方自治体の権利をいう。なお、株式会社に対する出資のうち株券が発行されている場合には、公有財産の有価証券として管理されている。

本報告書においては、公有財産における出資による権利と有価証券のうち株式を出資金として取り扱うこととする。なお、これら出資による権利と有価証券のうち株式を事実上区分する必要性は乏しいため、特段区分した記載は行っていない。

福岡県は、施策を遂行するに際し、県が直接事業を行うよりも民間活力等を備えた法人が事業を実施した方がより効果的、効率的に県民サービスを提供できる場合など、特定の公益目的等に応じて、法人に出資している。

出資を受けた法人においては、県以外からの出資も含め財産として運用管理を行っている。

イ. 福岡県における出資金の状況

① 出資団体の分類

福岡県の出資目的及び出資先の法人又は団体（以下「出資団体」という。）の事業内容、出資団体が実施する事業の地理的範囲等は多岐にわたるが、出資金に対する監査を実施するに当たり、次のとおり県の出資割合や事業内容等から整理を行った。

なお、全国的法人については、概要の把握のみを行い、詳細な監査は実施していない。

【出資先の分類】

分類	内容
公社等外郭団体	「福岡県公社等外郭団体の設立及び運営に関する指導要綱」に規定する公社等外郭団体 (1) 県の出資金、出えん金の割合が基本財産等の 50 パーセント以上の団体 (2) 県の出資金、出えん金の割合が基本財産等の 25 パーセント以上であり県の出資割合が最も大きく、かつ県の補助金や委託費などの財政支出等を行う団体（国、特殊法人等の関与が強く、国等の指導に委ねることが適当と認められる団体を除く。） (3) 前 2 号で定めるもののほか、県の行政との密接な関係を有しており、適切な指導が必要な団体
全国的法人	事業活動の範囲が全国的な法人又は全国規模で設立されている法人
その他の出資団体	上記以外の団体

② 福岡県が出資している団体の一覧

福岡県の出資団体は次のとおりである。なお、個別記載の欄に番号がある出資団体に対する出資金については、「第 3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見」にて個別に監査の結果又は意見を記載している。

【福岡県における出資団体数及び平成 22 年度末現在高】（単位：団体、百万円）

区分	団体数	H22 末現在高	監査対象	個別記載
(ア) 公社等外郭団体	29	153,524	28	4
(イ) 全国的法人	39	3,998	39	—
(ウ) その他の出資団体	50	24,868	50	8
計	118	182,390	117	12

(ア) 公社等外郭団体

公社等外郭団体は次のとおりである。

【公社等外郭団体一覧表】

(単位：百万円)

No	法人区分	団体名	H22 末現在高	県出資割合	監査対象	個別記載
1	株式会社	平成筑豊鉄道	75	27.5%	○	—
2	財団法人	福岡県産炭地域振興センター	2,477	96.5%	○	⑨
3	財団法人	アクロス福岡	200	66.7%	○	—
4	財団法人	福岡県女性財団	200	100.0%	○	—
5	財団法人	福岡県国際交流センター	1,500	78.6%	○	—
6	財団法人	福岡県動物愛護センター	10	100.0%	○	—
7	財団法人	福岡県生活衛生営業指導センター	4	40.0%	○	—
8	公益財団法人	福岡県地域福祉財団	1,500	94.8%	○	—
9	社会福祉法人	福岡県厚生事業団	10	100.0%	○	—
10	公益財団法人	福岡県人権啓発情報センター	200	100.0%	○	—
11	株式会社	大牟田リサイクル発電	280	45.2%	○	—
12	財団法人	福岡県環境保全公社	204	100.0%	○	—
13	財団法人	福岡県中小企業振興センター	2,123	85.0%	○	—
14	財団法人	福岡県産業・科学技術振興財団	2,300	89.8%	○	—
15	財団法人	飯塚研究開発機構	150	47.8%	○	—
16	公益財団法人	水素エネルギー製品研究試験センター	150	88.2%	○	—
17	財団法人	福岡県農業振興推進機構	368	88.0%	○	—
18	公益財団法人	福岡県水源の森基金	1,368	99.0%	○	—
19	財団法人	福岡県豊前海漁業振興基金	1,235	60.8%	○	—
20	財団法人	福岡県栽培漁業公社	250	41.7%	○	—
21	財団法人	福岡県建設技術情報センター	160	80.0%	○	⑦
22	特別法人	福岡県土地開発公社	30	100.0%	○	④
23	特別法人	福岡北九州高速道路公社	110,128	50.0%	○	—
24	特別法人	福岡県道路公社	22,357	75.2%	○	⑧
25	財団法人	福岡県下水道公社	41	50.0%	○	—
26	特別法人	福岡県住宅供給公社	4	76.0%	○	—
27	公益財団法人	福岡県暴力追放運動推進センター	1,219	71.7%	—注	—
28	財団法人	福岡県教育文化奨学財団	2,526	99.0%	○	—
29	財団法人	福岡県スポーツ振興公社	2,455	99.6%	○	—
計			153,524		28	4

注：監査対象欄に「—」を記載している公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターは警察本部の所管であるため、監査対象外としている。

(イ) 全国的法人

全国的法人は次のとおりである。今回は、概要の把握のみを行い、詳細な監査は実施していないため、監査対象欄を「△」としている。

【全国的法人一覧表】(県の出資割合は省略している。) (単位：百万円)

No	法人区分	団体名	H22 末 現在高	監査 対象	個別 記載
1	株式会社	日本宝くじシステム	2	△	—
2		地方公共団体金融機構	170	△	—
3	財団法人	消防試験研究センター	1	△	—
4	財団法人	救急振興財団	60	△	—
5	財団法人	地方公務員等ライフプラン協会	28	△	—
6	財団法人	地方公務員安全衛生推進協会	44	△	—
7	財団法人	都道府県会館	608	△	—
8	財団法人	地域活性化センター	5	△	—
9	財団法人	地域総合整備財団	150	△	—
10	学校法人	自治医科大学	198	△	—
11		被災者生活再建支援法人	2,203	△	—
12	財団法人	産業廃棄物処理事業振興財団	80	△	—
13	財団法人	休暇村協会	10	△	—
14	財団法人	伝統的工芸品産業振興協会	6	△	—
15	株式会社	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1	△	—
16	財団法人	日本立地センター	9	△	—
17	財団法人	全日本地域研究交流協会	50	△	—
18	独立行政法人	農林漁業信用基金	113	△	—
19	社団法人	全国鶏卵価格安定基金	9	△	—
20	社団法人	全日本卵価安定基金	7	△	—
21	社団法人	家畜改良事業団	7	△	—
22	公益社団法人	日本食肉格付協会	5	△	—
23	社団法人	日本草地畜産種子協会	0	△	—
24	財団法人	河川情報センター	10	△	—
25	財団法人	リバーフロント整備センター	5	△	—
26	財団法人	ダム技術センター	3	△	—
27	財団法人	沿岸技術研究センター	1	△	—
28	財団法人	港湾空間高度化環境研究センター	1	△	—
29	財団法人	港湾空港建設技術サービスセンター	5	△	—
30	財団法人	砂防フロンティア整備推進機構	3	△	—
31	一般財団法人	造水促進センター	2	△	—
32	財団法人	区画整理促進機構	10	△	—
33	財団法人	不動産適正取引推進機構	5	△	—
34	財団法人	建設業情報管理センター	25	△	—
35	財団法人	公園緑地管理財団	30	△	—
36	地方共同法人	日本下水道事業団	27	△	—
37	独立行政法人	都市再生機構	90	△	—
38	財団法人	高齢者住宅財団	15	△	—
39	財団法人	建築コスト管理システム研究所	1	△	—
		計	3,998	39	

(ウ) その他の出資団体

その他の出資団体は次のとおりである。

【その他の出資団体一覧表】

(単位：百万円)

No	法人区分	団体名	H22 末 現在高	県出資 割合	監査 対象	個別 記載
1	財団法人	国際東アジア研究センター	100	10.7%	○	—
2	財団法人	九州大学学術研究都市推進機構	46	23.0%	○	—
3	株式会社	白島石油備蓄	5	5.0%	○	—
4	財団法人	特定鉱害復旧事業センター	9,946	29.1%	○	—
5	株式会社	九州国際エフエム	44	8.7%	○	—
6	株式会社	久留米鳥栖広域情報	3	1.4%	○	—
7	株式会社	有明ねっとこむ	4	2.3%	○	—
8	独立行政法人	空港周辺整備機構	50	3.6%	○	—
9	株式会社	北九州エアターミナル	1,000	28.4%	○	—
10	株式会社	福岡空港ビルディング	818	18.9%	○	⑫
11	財団法人	あまぎ水の文化村	600	29.8%	○	①
12	株式会社	エイ・エフ・ビル管理	4	20.0%	○	—
13	株式会社	アビスパ福岡	1	1.1%	○	—
14	財団法人	福岡県消費者協会	0	10.7%	○	③
15	財団法人	北九州国際技術協力協会	70	13.6%	○	—
16	財団法人	福岡県メディカルセンター	10	45.5%	○	—
17	財団法人	北九州勤労青少年福祉公社	5	49.0%	○	⑩
18	財団法人	福岡県高齢者・障害者雇用支援協会	5	48.4%	○	—
19	株式会社	九州地理情報	12	12.0%	○	—
20	株式会社	サンアクアTOTO	12	20.0%	○	—
21	株式会社	ビー・ピー・シー	12	15.0%	○	—
22	株式会社	サンアンドホープ	12	4.4%	○	—
23	職業訓練法人	久留米地区職業訓練協会	3	2.8%	○	—
24	財団法人	直鞍情報・産業振興協会	3	1.7%	○	—
25	財団法人	久留米地域地場産業振興センター	5	24.8%	○	—
26		福岡県信用保証協会	7,616	15.8%	○	—
27	株式会社	福岡ソフトウェアセンター	150	14.3%	○	—
28	株式会社	大阪中小企業投資育成	20	0.3%	○	—
29	財団法人	西日本産業貿易コンベンション協会	4	0.2%	○	—
30	財団法人	福岡観光コンベンションビューロー	2	0.3%	○	—
31	財団法人	久留米観光コンベンション国際交流協会	2	1.7%	○	—
32	株式会社	北九州輸入促進センター	933	14.1%	○	⑤
33	財団法人	九州産業技術センター	45	4.2%	○	—
34	株式会社	北九州テクノセンター	500	22.4%	○	②
35	株式会社	福岡ソフトリサーチパーク	500	7.2%	○	—
36	株式会社	久留米リサーチ・パーク	466	29.5%	○	—
37	株式会社	久留米ビジネスプラザ	300	16.2%	○	—
38	株式会社	福岡農産物通商	3	3.1%	○	—
39		福岡県農業信用基金協会	879	18.5%	○	—
40	社団法人	ふくおか園芸農業振興協会	25	23.8%	○	—
41		福岡県花卉農業協同組合	0	0.0%	○	—
42	社団法人	福岡県畜産協会	80	22.9%	○	—
43	株式会社	九州乳業	0	0.1%	○	—
44		福岡県漁業信用基金協会	444	43.0%	○	—
45	財団法人	九州運輸振興センター	0	1.2%	○	—
46	株式会社	ひびき灘開発	28	2.0%	○	—
47	財団法人	筑後川水源地域対策基金	75	15.0%	○	⑪
48	特別法人	北九州市住宅供給公社	0	1.5%	○	—
49	財団法人	福岡県建築住宅センター	20	17.0%	○	⑥
50	財団法人	九州大学出版会	5	12.0%	○	—
		計	24,868		50	8

③ 出資金及び出資団体への関与に関する規定及び体制について

自治法は、地方自治体が出資している団体のうち一定のものについて、監査の実施又は首長の調査ができるとしており、毎事業年度経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出する義務を課している。具体的には次のとおりである。

【自治法に規定されている地方自治体の関与】

区分	対象となる法人等
A	地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、地方独立行政法人
B	資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社
C	資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人
D	補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの

関与	根拠	A	B	C	D
監査の実施(当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行)	自治法第199条	○	○	○	○
長の調査(予算の執行の適正を期するための状況調査、報告徴収)	自治法第221条	○	○	△注	○
経営状況の公表(毎事業年度経営状況書類を作成し議会に提出)	自治法第243条の3	○	○	△注	不要

注：Cについて、長の調査は、Dに当たる場合、つまり補助金、貸付金等財政的援助を与えている場合のみ可能であったが、平成 23 年 12 月 26 日の自治法施行令改正により、4分の1以上2分の1未満を出資している法人のうち条例で定めるものについては長の調査及び経営状況の公表の対象とすることが可能となっている。

なお、福岡県では、平成 8 年 10 月に「福岡県公社等外郭団体の設立及び運営に関する指導要綱」(以下「指導要綱」という。)を策定し、出資団体の指導等を行っている。その内容は次のとおりである。

【福岡県公社等外郭団体の設立及び運営に関する指導要綱】

<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、法令等に定めがあるもののほか、出資者等としての立場において、県の公社等外郭団体の設立及び運営に関する指導について必要な事項を定め、もって公社等外郭団体の設立及び運営の適正化に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において公社等外郭団体とは、知事、公安委員会及び教育委員会の所管に属する団体で、次のいずれかに該当する別記1の団体をいう。</p> <p>(1) 県の出資金、出捐金の割合が基本財産等の50パーセント以上の団体</p> <p>(2) 県の出資金、出捐金の割合が基本財産等の25パーセント以上であり県の出資割合が最も大きく、かつ県が補助金や委託費などの財政支出等を行う団体(国、特殊法人等(以下「国等」という。)の関与が強く、国等の指導に委ねることが適当と認められる団体を除く。)</p> <p>(3) 前2号で定めるもののほか、県の行政と密接な関連を有しており、適切な指導が必要な団体</p> <p>2 この要綱において所管部長とは、公社等外郭団体を所管する福岡県行政組織規則(昭和34年福岡県規則第66号)第8条第1項に規定する部長、福岡県警察の組織に関する規則(平成6年福岡県公安委員会規則第24号)第2条第1項に規定する部長及び福岡県教育庁教育次長をいう。</p>
--

(所管部長の責務)

第 3 条 所管部長は、所管する公社等外郭団体の設立に当たっては、法令に基づいて、又は出資者等として必要な検討、指導等を行うとともに、設立後においても所管する公社等外郭団体に対し、自主性を尊重しつつ設立の趣旨に沿ってその業務が適正かつ効率的に運営されるよう、常に適切な指導を行うものとする。

(総務部長による調整)

第 4 条 総務部長は、公社等外郭団体の設立及び運営に関し全庁的、中長期的な視点から必要な調整を行うものとする。

(設立に係る留意事項)

第 5 条 県が公社等外郭団体を設立する場合には、所管部長は、次の事項に留意することとし、別に定めるところにより総務部長に協議しなければならない。

- (1) 県が関与することが適当な事業内容や事業目的であること。
- (2) 既存の公社等外郭団体の活用によっては対応できないこと。
- (3) 事業計画、資金計画等の調査検討が十分なされており、基本財産等の運用益や事業収益等による独立採算を基本とした経営が可能であること。
- (4) 県の出資金及び出捐金の規模及びその割合が適当であること。
- (5) 経営責任が明確であり、民間企業の能率的な経営手法やノウハウを活用した効率的かつ弾力的な運営体制が確保されること。
- (6) 設立に当たっての基本的事項について、関係者間で合意がなされていること。

(運営指導に係る留意事項)

第 6 条 所管部長は、常に公社等外郭団体の運営状況を把握し、次の事項に留意して、公社等外郭団体の運営指導を行わなければならない。

- (1) 公社等外郭団体の再編整備
 - ① 設立目的を達成したものは廃止すること。
 - ② 情勢の変化に伴い必要性の低下したものは縮小すること。
 - ③ 設立目的や事業内容が類似のものは統合すること。
- (2) 公社等外郭団体の事業運営
 - ① 将来を見通した計画的な事業運営を行うこと。
 - ② 経営責任の明確化を図ること。
 - ③ 民間企業の能率的な経営手法を最大限取り入れた効率的な事業運営を行うこと。
 - ④ 公社等外郭団体としての使命感と企業の経営感覚の導入を図るため、役員及び職員の意識改革を行うこと。
- (3) 公社等外郭団体の組織の簡素・効率化及び役職員の適正配置
 - ① 事業内容や事務量の変化に即応し得る弾力的かつ効率的な組織とすること。特に、管理部門の縮小や公社等外郭団体間の類似業務の共同処理を行うこと。
 - ② 役員及び職員については、少数精鋭主義を基本とし、事務量の増減に応じた弾力的な配置に努めるとともに、公社等外郭団体間の人事交流を検討すること。
 - ③ 民間の経営ノウハウを有する者を積極的に役員に登用すること。
 - ④ 長期安定的な事業が見込めない団体については、将来の事業終息等を踏まえ、プロパー職員の採用は行わないこと。
- (4) 中期経営計画等の策定
 - ① おおむね 3 年から 5 年程度の中期経営計画を策定すること。
 - ② 経営状況が悪化した場合等においては、抜本的な見直しを内容とした経営改善計画を策定すること。
 - ③ 策定した中期経営計画等については、公表を行うこと。
- (5) 情報公開
 - ① 業務、財務に関する情報をインターネットを活用して積極的に公開すること。

(協議・報告)

第 7 条 所管部長は、公社等外郭団体が次に掲げる事項を行おうとする場合には、団体に対し事前に協議又は報告を求めるものとする。

- (1) 廃止又は統合
- (2) 定款又は寄附行為の変更
- (3) 諸規程の制定及び改廃（軽微なものを除く）
- (4) 業務運営の基本方針、中期経営計画及び経営改善計画の策定又は変更
- (5) 各年度の予算及び事業計画の作成又は変更
- (6) 決算報告又は事業報告
- (7) 基本財産の造成又は処分
- (8) 営利企業への出資、株式の取得、外債若しくは社債の購入、便宜供与、固定資産、高額な動産その他の重要な財産の取得又は処分等
- (9) 役員の選任又は解任
- (10) 組織の新設又は改廃
- (11) 職員数の変更
- (12) プロパー職員の採用
- (13) 前各号に定めるもののほか、団体の運営に係る重要な事項の決定

2 所管部長は、前項の協議等があった場合には、別に定めるところにより総務部長に協議又は報告を行い、当該公社等外郭団体に対し適切な指導及び助言を行わなければならない。

(業務状況の報告及び実地調査)

第 8 条 所管部長は、必要があると認めるときは、公社等外郭団体に対し、報告や資料の提出を求め、又はその職員をして実地に調査させるものとする。

(その他の団体に対する指導等)

第 9 条 所管部長は、公社等外郭団体以外の団体であって県が基本財産の一部を出資又は出捐している団体についても、必要な範囲において、公社等外郭団体に準じて指導を行うものとする。

(書類の整備)

第 10 条 所管部長は、公社等外郭団体に対する指導をより適切なものとするために、法令に定めるもののほか、次に掲げる書類を常に備えつけ、整理しておかなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 当該事業年度の事業計画及び予算
- (3) 前事業年度の運営状況及び決算
- (4) 組織並びに役員及び職員の状況
- (5) 業務運営の基本指針、中期経営計画及び経営改善計画
- (6) その他公社等外郭団体の運営に係る重要事項

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、公社等外郭団体の設立及び運営に関する指導について必要な事項は別に定める。

また、福岡県は平成 14 年度から、公社等外郭団体経営評価委員会において公社等外郭団体の経営評価を実施しており、その結果を公表している。

④ 出資金に関する他県比較

県が 25%以上出資している法人及び出資が 25%未満でも補助金又は貸付金等の財政的支援を行っている団体数について他県比較を行った。財団法人・社団法人（特例民法法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人及び公益社団法人の計）は、福岡県と宮城県が少し多くなっている。

【出資団体数比較（平成 21 年度決算）】 (単位：法人)

	福岡県	千葉県	広島県	宮城県
財団法人・社団法人	35	25	20	36
会社法法人	6	8	6	11
地方三公社	4	3	4	3
地方独立行政法人	3	0	1	2
計	48	36	31	52

※出所「財政状況一覧表（平成 21 年度決算）」

財政的援助の状況を比較すると、出資金及び貸付金は福岡県が多くなっている。

また、債務保証に係る債務残高が多くなっているが、そのほとんどが福岡北九州高速道路公社に対するものである。

【出資団体への財政的援助比較（平成 21 年度決算）】 (単位：百万円)

	福岡県	千葉県	広島県	宮城県
出資金	200,901	47,209	69,585	52,541
補助金	7,040	3,904	4,379	4,985
貸付金	126,357	54,357	85,085	31,647
債務保証に係る債務残高	350,139	31,417	86,375	17,403
損失補償に係る債務残高	1,310	5,882	13,716	33,776
一般会計等負担見込額	12,423	1,303	12,344	14,653

※出所「財政状況一覧表（平成 21 年度決算）」

(4) 貸付金

ア. 貸付金とは

地方自治体が有する貸付金とは、経済政策、社会政策その他各種の行政政策目的で、法律、条例等に基づき、民間事業者、個人等に対し、一般に低利で必要な資金を融通するものである。

貸付金は、自治法上、地方自治体の財産のうち債権に含まれる。

債権は、発生原因に基づき、公法上の債権と私法上の債権に区分される。

公法上の債権とは、公法上の原因（処分）に基づいて発生する債権をいい、さらに地方税の滞納処分の例により、強制徴収できるもの（強制徴収公債権）とできないもの（非強制徴収公債権）に区分される。

私法上の債権とは私法上の原因（契約、不法行為等）に基づいて発生する債権をいう。今回の「貸付金」は契約を原因とするため、私法上の債権に分類される。

【債権と強制徴収・強制執行】

	分類	具体例	強制手段
自治法上の債権	公法上の債権	地方税 (市県民税、固定資産税等)	強制徴収可
		分担金・過料・加入金・法律で定める使用料及び手数料その他の地方自治体の歳入 (保育園の保育料、下水道の使用料、道路占用料、国民健康保険料、介護保険料等)	
		法律に定めのない使用料及び手数料等 (公立学校授業料、幼稚園授業料等)	強制執行可
	私法上の債権	各種貸付金、公営水道料金、公立病院診療報酬、公営住宅使用料等	

イ. 福岡県における貸付金の状況

① 貸付金の分類

貸付金に対する監査を実施するに当たり、貸付目的、貸付先、貸付方式、期間等に様々な特徴が見受けられたことから、次のとおり貸付金の分類を整理した。

【貸付金の分類】

	分類	内容
貸付目的	事業	特定の事業を行うことを目的として貸し付けるもの
	運用	貸付先が貸付金の運用益により事業を実施することを目的として貸し付けるもの
	奨学	学問や学術研究を奨励することを目的として貸し付けるもの
	福祉	公的配慮によって社会の成員が等しく受けることのできる安定した生活環境をつくることを目的として貸し付けるもの
貸付先 (対象者)	市町村	地方自治体である市町村（市町村が 50%以上出資した団体を含む）
	事業者	個人事業者、法人及び団体（上記「市町村」を除く）
	特定者	特定の事業者
	個人	個人（貸付目的は、主に福祉又は奨学目的）
	金融	銀行、信用金庫、信用組合等の金融機関
貸付方法	直接	県が対象者に直接貸し付ける方式
	間接	県が貸し付けた資金をもとに貸付先がさらに他者に貸し付ける方式
	預託	県が金融機関に預託金を預け入れ、当該金融機関が事業者等に貸し付ける方式
期間	短期	貸付けから償還までが 1 年以内の貸付方式
	長期	貸付けから償還までが 1 年を超える貸付方式

② 福岡県が平成 22 年度当初に貸し付けた短期貸付金の一覧

福岡県が平成 22 年度当初に貸し付けた短期貸付金は次のとおりである。なお、個別記載の欄に番号がある貸付金については、「第 3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見」にて個別に監査の結果又は意見を記載している。

【貸付金（短期）一覧表】（平成 22 年 4 月 1 日貸付分のみ）（単位：百万円）

No	名称	分類			H22 貸付金	監査 対象	個別 記載
		目的	貸付先	方式			
1	工業用地造成事業貸付金	事業	特定者	直接	2,400	－注	－
2	私立幼稚園施設整備資金貸付金	事業	特定者	間接	218	○	①
3	国民健康保険高額療養資金貸付金	福祉	特定者	間接	60	○	－
4	母子寡婦福祉短期資金貸付金	福祉	特定者	間接	5	○	⑧
5	森林組合事業資金貸付金	事業	特定者	間接	150	○	－
6	造林用苗木需給対策資金貸付金	事業	特定者	間接	16	○	－
7	福岡県漁業信用基金協会運営資金貸付金	運用	特定者	直接	297	○	－
8	漁業協同組合等組織整備資金貸付金	事業	特定者	間接	110	○	－
9	住宅供給公社運営資金貸付金	事業	特定者	直接	1,200	○	－
10	中小企業従業員生活資金等 貸付制度資金貸付金	福祉	金融	預託	186	○	－
11	環境保全施設等整備資金貸付金	事業	金融	預託	56	○	－
12	木材産業等高度化推進資金貸付金	事業	金融	預託	190	○	－
13	中小企業振興資金貸付金	事業	金融	預託	103,709	○	－
14	企業立地促進融資	事業	金融	預託	165	○	⑥
				計	108,762	13	3

注：監査対象欄に「－」を記載している工業用地造成事業貸付金は企業局の所管であるため、監査対象外としている。

③ 福岡県が貸付残高を保有している貸付金の一覧

福岡県が平成 22 年度末現在残高を保有している貸付金の一覧は次のとおりである。なお、個別記載の欄に番号がある貸付金については、「第 3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見」にて個別に監査の結果又は意見を記載している。

【貸付金（長期）一覧表】

(単位：百万円)

No	名称	分類			H22 末 残高	監査 対象	個別 記載
		目的	貸付先	方式			
1	県立大学看護教員養成修学資金貸付金	奨学	個人	直接	2	○	—
2	地域総合整備資金貸付金	事業	事業者	直接	1,670	○	—
3	空港周辺整備機構事業資金貸付金 (無利子貸付金)	事業	特定者	直接	166	○	—
4	病院事業貸付金	事業	特定者	直接	1,265	○	—
5	看護師等修学資金貸付金	奨学	個人	直接	1,818	○	⑦
6	地域医療医師奨学金	奨学	個人	直接	5	○	—
7	介護福祉士等修学資金貸付金	奨学	個人	直接	183	○	—
8	介護保険財政安定化基金事業貸付金	事業	市町村	直接	49	○	—
9	カネミ油症患者生活資金貸付金	福祉	個人	直接	3	○	—
10	カネミ油症患者越年資金貸付金	福祉	個人	直接	2	○	—
11	社会福祉基金貸付金	運用	特定者	直接	97	○	④
12	災害援護資金貸付金	福祉	市町村	間接	152	○	—
13	母子福祉資金貸付金	福祉	個人	直接	2,073	○	—
14	寡婦福祉資金貸付金	福祉	個人	直接	43	○	—
15	地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金	奨学	個人	直接	0	○	—
16	中小企業近代化資金貸付金	事業	事業者	直接	10	○	—
17	小規模企業者等設備導入資金貸付金	事業	特定者	間接	3,733	○	—
18	中小企業高度化資金貸付金	事業	事業者	直接	13,839	○	⑤
19	地域ベンチャーファンド支援事業 に係る出資原資資金貸付金	事業	特定者	間接	291	○	—
20	水素エネルギー製品研究試験センター 建設用地購入資金貸付金	事業	特定者	直接	112	○	—
21	県産農林水産物輸出応援農工商連携 ファンド造成事業貸付金	事業	特定者	直接	1,600	○	—
22	農業改良資金貸付金	事業	事業者	直接	45	○	—
23	林業・木材産業改善資金貸付金	事業	事業者	直接	38	○	—
24	就農支援資金貸付金	事業	個人	間接	440	○	—
25	獣医師修学資金貸付金	奨学	個人	直接	29	○	—
26	沿岸漁業改善資金貸付金	事業	事業者	直接	539	○	—
27	九州旅客鉄道筑肥線複線化等事業貸付金	事業	特定者	直接	437	○	—
28	九州旅客鉄道篠栗線・筑豊本線 電化等事業貸付金	事業	特定者	直接	1,418	○	—
29	道路河川事業用地先行取得資金貸付金	事業	特定者	直接	3,000	○	—
30	福岡北九州高速道路公社建設資金貸付金 (特別転貸債貸付金)	事業	特定者	直接	78,559	○	—
31	福岡北九州高速道路公社経営 改善資金貸付金	事業	特定者	直接	15,000	○	—
32	立体自動車駐車場整備資金貸付金	事業	市町村	直接	63	○	③
33	組合等土地地区画整理資金貸付金	事業	事業者	直接	300	○	—
34	同和地区住宅改修資金貸付金	福祉	個人	直接	0	○	—
35	(財)福岡県教育文化奨学財団貸付金	奨学	特定者	間接	27,099	○	—
36	高等学校定時制課程修学奨励金貸付金	奨学	個人	直接	37	○	—
37	高等学校通信制課程修学奨励金貸付金	奨学	個人	直接	8	○	—
38	地域改善奨学資金貸付金	奨学	個人	直接	6,609	○	—
	合計				160,733	38	4

④ 貸付金及び債権管理に関する規定及び体制について

貸付金は、私法上の債権に該当するため、消滅時効等については民法（一部商法）の規定が適用される。

また、債権が履行期限後に履行されていない場合、すなわち、貸付金が償還期限後に償還されていない場合の督促及び履行期限の延長等については、自治法に規定されている。

福岡県では、特定の対象者ではなく、不特定多数の対象者に対し貸付制度を設ける場合は、条例、規則及び内規等を設けている。

各貸付金の所管部署においては、貸付金の受付、審査、決定、点検（確認）、貸付実行及び回収等の業務を行っている。

⑤ 貸付金残高規模等の他県比較

平成 21 年度末の貸付金残高について他県と比較すると、福岡県は教育関係の貸付金残高が特に多いことがわかる。

【平成 21 年度末貸付金残高の他県比較】 (単位：百万円)

	福岡県	千葉県	広島県	宮城県
転貸債関係	78,813	-	46,573	8,243
商工関係	22,235	23,669	25,391	25,682
農林水産業関係	2,961	1,660	21,699	13,623
民生・労働関係	3,377	5,244	3,418	1,244
住宅関係	0	27,137	104	2
交通・観光関係	17,711	74,021	-	1,515
開発関係	3,100	530	-	2,715
教育関係	32,752	1,643	6,016	9
その他	5,204	12,860	12,798	10,576
計	166,153	146,764	115,999	63,609

注：転貸債とは、国又は国の関係機関などから県が借り入れた資金を外郭団体等に貸し付ける（転貸しする）ものである。

※出所「平成 21 年度都道府県決算状況調」

(5) 未収金

ア. 未収金とは

未収金とは、収入未済額をいう。収入未済額とは当該年度の歳入として調定された徴収金等のうち、何らかの理由により当該年度の出納閉鎖期日までに納入されなかったものをいう。

なお、調定とは、地方自治体の歳入を徴収しようとする場合において、地方自治体の長がその歳入の内容を調査して収入金額を決定する行為、すなわち、徴収に関する地方自治体の内部的意思決定行為をいう。また、出納閉鎖とは、会計年度経過後当該年度の現金の移動を一切締め切って、元帳を封鎖し、出納を完結して決算に備えることをいい、その終期である 5 月 31 日を出納閉鎖期日という。

未収金についても、貸付金同様に地方自治体の財産のうち債権に含まれるが、未収金は、地方税、分担金、使用料、加入金、手数料、過料、貸付金等の科目から生じるため、公法上の債権と私法上の債権の両者を含むこととなる。

今回は、私法上の債権に当たる貸付金に係る未収金を監査対象として抽出している。

第 3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1. 監査の視点

「第 1 監査の概要 4. 監査の方法 (2) 監査の視点」に記載した 3 つの監査要点について、以下のとおり監査を実施した。

(1) 基金等に関する事務の適切性

基金、出資金、貸付金及び未収金（以下「基金等」という。）に関する事務は適切に実施されているかについて次の視点から監査を実施した。

ア. 基金

- ・基金の積立て、管理及び処分に関する手続は適切に実施されているか。
- ・基金を活用する事業の選定は適切に実施されているか。目的への適合性などは事前に適切に審査されているか。
- ・基金を活用した事業について、実施後の検査等は適切に実施されているか。

イ. 出資金

- ・出資の手続は適切に実施されているか。
- ・出資の意義や経緯は適切に把握されているか。
- ・出資及び出資団体に関する情報公開が適切に実施されているか。
- ・出資団体が解散した場合の残余財産の処分手続等は適切に実施されているか。

ウ. 貸付金及び貸付金に係る未収金

- ・貸付手続全般において、規程等のルールは整備されているか。
- ・貸付手続全般において、必要な知識や能力を持った体制が整備されているか。
- ・貸付けの決定や実行に当たり、規程等のルールは遵守されているか。
- ・債権の管理は適切に実施されているか。必要に応じ、債権管理マニュアルなどが整備されているか。また、マニュアルに従い実行されているか。
- ・債権の回収に当たり、規程等のルールは遵守されているか。
- ・延滞等が発生した場合、迅速かつ適切に対応されているか。
- ・長期にわたり滞留している債権への対応は適切に実施されているか。
- ・貸付金に関する情報公開が適切に実施されているか。

(2) 基金等の目的及び規模の適合性

基金等の目的及び規模が県民のニーズや県の担うべき役割に適合しているかについて次の視点から監査を実施した。

ア. 基金

- ・基金の設置や規模について、県の裁量があるか。法令や国の交付要綱で定められているか。
- ・設置目的が環境の変化に対応したものとなっているか。
- ・基金規模は県民や事業者等のニーズに対し適切なものとなっているか。
- ・基金を設けて実施すべき事業なのか。年度ごとの歳入歳出予算により対応できない性質のものか。
- ・果実運用型基金の場合、運用益だけで目的は達成されるか。取崩しの必要はないか。
- ・取崩型基金の場合、基金残高が減少した場合、その後の方針は検討されているか。

イ. 出資金

- ・県として出資を継続する意義はあるか。
- ・出資意義がない場合などにおいて、出資金の返還要請を行う必要はないか。
- ・出資の目的を達成する他の手段はないか。
- ・出資団体の存在意義は現在もあるか。出資団体の事業内容は環境の変化に適合しているか。
- ・出資団体の形態やあり方は適切か。
- ・出資団体と類似の団体が存在する場合、統合や事業譲渡、解散などについて検討しているか。

ウ. 貸付金及び貸付金に係る未収金

- ・貸付金制度の実施や規模について、県の裁量があるか。法令や国の要綱で定められているか。
- ・貸付目的が環境の変化に対応したものとなっているか。
- ・貸付規模は県民や事業者等のニーズに対し適切なものとなっているか。
- ・貸付目的を達成する他の手段はないか。
- ・貸付けの形態やあり方は適切か。
- ・県の類似制度、県以外の貸付機関とのすみ分けは整理されているか。
- ・貸付けの実施主体と貸倒れ等のリスクを負担する者が同一であるか。異なる場合それが明確に認識されているか。

(3) 基金等の有効活用

基金等は有効に活用されているかについて次の視点から監査を実施した。

ア. 基金

- ・事前の目標、指標は設定されているか。
- ・事後の効果測定は実施されているか。
- ・効果の検証を踏まえ改善等がなされているか。
- ・活用状況やその効果等について情報公開が適切に実施されているか。

イ. 出資金

- ・出資団体について適切にモニタリングされているか。
- ・出資団体において出資金は適切に管理・運用されているか。
- ・出資団体において出資金は有効活用されているか。活用されていない場合などにおいて、出資金の返還要請を行う必要はないか。

ウ. 貸付金及び貸付金に係る未収金

- ・事前の目標、指標は設定されているか。
- ・事後の効果測定は実施されているか。
- ・効果の検証を踏まえ改善等がなされているか。
- ・管理コストを踏まえた債権管理が実施されているか。

2. 監査の手続

上記監査の視点を踏まえ、以下のとおり監査を実施した。

(1) 監査の実施に当たっての準備

決算に係る財産に関する調書から基金等の一覧表を作成した。

一覧表を元に各所管部署に対し基金等に関する調書の作成を依頼し、作成された調書により概況を把握した。各調書の記載項目は次のとおりである。

ア. 基金

- ・基金名称、所管部署、根拠法令、基金種別、設置目的、設置当初基金額、主な活用方法、担当職員数、過去 5 年間の積立額、取崩額、運用利息、年度末残高及び活用状況など

イ. 出資金

- ・出資団体名、所管部署、団体設立目的、事業概要、設立年月日、県の出資金額、その他の出資者の状況、県からの財政的支援状況、人的支援状況、その他の関与状況など

ウ. 貸付金及び貸付金に係る未収金

- ・貸付金名称、所管部署、根拠法令、貸付目的、貸付先種別、主な貸付先、返還減免規定の有無、担当職員数、メニューごとの残高推移、予算執行額の状況、未収金の発生状況など

(2) 基金等に関する事務の適切性

監査対象とした基金等に関する事務が適切に実施されているかについて、各所管部署から下記資料を入手するとともに、担当者へのヒアリングを実施した。

ア. 基金

- ・基金の積立て、管理及び処分手続に関する資料
- ・基金を活用した事業の選定に関する資料
- ・基金を活用した事業の検査及び評価等に関する資料 など

イ. 出資金

- ・出資の手続に関する資料
- ・出資団体の財務諸表等情報公開に関する資料
- ・出資団体の解散に関する資料 など

ウ. 貸付金及び貸付金に係る未収金

- ・貸付手続（受付、審査、貸付決定、交付等）に関する資料
- ・債権管理に関するマニュアル及びその執行状況に関する資料
- ・債権の回収に関する記録、資料 など

(3) 基金等の目的及び規模の適合性

監査対象とした基金等の目的及び規模が県民のニーズや県の担うべき役割に適合しているかについて、平成 20 年度から平成 22 年度までの決算に係る定期監査資料のほか、下記資料を各所管部署から入手するとともに、担当者へのヒアリングを実施した。

ア. 基金

- ・基金に関する条例、要綱、事務処理要領等
- ・基金の原資が国の補助金等である場合は、当該国の補助金交付要綱等
- ・基金の設置経緯がわかる資料 など

イ. 出資金

- ・出資の経緯がわかる資料（追加出資を含む）
- ・出資団体の事業報告及び財務諸表 など

ウ. 貸付金及び貸付金に係る未収金

- ・貸付金に関する条例、要綱、要領等
- ・貸付金の事業スキームがわかる資料
- ・貸付制度が国の制度に基づく場合は、当該国の制度がわかる資料
- ・法令に基づくものではなく、特定の貸付先を対象とした貸付金の場合は、当該貸付の実施に至る経緯がわかる資料（契約書等） など

(4) 基金等の有効活用

監査対象とした基金等が目的に従い有効に活用されているかについて、各所管部署から下記資料を入手するとともに、担当者へのヒアリングを実施した。

ア. 基金

- ・基金の目標設定、効果測定、効果の検証に関する資料 など

イ. 出資金

- ・出資団体のモニタリングに関する資料
- ・出資団体における財産の管理・運用に関する資料
- ・出資団体の事業内容に関する資料 など

ウ. 貸付金

- ・貸付金の目標設定、効果測定、効果の検証に関する資料 など

(5) その他

上記(1)から(4)までの手続を補完するため、下記の手続を実施した。

- ① 過去の包括外部監査の内容を確認した。
- ② 公社等外郭団体経営評価委員会の内容を確認した。
- ③ 会計検査院の報告事項のうち関連するものについて内容を確認した。
- ④ 出資証券等の管理状況について会計課保管分を実査した。
- ⑤ その他必要に応じて、資料の入手、関係者へのヒアリングを実施した。

3. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

(1) 区分ごとの監査の結果及び意見の件数

区分ごとの監査の結果及び意見の件数は、次のとおりである。

【区分ごとの監査の結果及び意見の件数（全般に関するものを含む）】

区分	結果	意見	頁
基金（基金を活用した貸付金を含む）	0 件	1 7 件	51～ 96
出資金（出資団体に対する貸付金を含む）	1 件	1 4 件	97～156
貸付金（貸付金に係る未収金を含む）	3 件	1 2 件	157～189
計	4 件	4 3 件	

(2) 監査の結果及び意見の内容と対象

監査の結果及び意見の内容は、以下のとおりである。

ア. 基金（基金を活用した貸付金を含む）

① 基金全般に関する監査の結果及び意見

	区分	項目	頁
1	意見	基金を維持する必要性及び基金の有効活用に関する定期的かつ全庁的な検討について	51
2	意見	基金事業の成果検証及び情報公開について	53
3	意見	国からの交付金を財源とした基金事業に係る検査等の実効性の確保について	54
4	意見	国からの交付金を財源とした基金事業の成果検証及び基金終了後の対応について	56

② 個別の基金に関する監査の結果及び意見

	基金名	区分	項目	頁
1	県営林造成事業振興基金	意見	基金廃止の検討について	57
2	県立美術館美術品取得基金	意見	基金の活用方法等の見直しについて	59
3	高齢者等保健福祉基金	意見	基金の活用方針の明確化及び事業内容等の情報公開について	61
4	はつらつ高齢社会づくり基金	意見	目標設定や効果検証を踏まえた事業選定の仕組みの導入及び情報公開について	64
5	こども育成基金	意見	目標設定や効果検証を踏まえた事業選定の仕組みの導入及び情報公開について	67
6	アンビシャス外国留学支援基金	意見	目標設定や効果検証を踏まえた基金の有効活用について	71
7	福祉のまちづくり基金	意見	基金事業の成果検証及び情報公開について	74
8	土地開発基金	意見	基金の運用方法の見直し及び情報公開について	76
9	公共施設整備基金	意見	全庁的かつ中長期的な公共施設整備計画の策定及び基金の計画的な積立ての検討について	81
10	市町村振興基金	意見	市町村応援元氣フクオカ資金の効果の検証及び情報公開について	83
11	ぼた山防護施設維持等基金	意見	ぼた山防護施設整備後の定期的な状況把握について	87
12	国民健康保険広域化等支援基金	意見	基金条例の改正による基金の有効活用について	89
13	介護保険財政安定化基金	意見	基金取崩しの際の検討について	92

イ. 出資金（出資団体に対する貸付金を含む）

① 出資金全般に関する監査の結果及び意見

	区分	項目	頁
1	意見	出資継続の必要性等に関する定期的かつ全庁的な検討について	97
2	結果	出資金を財源とした財産運用における仕組債購入に係る協議手続の不備について	99
3	意見	仕組債による資金運用に関する諸問題への対応について	104

② 個別の出資金に関する監査の結果及び意見

	出資団体名	区分	項目	頁
1	(財)あまぎ水の文化村	意見	団体のあり方の検討について	110
2	(株)北九州テクノセンター	意見	出資持分の譲渡に関する検討について	114
3	(財)福岡県消費者協会	意見	県消費生活センターとの統合による消費者行政に係る体制強化について	116
4	福岡県土地開発公社	意見	団体の解散について	121
5	(株)北九州輸入促進センター	意見	団体に対するモニタリングの強化について	125
6	(財)福岡県建築住宅センター	意見	団体に対する委託料の水準等の見直しについて	128
7	(財)福岡県建設技術情報センター	意見	団体に対する委託料の水準等の見直しについて	133
8	福岡県道路公社	意見	適切な償還計画の見直し及び対応策の検討並びに情報公開について	139
9	(財)福岡県産炭地域振興センター	意見	団体に設置された基金を活用した事業の効果検証及び情報公開について	144
10	(財)北九州勤労青少年福祉公社	意見	団体の解散に伴う残余財産の処分に関する手続の整備について	147
11	(財)筑後川水源地域対策基金	意見	団体が実施する事業の位置づけの明確化及び事務諸費等削減に関する指導について	150
12	福岡空港ビルディング(株)	意見	県が受領している配当金の活用について	153

ウ. 貸付金（貸付金に係る未収金を含む）

① 貸付金全般に関する監査の結果及び意見

	区分	項目	頁
1	意見	貸付金制度を維持する必要性及び有効活用に関する定期的かつ全庁的な検討について	157
2	意見	債権管理マニュアルの整備及び運用の徹底について	159
3	意見	債権管理専門部署の設置について	160
4	意見	債権管理条例の制定による不納欠損処理について	162
5	意見	反復かつ継続的に実施されている短期貸付金の検証及び見直しについて	164

② 個別の貸付金に関する監査の結果及び意見

	貸付金名	区分	項目	頁
1	私立幼稚園施設整備資金 貸付金	意見	ニーズの把握及びその結果を踏まえた制度の見直しについて	166
2	消費生活協同組合資金貸付金	意見	本貸付金制度の廃止について	170
3	立体自動車駐車場整備資金 貸付金	結果	貸付申請書類等文書の保管について	172
		意見	本貸付金制度の廃止も含めた抜本的な見直しについて	
4	社会福祉基金貸付金	結果	貸付契約書の原本保管について	175
5	中小企業高度化資金貸付金	結果	利用状況報告書及び決算書の入手について	177
		意見	本貸付金制度の運用のあり方検討について	
6	企業立地促進融資	意見	本貸付金制度の見直しについて	183
7	保健師、助産師、看護師及び 准看護師修学資金貸付金	意見	需給見通しを踏まえた貸付金事業の実施について	186
8	母子寡婦福祉短期資金貸付金	意見	広報等の実施による制度の利用促進について	188

4. 基金（基金を活用した貸付金を含む）に関する監査の結果及び意見

基金（基金を活用した貸付金を含む）について、基金全般に関する監査の結果及び意見を「(1) 基金全般に関する監査の結果及び意見」、個々の基金に関する監査の結果及び意見を「(2) 個別の基金に関する監査の結果及び意見」に記載している。

(1) 基金全般に関する監査の結果及び意見

基金全般について発見された事項は、以下のとおりである。

1) (意見) 基金を維持する必要性及び基金の有効活用に関する定期的かつ全庁的な検討について

【現状】

基金について監査を行ったところ、次のとおり、基金として維持する必要性が乏しく基金の廃止を検討すべきと考えられるものが見受けられた。

【監査で発見した廃止の検討を要する基金】

基金名	廃止を検討すべき理由	ページ
福岡県営林造成事業振興基金	長期にわたり基金残高がゼロであり、基金を維持する必要性は乏しい。	P. 57

また、基金の中には、次のとおり、設置目的に関連する事業は実施されているものの、結果として財源調整的な運用がなされているように見える基金が見受けられた。

【監査で発見した財源調整的な運用がなされているように見える基金】

基金名	内容	ページ
福岡県高齢者等保健福祉基金	基金の活用方針が不明確であり、多様な事業の財源に基金が充てられている。	P. 61
福岡県子ども育成基金	基金の設置目的に関する目標の設定等が行われておらず、多様な事業の財源に基金が充てられている。	P. 67

これらの基金について、具体的内容は別途個別に記載している。

【課題】

基金を設置し、維持することは、福岡県（以下「県」という。）が当該基金を活用し事業を実施していくという基本方針及び事業推進に関する積極的な姿勢を明確化したことになる。しかし、事実上、事業に活用されておらず、廃止の検討を要する基金が存続している。

本来、環境の変化に伴い所管部署がその必要性等について検討すべきであったにもかかわらず、このような基金が漫然と維持されているのは、所管部署が自ら廃止を含めた抜本的な見直しを行うことには限界があるためと考えられる。

また、結果として財源調整的な運用がなされているようにみえる基金については、本来基金で実施すべき事業の範囲が不明確なため、多様な事業の財源に基金が充てられており、所定の目的に沿って有効活用されているか疑問がある。

このような基金についても、基金を活用した事業を決定する時点で、基金で実施すべき事業なのか、基金自体を存続しておく必要があるのか等基金の必要性及び有効性の視点からの全庁的な検討が不足していることが考えられる。

【改善案】

今回、すべての基金を対象に、設置目的及び規模の適合性や有効性に関し監査を行ったが、状況の変化により見直しが必要となることも考えられるため、今後は、県において、定期的かつ全庁的に検討する仕組みを構築することを提案する。

基金は、条例に定められた設置目的に沿って具体的な活用方針が決定され、県民にとって効果的な事業が実施されるものである。一方で、環境の変化に伴い基金が県民ニーズに合致しなくなった場合等には、廃止を含め抜本的に見直す必要がある。

必要性及び有効性に関する具体的な検討事項は、次のとおりであり、まずは、すべての事項をゼロベースで検討し、その後は、例えば5年ごとに実施することが望ましい。

また、検討の結果は、県のホームページ等で広く県民に公表することが望まれる。

【基金の必要性及び有効性に関する検討事項】

- ①基金の設置目的を具体化した活用方針等と実施事業が合致しており、県民にとって有効な事業であるか
- ②基金の設置目的は環境の変化に適合しているか
- ③広域行政の見地から県が基金事業を実施すべき意義はあるか
- ④費用対効果の観点から、基金事業を見直すべき事項はないか

2) (意見) 基金事業の成果検証及び情報公開について

【現状及び課題】

県は、平成 22 年度末で 3,578 億円の基金を設置し、設置目的に沿った事業（以下「基金事業」という。）を実施している。

しかし、次の基金以外は、基金事業の成果が検証されていない状況にある。

【基金事業の成果が検証されている基金】

基金名	成果検証の実施方法
産業廃棄物税基金	庁内に産業廃棄物税に関する検討会を設置。 同検討会において、基金事業の成果が検証されている。
森林環境税基金	学識経験者等で構成される森林環境税事業評価委員会を設置。 同委員会において、基金事業の成果が検証されている。

県は、基金事業を通じ、県民の福祉の増進に資する取組を行っていると考えられる。しかし、基金事業で得られる成果の把握及び検証がなされないのであれば、基金の設置目的に沿った事業であっても、有効かつ効率的に活用されているのか不明である。

【改善案】

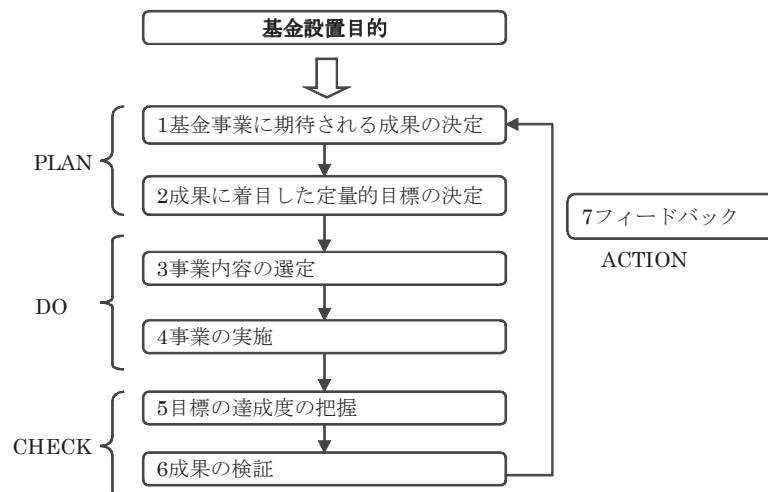
県は、基金事業の成果を把握し、検証することが望まれる。

成果の把握及び検証の方法は、基金ごとに、次のような P D C A サイクルを実施することが考えられる。また、P D C A サイクルの各段階の妥当性、公平性を担保するため、学識経験者等で構成される委員会を設置し、当該委員会の意見を反映させることを併せて検討することが望まれる。

把握した目標の達成度、成果の検証結果については、基金の目的や基金事業の内容と併せて、県のホームページ等で県民にわかりやすく公表することが望まれる。

ただし、基金の分類のうち「財政調整等三基金」及び「法律等で設置が規定されている基金」については、設置目的から考えて成果の検証といった考え方になじまないと考えられる。

【基金事業の P D C A サイクルイメージ】



3) (意見) 国からの交付金を財源とした基金事業に係る検査等の実効性の確保について

【現状】

国は、以前から交付金を都道府県へ交付することによる基金事業を実施していたが、平成 20 年 9 月の世界的な金融危機を受けて、同年 10 月以降、緊急の経済対策等を行っており、その一環として平成 20、21 年度に、多額の基金財源となる交付金を都道府県へ交付している。

このため、県は多数の基金を設置し、この基金を取り崩すことで種々の事業を行っている（以下、これらの基金を総称して「経済対策関連基金」という。）。また、これら基金は主に経済対策の観点から設置されているため、2 年から 5 年の取崩期限が定められており、この間に多額の取崩しが行われることとなる。ただし、期限終了時における残額は国へ返還する義務がある。

経済対策関連基金の概要等は次のとおりである。

【経済対策関連基金一覧】

(単位：億円)

基金名	国交付金名	取崩可能年度	交付金額
環境保全基金 (地域グリーンニューディール基金分)	地域環境保全対策費等補助金 (地域グリーンニューディール基金)	H21～H23	10
障害者自立支援対策臨時特例基金	障害者自立支援対策臨時特例交付金	H18～H23	116
妊婦健康診査支援基金	妊婦健康診査臨時特例交付金	H20～H24	42
子育て応援基金	子育て支援対策臨時特例交付金	H20～H26	190
緊急雇用創出事業臨時特例基金	緊急雇用創出事業臨時特例交付金	H20～H24	287
ふるさと雇用再生特別基金	ふるさと雇用再生特別交付金	H20～H23	70
地域活性化・生活対策臨時基金	地域活性化・生活対策臨時交付金	H20～H21	10
消費者行政活性化基金	地方消費者行政活性化交付金	H21～H24	10
地域自殺対策緊急強化基金	地域自殺対策緊急強化交付金	H21～H22	3
介護基盤緊急整備基金	介護基盤緊急整備等臨時特例交付金	H21～H23	121
介護職員処遇改善等基金	介護職員処遇改善等臨時特例交付金	H21	183
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金	H21～H23	55
森林整備加速化・林業再生基金	森林整備加速化・林業再生事業費補助金	H20～H23	18
高校生修学支援基金	高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金	H20～H26	33
医療施設耐震化臨時特例基金	医療施設耐震化臨時特例交付金	H21～H24	65
地域医療再生基金	地域医療再生臨時特例交付金	H21～H25	50
子宮頸がん予防ワクチン等 接種緊急促進基金	子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進 臨時特例交付金	H22～H23	44
合計			1,307

事業の実施に当たっては、国の実施要領及び交付金交付要綱、県の要綱により条件などが定められている。

県は、基金事業所管部署において、要綱等に基づき実績報告等による書面での検査を実施しており、基金によっては必要に応じ現地調査及び現地確認を行っている。

【課題】

経済対策関連基金は、取崩期限が定められているため、基金を財源とした事業の実施期間も 2 年間から 5 年間と比較的短期間となっている。

また、経済対策関連基金は、前ページの表のとおり総額約 1,300 億円の国からの交付金をもとに造成され、県又は市町村において短期間に多額の事業が行われている。

そのため、次のような課題がある。

- ・ 取崩期限が限られていること及び期限終了後の残余额は国に返還する義務があることにより、取崩期限中において、基金事業所管部署は、事業の企画、選定、実施等に集中せざるを得ないこと
- ・ 過去の会計検査院による実地検査においても、様々な不当事項が報告されており、本県においても、不当に実施されている事例がある可能性があること
- ・ 民間企業等による施設整備等ハード面に対する補助事業の場合、基金事業所管部署においては建築に関する知識等を通常持ち合わせていないため、助成対象の工事以外が行われていても発見できない可能性が高いこと
- ・ 人件費に対する補助事業又は雇用に関する委託事業の場合、要綱等に基づいた事業が実施されているか確認するには、必要に応じ事業所への立ち入り検査等を実施する必要があること

【改善案】

県は、基金事業が適正に実施されたか検査することが必要である。現在、書面での検査を中心に実施されているが、必要に応じ現地調査又は立入調査等を実施することによりその実効性を確保することが望まれる。

当面は、事業の企画、選定、実施等に注力するのはやむを得ないと考えるが、県は検査・監査体制を整備することが必要である。

例えば、全庁的に検査に必要な知識を持つ職員を集めた時限的な専門プロジェクトチームの設置や外部専門家の活用などが考えられる。

経済対策関連基金は、国からの交付金を原資としているが、県としては、単に国からの交付金に対する補助金適正化法に関する対応だけでなく、県や市町村における事業の執行体制やチェック体制の検証の意味からも県が率先して調査・監査を実施する意義があると考えられる。

4) (意見) 国からの交付金を財源とした基金事業の成果検証及び基金終了後の対応について

【現状及び課題】

「3) (意見) 国からの交付金を財源とした基金事業に係る検査等の実効性の確保について」に記載しているとおり、経済対策関連基金は取崩期限が定められているため、基金事業の実施期間も2年間から5年間と比較的短期間となっている。

しかし、事業の内容から、限られた期間で事業が終了しその後に同種の事業が継続されない場合、県民生活に与える影響が大きいと考えられる基金がある。

次の基金は、いずれも相談窓口の設置に伴う人件費等を賄うものである。基金の実施期間が終了すると、財源が措置されない場合、相談窓口の廃止又は大幅な規模縮小となる可能性が高い。

【今後も事業継続を検討すべき経済対策関連基金の例】

基金名	対象年度	事業内容
消費者行政活性化基金	H21～H24	消費生活相談窓口の設置、相談員養成等事業
地域自殺対策緊急強化基金	H21～H23	自殺対策相談窓口の設置、自殺対策に関わる人材の育成、普及啓発、関連事業を実施する市町村への助成等の事業

【改善案】

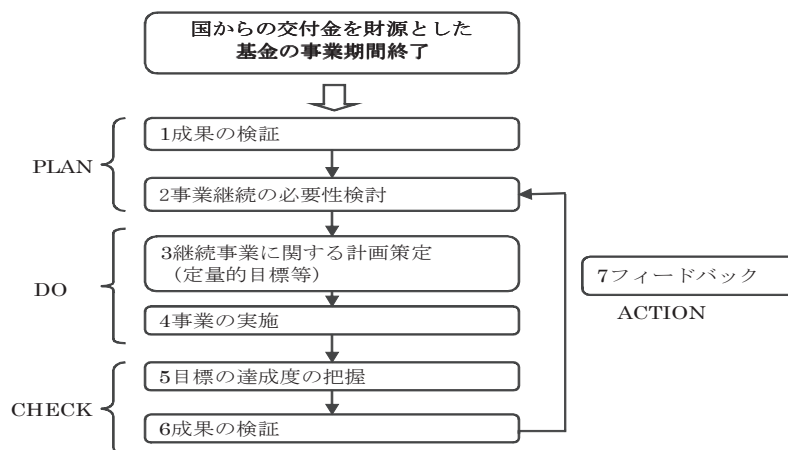
県は、基金を財源とした事業が終了する場合の県民生活に与える影響を踏まえ、定められた事業実施期間終了までに、同種の事業を実施するか否かの方針を決定する必要がある。

すなわち、基金事業自体は県が実施する事業であり、事業の対象は県民であることから、県においても、「2) (意見) 基金事業の成果検証及び情報公開について」で述べた成果の検証を前提とし、次のとおり、事業の必要性を検討し、継続が必要と判断した場合は、継続事業の計画を策定し実施することが望まれる。

なお、国からの交付金を財源とした基金事業であるため、今後も継続が必要である場合は、国に対し財源の追加措置等について要望することも必要である。

また、事業の必要性の検討結果及びその後の対応については、県のホームページ等で県民にわかりやすく公表することが望まれる。

【国からの交付金を財源とした基金事業の事後対応イメージ】



(2) 個別の基金に関する監査の結果及び意見

個別の基金について発見された事項は、以下のとおりである。

① 福岡県営林造成事業振興基金

<基金概要>

基金名	福岡県営林造成事業振興基金			
所管部署	農林水産部 森林保全課 県営林係			
根拠法令・条例等	福岡県営林造成事業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例			
設置目的	県営林の維持増進に必要な資金を準備するため			
設置年月日	S39.4.1			
種別	果実運用型			
平成 22 年度 決算状況	(単位：千円)			
	H21 末残高	H22 中増加	H22 中減少	H22 末残高
	-	-	-	-
備考				

<基金の活用状況>

(単位：千円)

充当事業名	事業内容	総事業費	基金充当額
なし		-	-
	計	-	-

1) (意見) 基金廃止の検討について

【現状】

県は、県営林の管理、県営林に係る木材の売却等の事業を行っており、当該事業から生じた売却収入等を管理する目的で、昭和 39 年に本基金を創設している。

具体的な基金の積立ての内容は、次のとおり条例に規定されている。

- ① 県営林の木竹売払代収入のうち、知事が基金として積み立てる額
- ② 県営林造成事業特別会計において歳入歳出の決算上生じた剰余金
- ③ 積み立てた金額から生ずる運用益

しかし、県営林事業に関する経営状況は厳しく、上記各号に関する積立ては、長期間行われておらず、基金の残高も長期にわたりゼロのままである。

【課題】

県営林事業に関しては、今後も積立てが発生する可能性は低く、このまま残高ゼロの状態が続くと予想される。

また、県は県営林を縮小する計画であり、土地、立木ともに所有している県有林は残し、土地所有者と分収契約により管理している県行造林²については分収契約を更新せず、平成 40 年度までに全ての分収契約を解消する方向にある。

一方で、本基金条例は、県営林の維持増進に必要な資金を準備することが目的であり、基金残高が存在することが前提である。

したがって、基金残高が現在ゼロであり、かつ、将来にわたっても積立てが行われる見込みが少ない現状から、条例の目的が達成できていないといえる。

【改善案】

上記課題に記載のとおり、本基金は、現在の状況をみると、基金として維持する必要性に乏しく、廃止を検討する必要があると考える。

² 県行造林とは、県が土地所有者と分収契約を結び、民有林野（市町村有林野も含む）に対して造林を行い、その収益を土地所有者と分収するもので、森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として実施している。

② 福岡県立美術館美術品取得基金

<基金概要>

基金名	福岡県立美術館美術品取得基金				
所管部署	教育庁 社会教育課 総務班				
根拠法令・条例等	福岡県立美術館美術品取得基金条例				
設置目的	福岡県立美術館の美術品の取得を円滑かつ効果的に行い、文化の振興を図ることを目的とする。				
設置年月日	H2. 3. 30				
種別	定額運用型				
平成 22 年度 決算状況	(単位：千円)				
		H21 末残高	H22 中増加	H22 中減少	H22 末残高
	美術品	70, 350	-	-	70, 350
	現金	129, 650	-	-	129, 650
	合計	200, 000	-	-	200, 000
備考	基金残高 200, 000 千円には、美術作品(絵画 2 点) 70, 350 千円が含まれており、当該金額は平成 21 年度末残高から平成 22 年度末残高まで増減していない。				

<基金の活用状況>

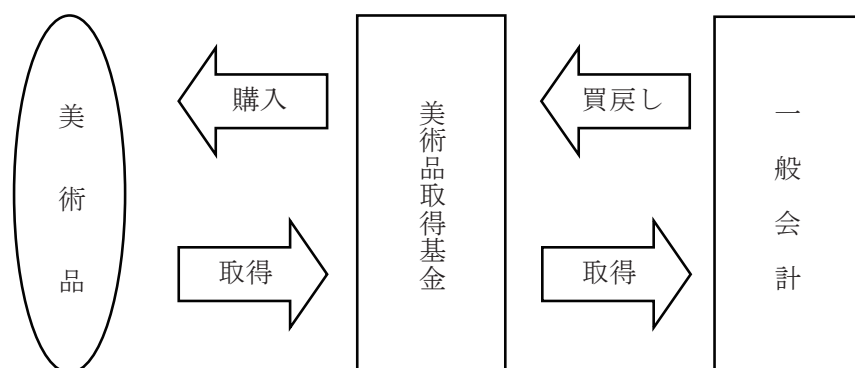
(単位：千円)

基金充当内容	基金充当残高
美術品 2 点	70, 350
計	70, 350

1) (意見) 基金の活用方法等の見直しについて

【現状】

本基金は、貴重な美術品の取得を円滑かつ機動的に行うために積み立てられている。基金により美術品を購入した場合は、一般会計でこの美術品を買い戻し、美術品を県有財産である物品として登録するとともに基金には現金が償還されることとなる。



しかし、現状は次のとおりである。

- ① 県財政の悪化のため、本基金で購入された美術品 2 点(平成 11 年度及び平成 13 年度に各 1 点ずつ購入)について、一般会計での買戻しは実行されていない。このため、当該美術品は県有財産である物品には登録されていない。また、買戻しを前提とするスキームであり、買戻しの滞留がある中で、新たな美術品の購入が困難となっていることから、平成 14 年度以降、基金を使用した美術品の購入はなされていない。
- ② 基金残高のうち現金として保有されている約 1 億 3 千万円は、他の基金とあわせ、財政課により一括運用されている。

【課題】

本基金で保有する美術品の買戻しが行われていない現状では、美術品の取得を円滑かつ効果的に行うという基金の目的が達成できていない。

【改善案】

本基金については、一般会計で買戻しを行うほどの資金的余裕がないという県の財政状況などから、本基金を効果的に活用するためには、現在の活用方法の見直し等について検討することが望まれる。

③ 福岡県高齢者等保健福祉基金

＜基金概要＞

基金名	福岡県高齢者等保健福祉基金			
所管部署	福祉労働部 福祉総務課 地域福祉係			
根拠法令・条例等	福岡県高齢者等保健福祉基金条例			
設置目的	高齢者等の保健福祉の増進を図るため			
設置年月日	H3. 7. 29			
種別	取崩型			
平成 22 年度 決算状況	(単位：千円)			
	H21 末残高	H22 中増加	H22 中減少	H22 末残高
	5, 012, 727	-	2, 082, 923	2, 929, 804
備考	原資：平成 3 年度から平成 5 年度にかけ各 24 億円、計 72 億円が 地方交付税措置されている 運用益は、基金に積み立てず直接事業の財源として充当されている。			

＜基金の活用状況＞基金充当額の（ ）内は、運用益の充当額を示している。(単位：千円)

充当事業名	事業内容	総事業費	基金充当額
ねんりんスポーツ文化祭開催事業費	ねんりんスポーツ・文化祭の開催に係る経費 (社会福祉法人福岡県社会福祉協議会に委託)	52, 355	10, 748 (21, 562)
高齢者スポーツ振興事業費	高齢者のスポーツ・健康づくり及び地域活動等を促進するための事業	3, 966	3, 019 (947)
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者の健康づくり及び地域活動等を促進するための事業	6, 275	1, 020 (5, 255)
在宅老人福祉対策費 (住宅改造助成事業)	高齢者及び障害者に配慮した住宅改造を行うために要する経費を助成	25, 501	17, 713 (7, 788)
在宅老人福祉対策費 (高齢者総合相談センター運営費)	高齢者に関する各種情報を収集し、各種の悩み事等に対し、総合的に対応し、高齢者福祉の増進に資する	14, 012	4, 443 (1, 395)
在宅老人福祉対策費 (介護実習・普及センター運営事業)	介護実習・普及センターの運営に要する経費	46, 030	13, 250 (4, 159)
障害者スポーツ振興事業費 (障害者スポーツレクリエーション振興事業)	障害者の各種スポーツ事業の実施	5, 249	1, 998 (627)
在宅心身障害児対策費 (心身障害児療育キャンプ事業)	在宅障害児・者の日常生活能力を高め、自立と社会参加を促進することを目的に各種キャンプを実施	9, 306	3, 541 (1, 112)
障害者福祉情報センター運営費	福岡県障害者福祉情報センターの運営に要する経費	8, 850	2, 615 (819)
高齢者在宅生活移行支援事業費	社会的入院患者の在宅生活への移行及びその定着の支援のための事業	1, 163	1, 163
里親支援事業 (里親掘り起こし事業)	広報啓発活動により里親制度の理解と協力を得るとともに、里親登録の推進を図る	239	120
子育て等に関する電話相談事業	妊娠期から子育て期の悩みや不安に対する電話相談事業	4, 650	4, 650
	計	177, 596	64, 279 (43, 664)

出納整理期間の調整額 2, 018, 644 千円

(前期出納整理期間 2, 082, 923 千円、当期出納整理期間 64, 279 千円)

1) (意見) 基金の活用方針の明確化及び事業内容等の情報公開について

【現状】

本基金は、平成 3 年度から平成 5 年度の 3 年間でそれぞれ 24 億円、計 72 億円が「ふるさと創生の福祉版」として国から地方交付税により措置され、積み立てられているものである。

積み立て後しばらくは、果実運用型の基金として運用されていたが、平成 17 年度に「ねんりんピック（全国健康福祉祭）」の事業費に充てるため、4.5 億円が取り崩されて以後、随時取崩しが行われ、平成 22 年度末現在基金残高は約 30 億円となっている。その沿革は次のとおりである。

【本基金の沿革】

年度	内容
平成 3 年度	地方交付税措置により「福岡県高齢者保健福祉基金」設置（24 億円） 果実運用型基金として運用益により事業実施 主に高齢者に対する在宅福祉対策に充当
平成 4 年度	地方交付税措置により基金積立て（24 億円） 基金条例を改正し、対象に障害者及び児童を加え、高齢者等とする
平成 5 年度	地方交付税措置により基金積立て（24 億円）
平成 12 年度	介護保険法の施行（介護保険による在宅福祉サービスの実施）
平成 17 年度	ねんりんピック（全国健康福祉祭）の開催に伴いその経費として一部 取崩し（4.5 億円）
平成 18 年度	介護保険法の改正（在宅福祉サービスの充実強化）
平成 19 年度	高齢者に関する事業（ひとり暮らし高齢者見守り対策等）及び障害者 に関する事業（障害者自立支援法の臨時対策事業など）の財源として 一部取崩し
平成 20 年度	上記平成 19 年度の事業に加え、児童に関する事業（保育対策等促進 費等）の財源としても一部取崩し
平成 21 年度	知的障害者福祉事業費等（主に国庫補助事業）の県負担分の財源とし て一部取崩し
平成 22 年度	前ページの基金の活用状況に示すとおり主に基金運用益を補充する 財源として一部取崩し

なお、本基金の積立て及び取崩しの状況は次のとおりである。

県は、平成 19 年に策定された行政改革大綱を受け、平成 20 年度及び平成 21 年度において集中的に取り崩し、現在、当初規模の 24 億円まで取り崩すという方針で基金の取崩しを行っており、そのほとんどが国庫補助事業の県負担部分の財源に充てられている。

【過去 5 年間の基金の積立て及び取崩しの状況】 (単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
積立額	-	-	16,075	10,484	-
取崩額	-	451,634	1,312,198	2,082,923	64,279
年度末残高	6,750,000	6,298,366	5,002,243	2,929,804	2,865,525

【課題】

国の意図は、今後確実に到来することが予想される超高齢社会に向け、集中的に財源を交付し、道府県には、民間事業者等の意見や要望を踏まえ、各地域の実情に合った事業を安定的に行うことができるように実施したものである。

しかし、基金管理所管部署における設置目的を踏まえた活用方針が、次のとおり明確でないと考えられる。

- ・ 基金設置前からの継続事業の財源となっていること
- ・ 国庫補助のある事業にも充当されていること
- ・ 運用益が充当されている事業に、取り崩した財源もあわせて充当されていること
- ・ 里親支援事業のように、総事業費 23 万円、基金充当額 12 万円といった極めて少額で、本来基金財源ではなく一般財源でも十分対応可能な事業にも充当されていること
- ・ 基金の活用に当たり、民間事業者等の意見や要望等を踏まえていないこと

【改善案】

上記現状を鑑みると、本基金は結果として財源調整的な運用がなされているようにみえるため、県は、明確な方針を策定し県民の福祉の増進に資する取組を行うことが望まれる。

高齢者や障害者の保健福祉に関し、県は、高齢者保健福祉計画及び障害者福祉計画を策定している。この 2 つの計画期間は平成 23 年度までであり、現在新たな計画を策定中である。これらの計画の策定に当たっては、現状把握、目標の設定、各種施策の立案が行われる。本基金の活用方法についても、これら計画の内容を踏まえ、検討することが望まれる。

また、本基金を活用した事業の内容、目標の達成状況などについては、県のホームページ等により積極的に公表することが望まれる。

④ 福岡県はつらつ高齢社会づくり基金

<基金概要>

基金名	福岡県はつらつ高齢社会づくり基金			
所管部署	福祉労働部 福祉総務課 地域福祉係			
根拠法令・条例等	福岡県はつらつ高齢社会づくり基金条例			
設置目的	高齢者が地域社会の中で積極的な役割を果たし、生きがいを持って生活できるはつらつとした高齢社会を実現するため			
設置年月日	H10.4.1			
種別	果実運用型			
平成 22 年度 決算状況	(単位：千円)			
	H21 末残高	H22 中増加	H22 中減少	H22 末残高
	1,007,287	-	7,243	1,000,044
備考	原資は不適正経理問題の返還金。 平成 22 年度の運用益は 20,045 千円である。			

<基金の活用状況>

(単位：千円)

充当事業名	事業内容	総事業費	基金充当額
ねんりんスポーツ文化祭開催事業費	福岡県ねんりんスポーツ・文化祭開催事業(社会福祉法人福岡県社会福祉協議会へ委託) ・総合開会式、啓発・交流イベント、各種交流大会等の実施 ・地区大会の実施 ねんりんピック(全国健康福祉祭)への参加選手派遣	52,355 注	20,045
	計	52,355	20,045

注：ねんりんスポーツ文化祭開催事業費は、本基金のほか「福岡県高齢者等保健福祉基金」からの運用益 21,562 千円、基金取崩しによる繰入金 10,748 千円を財源としている。

出納整理期間の調整額 7,243 千円

(前期出納整理期間 7,243 千円、当期出納整理期間-千円)

1) (意見) 目標設定や効果検証を踏まえた事業選定の仕組みの導入及び情報公開について

【現状】

本基金は、平成 8 年に発覚した県の不適正経理問題を受け、職員が返還した返還金約 60 億円のうち約 10 億円を原資として平成 10 年に設置されている。その運用益をもって、高齢者が地域社会の中で積極的な役割を果たし、生きがいを持って生活できるはつらつとした高齢化社会を実現することを目的としており、次の事業を助成対象としている。

- (1) 高齢者の生きがいづくりを推進するための環境整備事業の推進
- (2) 高齢者の生きがいづくりを推進するための先駆的な事業の推進
- (3) その他高齢者の生きがいづくり推進に資する事業の推進

平成 22 年度の活用状況は前ページに記載のとおりであり、新社会推進部県民文化スポーツ課所管の「ねんりんスポーツ・文化祭開催事業費」の財源の一部に運用益すべてが充てられている。

ねんりんスポーツ・文化祭の概要は次のとおりである。

【ねんりんスポーツ・文化祭の概要】

1. 開催目的
スポーツ・文化活動を通じた高齢者の生きがいづくり、仲間づくり、健康づくりを支援するとともに、世代を超えた交流を深め、社会参加を促進し、「はつらつとした高齢社会」を築くこと
2. 開催内容
啓発・交流イベント、スポーツ・リクリエーションイベント、文化イベントなど多彩なイベントを開催。
3. 主催
福岡県、福岡県ねんりんスポーツ・文化祭実行委員会
4. 開催期間及び場所
メインイベント：11 月中旬ごろの土日に開催
各スポーツ・文化交流大会：4 月から 12 月の間に随時開催
5. 参加資格
原則として県内在住の 60 歳以上の方（交流イベントは誰でも可）

※出所「ねんりんスポーツ・文化祭開催要項」から要約

また、ねんりん・スポーツ文化祭に関する指標として、延べ参加者数を設定し、その目標値が予算要求資料に記載されている。実施状況については、県がこの事業を委託している社会福祉法人福岡県社会福祉協議会のホームページに掲載されている。

県がこの事業の指標としている参加者数は、観覧者や来場者を含んだ数値であり、実施報告書によると、平成 22 年度の参加人数は約 20 万人となっている。

【課題】

現在の本基金について、次のとおり、基金管理所管部署において目的に対する有効性や効率性が十分に考慮されているとは言い難い。

- ・ 基金管理所管部署では現在事業が行われていないこと
- ・ 基金事業としては「ねんりんスポーツ・文化祭事業」だけであるが、指標としているイベントの延べ参加者数だけでは、目標達成を測る指標として適切でないこと

【改善案】

果実運用型の基金の場合、限られた運用益収入により事業を行うため、目的適合性の判断だけでなく、事業目的の達成状況についても評価し、効果的な事業へ重点的に財源が配分されているか検討する必要がある。

現在、一つの事業のみに基金運用益を充当しているが、高齢者をめぐる環境は変化しているため、次の点に留意し、基金の目的達成の観点から、効果的な助成事業であるか検討することが望まれる。

- ・ 基金設置から 13 年、ねんりんスポーツ・文化祭の開催から 10 年経過していること
- ・ 対象となる福岡県の 60 歳以上人口が 109 万人(H10. 3. 31 現在)から 153 万人(H23. 3. 31 現在)と約 1.5 倍となっていること、特に 80 歳以上人口は 18 万人から 33 万人と約 1.8 倍となっていること
- ・ 平成 12 年度から介護保険制度が、平成 20 年度から後期高齢者医療制度が導入されたこと
- ・ 平成 16 年に高年齢者雇用安定法が改正され、定年の引き上げ等が段階的に実施されていること

本基金は、その原資が不適正経理の返還金であるという基金設置の経緯からみても、他の基金や歳出以上に県民に対する説明責任は大きいと考える。その意味でも、他の基金の模範例となるような運用を期待する。

⑤ 福岡県こども育成基金

＜基金概要＞

基金名	福岡県こども育成基金			
所管部署	福祉労働部 児童家庭課 管理係			
根拠法令・条例等	福岡県こども育成基金条例			
設置目的	子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを積極的に推進することを目的とする。			
設置年月日	H10.4.1			
種別	果実運用型			
平成 22 年度 決算状況	(単位：千円)			
	H21 末残高	H22 中増加	H22 中減少	H22 末残高
	2,101,853	—	—	2,101,853
備考	原資は不適正経理問題の返還金。 平成 22 年度の運用益は 41,574 千円である。			

＜基金の活用状況＞

(単位：千円)

充当事業名	事業内容	総事業費	基金充当額
アンビシャス広場 づくり事業	地域における子どもの居場所づくりを支援	30,413	29,025
家庭のしつけ推進 事業	アンビシャス家庭教育推進事業検討会議の設置、 アンビシャスカレンダーの制作	1,714	1,714
青少年囲碁交流事 業	県内大会を実施し、その上位者を国際交流大会に 派遣	1,000	1,000
国際理解教育推進 事業	福岡県在住の留学生や、海外で活動経験を持つ日 本人が小中高校等へ訪問し、自らの体験を紹介	1,439	1,439
ハイリスク妊産婦 支援事業	ハイリスク妊産婦やハイリスク児に対する教室開 催等の支援、産後うつ病予防のための啓発冊子作 成等	1,692	1,692
乳幼児育児支援事 業	乳幼児の発達段階に応じた 3 種類の育児冊子を作 成し、同時に育児相談等の育児支援を実施	2,892	2,892
ごみ減量化促進対 策費（こども 3 R 学習事業）	夏休み親子リサイクル探検隊（リサイクル施設見 学）の実施	672	672
子どもたちの心と 体を育む食育推進 事業	子どもを対象にした農林漁業体験と調理体験を一 体的実施	1,683	1,683
思春期サポート活 動	児童の非行化防止・立ち直り支援のためのリーフ レット作成と、県内 4 地区における保護者等を対 象にした講演会の開催	378	378
少年健全育成活動	少年の健全育成を目的とした柔剣道合宿の実施、 柔剣道地区大会への支援	1,079	1,079
	計	42,962	41,574

1) (意見) 目標設定や効果検証を踏まえた事業選定の仕組みの導入及び情報公開について

【現状】

本基金は、平成 8 年に発覚した県の不適正経理問題を受けて、職員が返還した返還金約 60 億円のうち約 20 億円を原資として平成 10 年に設置され、その運用益をもって、次世代を担う子どもたちの健全育成等を行うものであり、次の事業に活用することとされている。

- (1) 子どもの健やかな育成を図るための環境づくりを推進する事業
- (2) 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進する事業
- (3) その他子どもの健全育成・子育て支援の推進に資する事業

具体的な事業については、毎年度、全庁的に募集し、基金管理所管部署（児童家庭課）が目的適合性を判断した後、基金事業所管部署において予算要求を行っている。

平成 22 年度の活用事業の状況は前ページに記載のとおりであり、新社会推進部青少年課所管の「アンビシャス広場づくり事業」が、基金充当事業費全体の約 7 割を占めている。なお、平成 22 年度の事業実施状況を基金事業所管部署別にまとめると次のとおりであり、基金管理所管部署である児童家庭課の事業は、全くない状況にある。ただし、平成 21 年度以前及び平成 23 年度は児童家庭課でも事業は実施されている。

【基金事業所管部署別 平成 22 年度事業実施状況】

基金事業所管部署	充当事業	金額（千円）	割合（％）
新社会推進部 青少年課	アンビシャス広場づくり事業 家庭のしつけ推進事業 青少年囲碁交流事業	31,739	76.3
保健医療介護部 健康増進課	ハイリスク妊産婦支援事業 乳幼児育児支援事業	4,584	11.0
農林水産部 農林水産物安全課	子どもたちの心と体を育む食育推進事業	1,683	4.1
県警本部 少年課	思春期サポート活動 少年健全育成活動	1,457	3.5
新社会推進部 国際交流局交流第一課	国際理解教育推進事業	1,439	3.5
環境部 循環型社会推進課	ごみ減量化促進対策費 (こども 3 R 学習事業)	672	1.6
合計		41,574	100.0

また、本基金の活用にあたって目標設定は明確にされておらず、効果の検証も特になされていない。さらに、本基金の活用状況についても県のホームページ等による公表はなされていない。

【課題】

上記現状のとおり、事業の選定に当たって、基金管理所管部署において基金の設置目的に対する有効性や効率性が考慮されているとは言い難い。

なお、一般に、特定目的の基金を設け、その運用益や基金の取崩しにより事業を行う理由としては、大きく次の 2 つであると考ええる。

- (1) 用途を指定した寄付金や交付金、目的税などを財源として事業を行う場合、他の目的に使用しないことを会計上も明確にする必要がある場合
方法としては、他に、特別会計を設ける方法がある。
- (2) 「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならぬ。」という自治法第 208 条第 2 項の会計年度独立の原則の例外的措置として、その年度の歳入規模と歳出規模に年度を越えた時間差が生じる場合
例外的措置としては、他に、継続費や繰越明許費、債務負担行為などがある。

【改善案】

上記現状を鑑みると、本基金は結果として財源調整的な運用がなされているようにみえる。本基金のような果実運用型の基金の場合、限られた運用益収入により事業を行うため、目的適合性の判断だけでなく、事業目的の達成状況についても評価し、より効果的な事業へ重点的に財源を配分することが必要である。

県においては、子どもの健全育成や子育て支援の推進に関し、次の計画を策定しており、本基金の活用事業をみると、これらの計画における取組とほぼ重なっている。また、県としての基本方針や数値目標の設定及び進行管理の仕組みの導入なども述べられており、各分野における施策実施の羅針盤ともいえるものである。これらの計画と基金を連携させ P D C A サイクルを確立することを提案する。これにより、さらに効果的な基金の活用が可能となる。

【基金活用事業と関連が深いと考えられる計画】

計画名	所管	計画年度	関係協議会
福岡県青少年健全育成総合計画 (福岡県青少年プラン)	新社会推進部 青少年課	H20～H24 (現在第三次)	福岡県青少年問題 協議会
福岡県次世代育成支援行動計画 (出会い・子育て応援プラン)	福祉労働部 子育て支援課	H22～H26 (現在後期)	ふくおか出会い・ 子育て応援協議会

まず、各計画における基金の役割を明確にし、基金における目標を設定する。次に、活用事業について、県庁内だけでなく、広く一般から提案を公募する。活用事業の妥当性（合目的性）や有効性、効率性の評価は、計画の関係協議会において審議し意見を具申しもらう。また、事業実施後の効果検証についても関係協議会による外部評価を行うとともに、その結果について広く県民に公表する。

まとめると、次のような流れになる。

【基金に関する P D C A サイクルの実施の流れ】

計画との一体管理（指標、目標の設定）

⇒事業提案の募集（県庁内外）

⇒審議会等への提案

⇒活用事業案のとりまとめ

⇒財政課による予算査定⇒予算策定

⇒事業実施

⇒審議会等での効果検証⇒一般への実施状況の公表

⇒目標の見直しや翌年度以降事業への反映

なお、基金と計画の一体管理に伴い、基金管理所管部署も再検討が必要である。子どもの健全育成目的の基金であれば新社会推進部青少年課、子育て支援目的の基金であれば福祉労働部子育て支援課というように、それぞれの計画所管部署が基金管理所管部署となるべきである。

本基金は、その原資が不適正経理の返還金であるという基金設置の経緯からみても、他の基金や歳出以上に県民に対する説明責任は大きいと考える。その意味でも、他の基金の模範例となるような運用を期待する。

⑥ 福岡県アンビシャス外国留学支援基金

<基金概要>

基 金 名	福岡県アンビシャス外国留学支援基金			
所 管 部 署	新社会推進部 青少年課 企画・広報班			
根拠法令・条例等	福岡県アンビシャス外国留学支援基金条例			
設 置 目 的	アンビシャスな青少年(豊かな心、幅広い視野、それぞれの志を持つたくましい青少年をいう。)の外国大学等への留学を支援し、国際的に活躍する人材の育成を推進するため			
設 置 年 月 日	H20. 3. 31			
種 別	取崩型			
平成 22 年度 決 算 状 況	(単位：千円)			
	H21 末残高	H22 中増加	H22 中減少	H22 末残高
	298,394	2,123	-	300,517
備 考	原資は篤志家からの寄附金。			

<基金の活用状況>

(単位：千円)

充当事業名	事業内容	総事業費	基金充当額
アンビシャスな青少年の 外国大学等への留学支援 事業	アンビシャスな青少年の留学先 の大学の授業料相当額を支援	7,941	7,941
計		7,941	7,941

出納整理期間の調整額 7,941 千円

(前期出納整理期間取崩額 -千円、当期出納整理期間取崩額 7,941 千円)

1) (意見) 目標設定や効果検証を踏まえた基金の有効活用について

【現状】

本基金は、県が実施している青少年アンビシャス運動の一つである「アンビシャス外国留学奨学金事業」を行うために運用されている。

県内の篤志家からの寄附を基に平成 20 年 3 月に設置されており、基金を取り崩し、外国の大学に留学する青少年に奨学金を交付することで、県の将来を担い、豊かな心、幅広い視野、それぞれの志を持って、国際的に活躍する人材の育成を行うこととされている。なお、設置後間もない基金であるため、第 1 期奨学生が社会に輩出されるのは、平成 25 年度以降となる。

事業の実施は、県が募集を行い、書類・面接審査を経て奨学生を決定している。本事業の募集要項では募集人数は若干名とされており、設置から平成 23 年度までの事業実績は次のとおりである。

なお、本基金がすべて取り崩された後の事業継続についての具体的な方針は、現在決定されていない。

【アンビシャス外国留学奨学金事業における奨学生の応募者数と決定者数】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
奨学生決定者数	3 名	2 名	6 名
奨学生応募者数	6 名	5 名	14 名

【課題】

日本人の海外留学者数は、近年の少子化、長引く不況による経済的理由及び帰国後の就職への不安並びに若者の内向き志向といった様々な影響を受け、平成 16 年をピークに年々減少している。

【日本から海外への留学者の推移】

(単位：人)

年	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
留学者数	78,151	79,455	74,551	82,495	80,023	76,492	75,156	66,833

※出所「日本人の海外留学者数について」文部科学省

経済のグローバル化が進む中、アジアの国際交流拠点都市である福岡県として国際競争に耐え得る人材を育成・確保する必要があるため、留学経験のある人材を育成することは県の担うべき役割である。

また、将来性のある若者の支援のために寄附を行った篤志家の期待に応えることも県の責務であるが、現在、基金規模は篤志家の寄附金に限られ、決定奨学者数も年に数名程度となっている。寄附金をもとに県が奨学金制度を設置しているが、事業への関与は手続的な面が強く、県が当目的に積極的に取り組んでいるとは言い難い。

なお、本基金が取り崩された後の県の具体的な方針は未定である。

【改善案】

県において、本基金を有効に活用するために、以下の改善案を提案する。

改善案	内容
1. 事業の認知度向上と事業規模の拡大	<p>事業内容の認知度を高めるため、次の方法が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、県は、ホームページにて、奨学生の留学報告を掲載しているが、奨学生の募集説明会又は報告会を開催し、奨学生に実際の経験について講話をしてもらう。 ・ 県が実施している他の青少年アンビシャス運動事業との連携を強化する。具体的には、青少年アンビシャス運動には 1,400 の団体が参加しているという特徴を活かし、各団体が実施している活動に奨学生が参加して講演を行う。 <p>また、県は、事業規模を拡大するため、自ら拠出し基金規模を拡大することを検討する必要がある。なお、寄附制度を設け、事業の認知度向上による寄附の受け皿とすることも考えられる。</p> <p>このように、事業規模を拡大することにより、意欲的な学生が積極的に応募するような土壌づくりができる。</p>
2. 帰国後の就職支援	<p>県が企業と提携して奨学生の就職支援を行うことにより、就職に対する不安を軽減し、かつ、留学経験のある人材を県内に確保することができるため、県経済の発展に寄与することが期待される。</p> <p>また、基金目的の達成度合いを把握しやすくなるため、情報公開の透明性を高めることができる。</p>
3. 他部署・他団体との連携	<p>留学生支援に関する事業を実施している教育庁高校教育課等と連携をとり、必要な情報交換を行うことで、事業内容の有効活用に役立てる。</p> <p>また、在住外国人や外国人留学生に対する支援等を行っている国際交流局との連携を行い、県内に留学している外国人との交流の場を提供することで、国際交流の支援および国際的な人材育成に寄与できる。</p> <p>その他、留学に関する情報などに強い旅行会社や、留学生支援を行っている NPO 法人、海外福岡県人会等との連携を行うことで、留学前の手続や、現地に行ってから奨学生の生活不適應に対して支援を行うことができる。</p>

本基金は、グローバル化している時代のニーズに合致しているため、有効に活用するとともに、さらに拡大発展させることにより、県の経済を牽引するような人材が育成でき、県経済の発展に寄与する人材の育成が期待できる。

⑦ 福岡県福祉のまちづくり基金

<基金概要>

基 金 名	福岡県福祉のまちづくり基金		
所 管 部 署	建築都市部 建築指導課 企画係		
根拠法令・条例等	福岡県福祉のまちづくり基金条例 福岡県福祉のまちづくり条例		
設 置 目 的	高齢者、障害者等をはじめ、すべての県民が自らの意思で安全かつ快適に生活することができる福祉のまちづくりを促進するため。		
設 置 年 月 日	H10. 3. 30		
種 別	取崩型		
平成 22 年度 決 算 状 況	(単位：千円)		
	H21 末残高	H22 中増加	H22 中減少
	253, 761	1, 806	71, 227
備 考	原資は不適正経理問題の返還金。 平成 24 年度までに全額取崩し予定。		

<基金の活用状況>

(単位：千円)

充当事業名	事業内容	総事業費	基金充当額
福祉のまちづくり モデル事業	移動ネットワーク施設整備事業、既存 建築物改善事業	54, 598	54, 598
福祉のまちづくり 優良建築物促進事業	建築物を建築し、又は既存建築物を改 善する事業	8, 303	8, 303
福祉のまちづくり 優良建築物促進事業 (県有施設)	建築物を建築し、又は既存建築物を改 善する事業	8, 326	8, 326
計		71, 227	71, 227

1) (意見) 基金事業の成果検証及び情報公開について

【現状及び課題】

本基金の場合、平成 8 年に発覚した県の不適正経理問題を受け、職員が返還した返還金約 60 億円のうち 10 億円を原資として平成 10 年に設置されたものである。

また、県は、同時期に「福岡県福祉のまちづくり条例」を施行している。これは、高齢者や障害者等が他の人々と同じように生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方を基に、社会生活をしていくうえでの障壁となるものを取り除いていこうという「バリアフリー」の考え方を基本理念としている。

本基金は、高齢者、障害者等をはじめ、すべての県民が自らの意思で安全かつ快適に生活することができる福祉のまちづくりを促進するために、次の事業に活用することとされている。

- (1) 整備基本計画策定事業
- (2) 福祉のまちづくりモデル事業
 - 移動ネットワーク施設整備
 - 既存建築物改善
- (3) 福祉のまちづくり優良建築物促進事業
- (4) 福祉のまちづくり普及啓発事業

具体的には、市町村が策定した整備計画に基づき、庁舎や公民館等公共施設の多目的トイレ、障害者用駐車場、スロープ等の整備に活用されている。なお、平成 10 年度から実施された本基金事業は平成 24 年度をもって終了する予定である。

現在、本基金を活用した事業の成果の検証は特になされておらず、具体的な本基金の活用状況についても県のホームページ等による公表はなされていない。

【改善案】

本基金は取崩型の基金であるとともに、平成 24 年度に終了予定であることから、終了後には、これまでの事業実施状況や利用状況及び成果について検証し、その結果について広く県民に公表することが望まれる。

本基金は、その原資が不適正経理の返還金であるという基金設置の経緯からみても、他の基金や歳出以上に県民に対する説明責任は大きく、事業の成果等について積極的に情報公開することが必要である。

⑧ 福岡県土地開発基金

<基金概要>

基金名	福岡県土地開発基金				
所管部署	総務部 財産活用課 公有財産係				
根拠法令・条例等	福岡県土地開発基金条例				
設置目的	事業の円滑な執行を図るため、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得すること。				
設置年月日	S44. 10. 25				
種別	定額運用型				
平成 22 年度 決算状況	(単位：千円)				
		H21 末残高	H22 中増加	H22 中減少	H22 末残高
	土地		-		
	現金	715, 896	240, 874	-	956, 770
	貸付金	4, 299, 138	-	235, 780	4, 063, 359
	合計	5, 015, 034	240, 874	235, 780	5, 020, 129
備考	<p>上記貸付金は、①公共用地先行取得事業特別会計（以下「用地特会」という。）に対するもの及び②福岡県土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）に対するものがある。</p> <p>① 用地特会に対する貸付金残高は、平成 22 年度中に 113, 082 千円減少し、平成 22 年度末で 30 億円となっている。</p> <p>② 土地開発公社に対する貸付金残高は、平成 22 年度中に 122, 698 千円減少し、平成 22 年度末で約 10 億円となっている。</p> <p>現金残高は、上記①及び②による回収分に基金運用利息(5, 094 千円)を加えた 240, 874 千円増加し、平成 22 年度末で 956, 770 千円となっている。</p>				

<基金の活用状況>

(単位：千円)

基金充当内容	基金充当残高
公共用地先行取得事業特別会計貸付金 (貸付先:用地特会を通じて土地開発公社)	3, 000, 000
土地開発公社貸付金 (貸付先:土地開発公社)	1, 063, 359
計	4, 063, 359

1) (意見) 基金の運用方法の見直し及び情報公開について

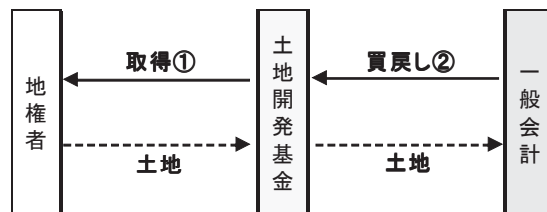
【現状】

本基金は、公共事業を円滑に推進するため、あらかじめ土地を取得する場合に活用されるものであり、県では、次の 4 通りの方法で運用されている。

- ① 本基金で直接土地を取得する方法
- ② 用地特会を通じて土地を取得する方法
- ③ 土地開発公社に貸付けを行い土地を取得する方法
- ④ 用地特会を通じて土地開発公社に貸付けを行い土地を取得する方法

以下、この 4 通りの方法について説明する。

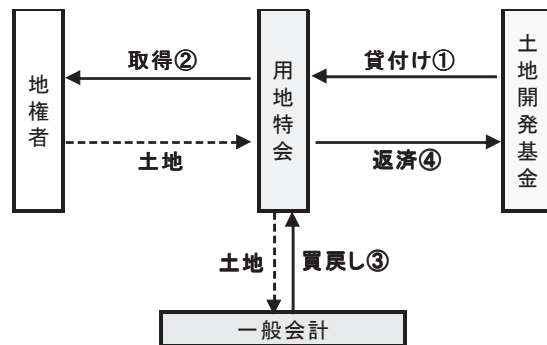
① 本基金で直接土地を取得する方法



本基金の資金で土地を直接取得する（取得①）。後年度に用地取得費が予算計上されると、一般会計が本基金から土地を買戻して事業に使用する（買戻し②）。

平成 22 年度において、当該方法による土地の取得はなく、平成 22 年度末現在、本基金で保有する土地もない。

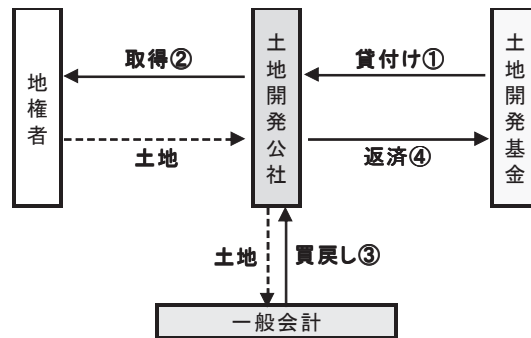
② 用地特会を通じて土地を取得する方法



本基金から用地特会に資金を貸し付け（貸付け①）、これを原資に土地を取得する（取得②）。後年度に用地取得費が予算計上されると、一般会計が用地特会から土地を買戻して事業に使用する（買戻し③）。この買戻資金を原資に、用地特会は本基金に返済する（返済④）。

平成 22 年度において、当該方法による土地の取得はなく、平成 22 年度末現在、用地特会で保有する土地もない。

③ 土地開発公社に貸付けを行い土地を取得する方法



本基金から土地開発公社に資金を貸し付け（貸付け①）、これを原資に土地を取得する（取得②）。後年度に用地取得費が予算計上されると、一般会計が土地開発公社から土地を買い戻して事業に使用する（買戻し③）。この買戻資金を原資に、土地開発公社は本基金に返済する（返済④）。

この方法は、事業の実施年度が将来の長期にわたる場合に活用されている。

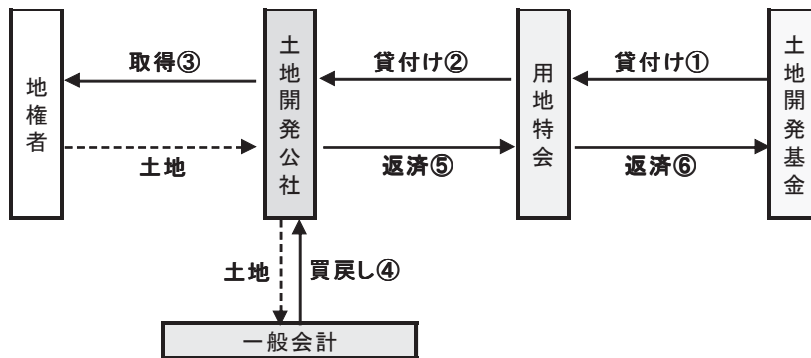
平成 22 年度においては、当該方法による土地の取得はない。

しかし、次のとおり、平成 22 年度末時点で土地開発公社が保有する土地があり、これに相当する貸付金残高が約 10 億円ある。

【土地開発公社で保有している土地の状況（平成 22 年度末現在）】

事業所管部署	面積 (㎡)	貸付残高 (千円)	概要
県土整備部 河川開発課	13,901	100,227	<ul style="list-style-type: none"> ダム建設事業に伴う土地 平成 17 年度から貸付け実施 平成 20 年度から買戻し実施 平成 23 年度に買戻し終了予定
環境部 循環型社会推進課	73,216	963,132	<ul style="list-style-type: none"> 公園事業に伴う土地 平成 9 年度から貸付け実施 平成 15 年度までに買戻し実施予定であったが現在未実施 現在、関係機関で協議中
合計	87,117	1,063,359	

④ 用地特会を通じて土地開発公社に貸付けを行い土地を取得する方法



本基金から用地特会を通じて土地開発公社に資金を貸し付け（貸付け①及び②）、これを原資に土地開発公社は土地を取得する（取得③）。後年度に用地取得費が予算計上されると、一般会計が土地開発公社から土地を買戻して事業に使用する（買戻し④）。その後、この買戻資金を原資に、土地開発公社は用地特会及び本基金に返済する（返済⑤及び⑥）。

この方法は、道路・河川事業の土地先行取得のために、土地開発公社に 30 億円貸し付け、土地開発公社が土地を取得しているものである。なお、必要に応じ貸付期間が延長されているため、現時点において、本基金からの貸付金は返済されていない。

現在、本基金を活用した土地取得のほとんどはこの方法により実施されている。

また、貸し付けた 30 億円による土地の取得、買戻し財源の状況確認といった管理は、県土整備部用地課が行っており、買戻しが長期にわたり実施されないといった土地の発生を防止している。

平成 20 年度から平成 22 年度の 3 年平均で、1 年当たり 15,949 ㎡の土地が取得されており、平成 22 年度末現在、貸付金残高が 30 億円ある。

【課題】

上記現状で述べた③及び④の方法には、次のような共通の課題がある。

- ・ ③及び④の方法によれば、財産に関する調書において土地開発公社に対する貸付金額は把握できるものの、基金を活用して取得した土地の状況を把握できず、基金本来の目的がどの程度達成されているか評価できる情報が公開されていないこと
- ・ 土地開発公社は主として用地補償費の支払等の事務作業を行うのみであり、地権者との用地交渉といった取得に関する実質的な業務は通常行っていないこと
- ・ ③の方法は、事業の実施年度が将来の長期にわたる場合に活用されており、また、そのような土地の取得状況が把握できないこと

そのため、事業の見直し等の影響により、長期にわたり一般会計で買い戻すことができない土地（塩漬け土地）が発生する可能性が他の方法より高くなること

なお、④の方法による土地取得は近年減少傾向にあり基金の活用度が低下している。

【改善案】

本基金の運用方法は①又は②の方法とし、土地開発公社を利用した③及び④の方法は廃止することが望ましい。

③及び④の方法は、本基金を活用した土地取得の状況が適切に情報公開されないが、これを①又は②の方法に変更することにより財産に関する調書又は特別会計歳入歳出決算書に記載され、情報が適切に公開されることになる。また、これにより土地開発公社に対する貸付事務を行う必要がなくなる。

さらに、③の方法は、長期にわたり一般会計で買い戻すことができない土地（塩漬け土地）の発生可能性が他の方法より高いと考えられるため、活用すべきでないとする。

現在の基金管理所管部署は総務部財産活用課であるが、④の運用方法の所管部署は実質的に県土整備部用地課となっている。本基金を活用するには、一般会計による着実な買い戻しが前提であり、事業内容及び予算の確保状況等を適切に把握することが重要である。したがって、本基金の運用方法を①又は②とした場合には、両課は定期的に基金活用に関する連絡会を開催するなど、基金を活用する事業の把握、基金活用方針の協議等、緊密な連携が不可欠と考える。

本意見は、「5. 出資金に関する監査の結果及び意見 (2) 個別の出資金に関する監査の結果及び意見 ④福岡県土地開発公社」に記載している「1) (意見) 団体の解散について」と整合するものである。

⑨ 福岡県公共施設整備基金

<基金概要>

基 金 名	福岡県公共施設整備基金		
所 管 部 署	総務部 財政課 総務・資金班		
根拠法令・条例等	福岡県公共施設整備基金条例		
設 置 目 的	本県が行う公共施設等の整備その他の経費の財源に充てることを目的とする。		
設 置 年 月 日	S60. 3. 18		
種 別	取崩型		
平成 22 年度 決 算 状 況	(単位：千円)		
	H21 末残高	H22 中増加	H22 中減少
	12,607,770	29,530	500,000
	H22 末残高 12,137,300		
	※上記 H22 中減少額 5 億円は H21 年度出納整理期間における取崩しのため、下記基金の活用状況には記載していない。		
備 考			

<基金の活用状況>

(単位：千円)

事業内容	基金充当額
なし	-
計	-

1) (意見) 全庁的かつ中長期的な公共施設整備計画の策定及び基金の計画的な積立ての検討について

【現状】

本基金は、公共施設等の整備その他の財源に充てるために積み立てられており、財政調整基金、減債基金（満期一括償還分を除く）とともに財政調整基金等三基金を構成している。

積立状況は、次のとおりであり、近年は基金の運用益のみが積み立てられており、平成 21 年度は国の交付金により積立てを行っている。

【本基金の積立状況（各年度末現在）】

（単位：千円）

	H20	H21	H22
積立額	46,360	9,452,418	29,530
取崩額	1,000,000	500,000	-
基金残高	3,155,352	12,107,770	12,137,300

※出所「県資料」

【課題】

多額の財源を要することとなる様々な公共施設等の整備について、全庁的かつ中長期的な整備計画は策定されていない。また、全庁的なコストが把握されていないこともあり、本基金の計画的な積立ては、実施されていない状況にある。

今後、一時期に複数の公共施設における大規模な維持補修等が集中することも予想され、その場合には一時に多額の財源が必要となる。

【改善案】

県は、全庁的かつ中長期的視点に立ち、公共施設に関する維持補修等の整備計画を策定し、維持補修等に要するコストを把握する必要がある。そのうえで、これに基づく計画的な積立て等財源の確保について検討しておくことが望まれる。

⑩ 福岡県市町村振興基金

<基金概要>

基金名	福岡県市町村振興基金				
所管部署	企画・地域振興部 市町村支援課 理財係				
根拠法令・条例等	福岡県市町村振興基金条例、同施行規則 福岡県市町村振興基金特別会計設置条例				
設置目的	公共施設の設置等、市町村等の振興に必要な資金を市町村等に貸付けを行うため。				
設置年月日	S45. 4. 1				
種別	定額運用型				
平成 22 年度 決算状況	(単位：千円)				
		H21 末残高	H22 中増加	H22 中減少	H22 末残高
	現金等	2, 847, 062	1, 754, 746	2, 552, 000	2, 049, 808
	貸付金	16, 229, 869	2, 202, 000	1, 754, 746	16, 677, 123
	合計	19, 076, 931	3, 956, 746	4, 306, 746	18, 726, 931
備考	県負担率 100% (原資：一般財源) 貸付先：市町村等				

<基金の活用状況>

(単位：千円)

充当事業名	事業内容	総事業費	基金充当額
【貸付】 市町村応援元気 フクオカ資金	① 活力創出事業	(4, 337, 491) 1, 952, 000	1, 952, 000
	② 合併市町村まちづくり事業		
	③ 財政健全化事業		
【貸付】 水源開発流域対 策事業	④ 大山・合所ダムからの取水に伴う 水産振興事業	(1, 000, 000) 250, 000	250, 000
【処分】 ダム建設促進費	伊良原ダム建設に係る助成	350, 000	350, 000
	計	2, 552, 000	2, 552, 000

注：上記表の総事業費における上段（）内の数値は、市町村等各事業実施主体における総事業費である。

1) (意見) 市町村応援元気フクオカ資金の効果の検証及び情報公開について

【現状】

本基金で実施される事業は次のとおりであり、従来からあった①及び②の事業に加え、原則として無利子で市町村等へ貸付けを行う「市町村応援元気フクオカ資金」を平成 19 年度に創設している。当資金の貸付実施年度は、平成 19 年度から平成 22 年度である。

【本基金の貸付けによる事業の概要】

	事業区分	貸付先	適用利率
①	公共施設の整備のため必要な事業 1. 土木施設整備事業 2. 産業振興施設整備事業 3. 安全防災施設整備事業 等	市町村 等	財政融資 資金の 融通利率
②	市町村等の行政を広域的に共同処理するため必要な事業 2 以上の市町村等が共同で処理する事業で次に掲げるもの (1) 土木施設整備事業 (2) 安全防災施設整備事業 (3) 衛生施設整備事業 等	市町村 等	財政融資 資金の 融通利率
③	知事が必要と認める事業 1. <u>市町村応援元気フクオカ資金</u> (活力創出事業) 2. <u>市町村応援元気フクオカ資金</u> (合併市町村まちづくり事業) 3. <u>市町村応援元気フクオカ資金</u> (財政健全化事業) 4. 知事が別に指定する事業	市町村 等	<u>無利子</u> ただし、4. については 知事が別に 定める

※出所「県資料」

平成 22 年度に実施された貸付事業のほとんどが市町村応援元気フクオカ資金である。県は、市町村応援元気フクオカ資金が原則として無利子であり極めて有利な貸付制度であることから、次のような貸付方針を定め、貸付先としてふさわしくない市町村等については貸付けを制限するよう規定している。

貸付けを制限する団体はなかったとして、実際に貸付制限を行った実績はないが、その確認の方法、すなわち、どのような市町村に制限を行うかという具体的な指針は、明確にされていなかった。

【市町村応援元気フクオカ資金の貸付方針】(抜粋)

第 1 貸付けの方針
1～2 (省略)
3 給与その他財政支出の状況が著しく適正を欠き、かつ、その是正のために必要な努力を払わない市町村等については、貸付けを制限するものとする。

※出所「県資料」

実際の貸付状況をみると、平成 22 年度末の貸付金残高（上位 20 団体）は次のとおりであり、中核市である久留米市、税収等の自主財源が多いため普通交付税の不交付団体となっている苅田町にも貸付けが行われている。

【平成 22 年度末の貸付先別残高（上位 20 団体）】

（単位：千円）

順位	貸付先	H22 末貸付残高	順位	貸付先	H22 末貸付残高
1	飯塚市	1,353,126	12	田川市	379,043
2	糸島市	945,471	13	久留米市	341,098
3	直方市	927,229	14	志免町	325,300
4	新宮町	608,578	15	豊前市	219,510
5	川崎町	562,279	16	行橋市	153,616
6	大川市	494,200	17	大木町	153,000
7	大牟田市	493,073	18	小郡市	99,798
8	筑紫野市	485,679	19	赤村	97,245
9	中間市	465,527	20	築上町	56,667
10	八女市	462,650	その他 6 団体		78,155
11	苅田町	418,900	計 26 団体		9,120,144

※出所「県資料」

また、貸付先の市町村等で計画どおりに事業が実施されているのか検査されていない。例えば、平成 22 年度、直方市の高年齢者就業機会確保事業（旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業）により行われた道路整備事業に貸し付けているが、実際に事業が実施されたか検査されていない。

【課題】

市町村応援元気フクオカ資金の貸付方針において、貸付先としてふさわしくないと考えられる市町村等の規定があるが、その具体的内容が明確ではなく、市町村等の資金的余裕の程度に関係なく貸付けが実施されている。

また、無利子貸付けという特別な制度であるにもかかわらず、計画どおりに事業が実施されているのか検査されておらず、検査体制も整備されていない。

【改善案】

市町村応援元気フクオカ資金は、原則として無利子という貸付先にとって極めて有利な貸付制度である。したがって、制度の運用に当たっては厳格な条件を定めるとともに適切な検査体制を整備すべきであったと考える。

なお、この制度は、平成 22 年度で新規貸付けを終了しているが、今後、貸付先にとって有利な同様の制度を創設する場合には、貸付目的にかかわらず厳格な条件を定め、検査体制の整備も含め適切に運用することが望まれる。

また、本基金は、地域活力の創出、市町村合併の促進、財政健全化の推進を目的に創設された制度であり、この目的の重要性に鑑みると、一定の必要性はあったものと推測される。しかし、無利子であることから、県にとっては通常得られるべき運用利息が得られず、機会損失が発生しているため、本資金を活用した効果を検証する必要があると考える。

具体的には、活用した市町村等において、地域活力の創出、市町村合併の促進、財政健全化の推進の各目的に照らして、目的に沿った事業が実施されているか、どのような成果が出ているか、このような貸付制度が本当に必要だったかなどの点を踏まえて効果を検証し、その結果を公開すべきであると考えます。

⑪ 福岡県ぼた山防護施設維持等基金

<基金概要>

基金名	福岡県ぼた山防護施設維持等基金			
所管部署	企画・地域振興部 広域地域振興課 特定制度係			
根拠法令・条例等	福岡県ぼた山防護施設維持等基金条例			
設置目的	ぼた山における防護施設の損壊等及び石炭鉱放置坑口に起因する人命等に対する危険を防止するために必要な事業を実施することを目的とする			
設置年月日	H13. 12. 21			
種別	果実運用型			
平成 22 年度 決算状況	(単位：千円)			
	H21 末残高	H22 中増加	H22 中減少	H22 末残高
	833, 903	10, 828	-	844, 731
備考	国庫補助率 2/3 基金運用益が 11, 170 千円発生しており、事業費 342 千円を差し引いた残額 10, 828 千円が積み立てられている。			

<基金の活用状況>

(単位：千円)

充当事業名	事業内容	総事業費	基金充当額
ぼた山防護施設 維持等事業費	石炭鉱放置坑口閉そく工事に対する補助	342	342
	計	342	342

1) (意見) ぼた山防護施設整備後の定期的な状況把握について

【現状】

本基金を活用した事業は次のとおりである。

【基金を活用した事業の内容】

事業名	内容	備考
ぼた山防護施設の維持補修工事	県が施工したぼた山崩壊防止工事に係る擁壁その他の構造物の維持補修事業	県が事業実施主体
石炭鉱放置坑口の閉そく工事	市町村が施工する石炭鉱放置坑口の閉そく工事に対する補助事業	市町村が実施主体 県は補助を実施

「ぼた山の防護施設の維持補修工事」については、本来、ぼた山の所有者が実施する責務を負う。しかし、炭坑の閉山に伴い管理されていないぼた山が増加し、当該ぼた山の崩壊による災害が問題となった。このため、最終鉱業権者が不存在又は無資力のぼた山（以下「無資力ぼた山」という。）のうち崩壊の危険性があるぼた山については、県が崩壊防止工事を実施し、擁壁その他の構築物の維持補修を行っている。当該維持補修の対象となるぼた山は県内に 55 箇所存在する。

平成 18 年度から平成 22 年度におけるぼた山防護施設の維持補修工事の実績は、次のとおりである。

【ぼた山防護施設の維持補修工事業費】 (単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
事業費	-	1,197	8,667	-	-

【課題】

無資力ぼた山については、県が崩壊防止工事を実施してきた。これは、ぼた山の崩壊が発生すれば周辺住民の人命に関わる重大な事故になりかねないためである。しかし、県は、維持補修の対象となるぼた山について、苦情等に対応するための現地確認を行っているが、擁壁等施設の老朽化状況の定期的な把握はしていない。

【改善案】

上記のような重要性・危険性に鑑み、県は、ぼた山 55 箇所について定期的に擁壁等施設の老朽化状況を把握し、必要に応じて、維持補修工事を計画的に実施することが必要である。これによって、本基金の本来の目的が達成されると考える。

⑫ 福岡県国民健康保険広域化等支援基金

<基金概要>

基 金 名	福岡県国民健康保険広域化等支援基金			
所 管 部 署	保健医療介護部 医療保険課 財政係			
根拠法令・条例等	国民健康保険法第 68 条の 3 福岡県国民健康保険広域化等支援基金条例			
設 置 目 的	国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため			
設 置 年 月 日	H14. 10. 18			
種 別	取崩型			
平成 22 年度 決 算 状 況	(単位：千円)			
	H21 末残高	H22 中増加	H22 中減少	H22 末残高
	1,062,972	7,564	-	1,070,535
備 考	国庫補助率 1/2			

<基金の活用状況>

(単位：千円)

充当事業名	事業内容	総事業費	基金充当額
なし		-	-
	計	-	-

1) (意見) 基金条例の改正による基金の有効活用について

【現状及び課題】

本基金を活用した事業は次のとおりである。

【本基金を活用した事業の内容】

事業名	内容
保険財政広域化支援事業	国民健康保険事業の運営の広域化を行う市町村に対し、広域化に必要な費用に充てるため、資金の貸付け又は交付を行う事業
保険財政自立支援事業	見込みを上回る給付費の増大や通常の努力を行ってもなお生じる保険料の収納不足等により、国民健康保険の財政における収支の不均衡が見込まれる場合について、当該財政不足額の一時的な補填に必要な費用に充てるための貸付事業

県は、平成 14 年度から平成 16 年度にかけて積み立てているが、基金が設置されて以降、基金を活用した事業は実施されていない。

全国的にみても同様の状況にあり、平成 20 年度の会計検査院の検査報告によれば、「基金を設置した都道府県の 3 分の 2 において全く貸付実績がなく、貸付実績がある他の都道府県においても基金の造成規模に比して利用が十分でない」と指摘されている。

なお、平成 22 年 5 月 19 日付で公布された「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律」による改正後の国民健康保険法において、都道府県が国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための県内市町村に対する支援の方針を定めることができ、本基金をこの支援方針の作成や支援方針に定める施策の実施に要する費用にも充てることができるとされた。

【国民健康保険法 68 条の 3 第 1 項】

都道府県は、広域化等支援方針の作成、広域化等支援方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条の基金として、広域化等支援基金を設けることができる。

この法改正を受け、広域化等支援方針の作成等のために基金を財源として活用できるように、基金条例を改正している都道府県もある。

しかし、福岡県では、平成 22 年 12 月に「福岡県市町村国保広域化等支援方針」（以下「支援方針」という。）を策定しているものの、支援方針に基づく施策・事業が、未だ具体的に決まっていないことから、条例の改正は行われておらず、現時点において、支援方針の作成及び支援方針に定める施策の実施のためには基金が活用されていない状況にある。

【改善案】

県が策定した支援方針によれば、「本県では、各保険者に共通する事務を広域的に共同で実施すること等の事業運営の広域化や、県単位での保険財政運営による財政の安定化に取り組むとともに、県内市町村国保の目標収納率等の標準的な目標を設定し、市町村国保の広域化を推進する」とある。

このような内容を踏まえ、かつ、本基金を活用した事業が実施されていない状況を鑑みると、基金条例を改正し、基金を財源として実施できる事業の範囲を拡大することで、支援方針に定める施策の実施に取り組み、基金を効果的に活用することが望まれる。

これにより、基金が有効活用され、ひいては国民健康保険に加入する県民に広く寄与するものになると考える。

⑬ 福岡県介護保険財政安定化基金

<基金概要>

基金名	福岡県介護保険財政安定化基金			
所管部署	保健医療介護部 介護保険課 財政係			
根拠法令・条例等	福岡県介護保険財政安定化基金条例			
設置目的	介護保険の保険者（市町村）における介護保険財政の財源に不足が生じた場合に、市町村の一般会計からの繰入を回避するために基金を設置しているもの。			
設置年月日	H12. 3. 29			
種別	取崩型			
平成 22 年度 決算状況	(単位：千円)			
	H21 末残高	H22 中増加	H22 中減少	H22 末残高
	12,794,379	126,691	13,800	12,907,271
備考	本基金の負担割合は、国 1/3、県 1/3、市町村 1/3 である。			

<基金の活用状況>

(単位：千円)

充当事業名	事業内容	総事業費	基金充当額
介護保険財政安定化基金貸付金	給付費の増大により、保険者において財政不足が生じたときに貸付けを行うもの	13,800	13,800
計		13,800	13,800

1) (意見) 基金取崩しの際の検討について

【現状】

本基金は、介護保険の保険者である市町村等において、給付費の増大に起因する赤字又は保険料収入額が見込み額より不足することに起因する赤字が発生した場合に、介護保険財政の悪化を回避するため、資金の貸付け又は交付を行うことを目的として積み立てられたものである。

なお、基金の原資は、国、県、保険者がそれぞれ 3 分の 1 ずつとなっている。

介護保険が導入された平成 12 年度以降の貸付け等の実績は次のとおりである。

【本基金による貸付け等の実績】

(単位：百万円)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18～H21	H22
貸付け	-	1,511	3,804	792	2,782	1,028	-	14
交 付	-	-	82	-	-	709	-	-
合計	-	1,511	3,886	792	2,782	1,736	-	14

平成 17 年度までは本基金を活用した貸付け等が行われており、平成 18 年度から平成 21 年度までは貸付け等の実績はなかったが、平成 22 年度において貸付けが行われている。

一方で、平成 18 年度以降の本基金の残高は次のとおりであり、毎年度貸付金の償還金及び基金運用益による積立てが行われている。平成 22 年度実績は基金残高 129 億円に対し、貸付金額 1,380 万円の貸付実績があるだけであり、貸付け等の金額に比較して、基金残高が過大となっている。

【基金残高の推移 (各年度末現在)】

(単位：百万円)

	H18	H19	H20	H21	H22
基金残高	5,547	8,316	12,146	12,794	12,907

このような状況にあるのは、基金の規模に余裕があり規模の縮小が適切と考えられるような場合であっても、制度上、基金を取り崩すことが困難であったためである。

全国的にも同様の状況にあり、平成 20 年度の会計検査院の検査報告によれば、「多額の未貸付等基金が発生し、基金規模を縮小できるような制度に改めること」と指摘されている。

このような状況を踏まえ、介護保険法が一部改正され、平成 24 年度に限り、介護保険料の上昇抑制に充てるため基金の取崩しができるよう措置されている。

その具体的内容は、次のとおりである。

【介護保険法附則 第 10 条】

都道府県は、平成 24 年度に限り、財政安定化基金の一部を取り崩すことができる。取崩した額のうち、1/3 は保険料率の増加の抑制のため市町村へ交付しなければならない。また、1/3 は国に納付しなければならない。

取崩し額のうち市町村及び国に納付した残額は、介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めなければならない。

現在、県は平成 24 年度から平成 26 年度までの間の適正な基金規模の試算を行っており、これに基づき平成 24 年度に基金を取り崩す予定である。

【課題】

本基金の取崩し額のうち、県が積み立てた金額は介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めるべきと規定されているが、まだ決定されておらず、現在その使途に関する検討が行われている。

【改善案】

本基金は介護保険の財政安定化の目的で積み立てられたものである。また、高齢化社会の進展する中であっても給付と負担のバランスを確保していくべきであり、この度の基金取崩しも保険料の上昇抑制が本来の目的である。

したがって、県は基金取崩しの趣旨を踏まえ、取り崩した基金の使途を決定しなければならない。また、使途の決定に当たっては、外部専門家等による意見を踏まえることが望ましい。

さらに、取崩しの使途が決定された場合には、その内容を速やかに情報公開する必要があると考える。

⑭ 福岡県災害救助基金

＜基金概要＞

基金名	福岡県災害救助基金				
所管部署	福祉労働部 福祉総務課 総務係				
根拠法令・条例等	災害救助法				
設置目的	災害救助法に基づく救助に要する費用の支弁の財源に充てることを目的に設置。				
設置年月日	不明				
種別	災害救助の費用の財源に充てるため、必要に応じ取り崩される				
平成 22 年度 決算状況	(単位：千円)				
		H21 末残高	H22 中増加	H22 中減少	H22 末残高
	備蓄物資	34,707	-	34,707	-
	現金	2,444,271	172,570	-	2,616,841
	合計	2,478,978	172,570	34,707	2,616,841
備考					

＜基金の活用状況＞

(単位：千円)

充当事業名	事業内容	総事業費	基金充当額
備蓄物資による被災地支援	東日本大震災の被災地応援に係る備蓄物資の譲渡	34,707	34,707
	計	34,707	34,707

本基金について調査を行ったところ、特段の意見を記載すべき事項は発見されなかった。しかし、本年度は、東日本大震災の発生直後であり、物資の備蓄状況等の把握が重要であることから、調査結果として以下の内容を記載する。

<調査結果>**① 基金取崩しについて**

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に際し、県は保有していた備蓄物資のすべてを、被災した岩手県、宮城県及び福島県に譲渡しており、これが基金の取崩しに該当する。

譲渡は、平成 23 年 3 月 14 日から実施されており、迅速に対応されている。

【備蓄物資の状況（平成 23 年 3 月 11 日時点）】

物資の内容	備蓄量	金額
1. 食料（乾パン）	18,000 食	34,707 千円相当
2. 生活必需品（衣類、毛布、ポリタンク等）	3,000 人分	

② 備蓄物資（平成 23 年 3 月 11 日時点）について

県は、平成 7 年に発生した阪神大震災を契機に災害物資備蓄等の方針として、平成 8 年に「当面の災害物資備蓄等推進方針」（以下「方針」という。）を策定しており、本県において近年最も被害の大きかった災害の被災状況を基礎として備蓄量を算出している。

方針の主な内容は次のとおりであり、具体的な備蓄物資の内容及び量等は「①基金取崩しについて」に記載のとおりである。

【当面の災害物資備蓄等推進方針（抜粋）】

1. 県においては、市町村の備蓄を補完するとの観点から、備蓄対象品目ごとに必要性を検討し、広域的な視点に立った備蓄を進める。
2. 県による備蓄に際しては、国及び関係機関の備蓄状況及び九州・山口 9 県の相互応援協定等との連携を考慮する。
3. 災害発生の初期（3 日間程度）において特に迅速な確保が必要となる物資については、可能な限り公的備蓄を図ることが望ましい。また、品質管理上の問題等で公的備蓄が困難な部分については、業界団体、製造業者、問屋等との協定等による流通備蓄の活用を図る。

③ 今後の備蓄物資について

県は、東日本大震災の甚大かつ広域にわたる被害状況を踏まえ、備蓄物資のすべてを提供したことから、今年度、方針に従い当面の補充を行ったところであるが、今後、地域防災計画の見直しに併せて備蓄物資の量及び内容についても検討することとしている。

なお、今年度の補充に当たっても、被災地で実際に必要とされた物資を新たに加えるなど内容の見直しを行っている。新たに加えられた備蓄物資の例としては、パンや魚の缶詰、簡易トイレ、ブルーシート等がある。

5. 出資金（出資団体に対する貸付金を含む）に関する監査の結果及び意見

出資金（出資団体に対する貸付金を含む）について、出資金全般に関する監査の結果及び意見を「(1) 出資金全般に関する監査の結果及び意見」、個々の出資金に関する監査の結果及び意見を「(2) 個別の出資金に関する監査の結果及び意見」に記載している。

(1) 出資金全般に関する監査の結果及び意見

出資金全般について発見された事項は、以下のとおりである。

1) (意見) 出資継続の必要性等に関する定期的かつ全庁的な検討について

【現状】

出資金について監査を行ったところ、次のとおり、出資団体の事業内容の変化、出資団体を取り巻く社会経済環境の変化等の影響により、出資を継続する意義が乏しい出資団体や、県直轄の実施事業との関係で県直轄組織との統合を検討する等出資のあり方を見直すことが望ましい出資団体が見受けられた。これらの具体的な内容は、別途個別に記載している。

【監査で発見した出資の継続に検討を要する団体】

出資団体名	内容	ページ
株式会社北九州テクノセンター	持分の譲渡が望ましい。	P. 114
財団法人福岡県消費者協会	県直轄組織との統合を検討することが望ましい。	P. 116

また、出資年度が古い団体や出資割合が小さい団体などについては、出資目的及び経緯を把握できる資料が保管されておらず、出資目的自体が曖昧な出資団体が見受けられた。

【出資目的及び経緯を把握できる資料が保管されていなかった団体の例】

出資団体名	出資年度	出資金額 (千円)	出資割合 (%)
北九州市住宅供給公社	昭和 40 年度	150	1.5
財団法人久留米観光コンベンション 国際交流協会	平成 2 年度	2,000	1.7
財団法人福岡観光コンベンション ビューロー	昭和 62 年度	2,000	0.3
財団法人九州大学出版会	昭和 49 年度	5,000	12.0

【課題】

現状に記載のとおり、出資を継続する意義が乏しい団体や、出資のあり方を見直すことが望ましい団体があるが、このような団体に対して県が出資を継続することは、出資金という県財産の有効活用という観点から問題があると考ええる。

また、出資目的自体が曖昧な出資団体についても、出資が漫然と継続され、有効に活用されているか検証が不十分となっており、同様に問題があると考ええる。

【改善案】

今回、すべての出資団体を対象に、出資目的の適合性や出資継続の必要性、出資の有効性に関し監査を行ったが、状況の変化により見直しが必要となることも考えられるため、今後は、県において、定期的かつ全庁的に検討する仕組みを構築することを提案する。

出資金は、出資団体が出資目的に沿って県民にとって効果的な事業を実施することによって、県財産としての価値を有するものである。一方で、出資団体の実施する事業が環境の変化等に伴い当初の出資目的に合致しなくなったり、出資を継続する価値を有しなくなった場合等には、出資継続の必要性等を含め抜本的に見直す必要がある。

必要性等を検討する場合の具体的な事項は、次のとおりであり、まずは、すべての事項をゼロベースで検討し、その後は、例えば 5 年ごとに実施することが考えられる。

また、検討の結果は、県のホームページ等で広く県民に公表することが望まれる。

【出資継続の必要性等に関する検討事項】

- ①出資目的と実施事業が合致しており、県民にとって効果的な事業であるか
- ②出資目的は環境の変化に適合しているか
- ③広域行政の見地から県が出資を継続すべき意義はあるか
- ④出資団体の事業と県直轄事業で整理すべき事項はないか
- ⑤類似する団体がないか、出資団体の事業が民業圧迫となっていないか

2) (結果) 出資金を財源とした財産運用における仕組債購入に係る協議手続の不備について

【現状】

県の出資金を財源とした財産の運用として、出資団体のうち 10 団体が発行地が海外市場又は発行体が海外の金融機関等である仕組債を保有している。具体的な団体名及び保有金額一覧は、「3) (意見) 仕組債による資金運用に関する諸問題への対応について」に記載している。

なお、仕組債とは、金利や為替レート、株価などの指標（以下「指標」という。）の水準によってクーポン（利息）が変動するなど通常の固定利付債とは異なるキャッシュフローを持つ債券の総称であり、指標の影響を受けることから、次のようなリスクを有している。

【仕組債におけるリスクの概要】

① 信用リスク

発行体が破綻するなどして元金金の支払いが滞るリスクのこと、及び支払いが滞るリスクが高まることにより債券の価格が低下し途中換金した場合に投資元本を下回るリスクをいう。

② 利率変動リスク

指標によって利率が変動するリスクをいう。指標の値によっては、非常に低い利率になることや利率がゼロになることもある。

③ 価格変動リスク

指標が変動することにより、仕組債の価格が変動するリスクをいう。途中換金した場合に投資元本を下回ることもある。

④ 元本欠損リスク

指標によって償還金額が変動し投資元本を下回るリスクや、投資した通貨以外の通貨や株式などで償還された場合の償還時の円貨換算額が投資元本を下回るリスクをいう。

⑤ 早期償還リスク

満期償還日より早く償還された場合に、予定していた利益が得られないリスクをいう。また、再運用しようとした場合に、利率等の条件が悪くなるリスクをいう。

⑥ 流動性リスク

通常仕組債は固定利付債と比べると流動性が低く、一般に仕組みが複雑になるほど流動性は低くなる。そのため途中売却しようとした場合に売却価格が大きく低下し投資元本を下回るリスクや、なかなか売却できないリスクをいう。

※出所「公益法人の資産運用」公益法人資産運用研究会編著

一方、県は、次のとおり、指導要綱において、公社等外郭団体（以下この事項において「外郭団体」という。）が外債等重要な財産の取得を行おうとする場合には、当該外郭団体に対し事前に協議又は報告（以下「外債等の取得に関する事前協議等」という。）を求めるものとするとして規定している。

なお、この規定は、平成 14 年 8 月 7 日の改訂で盛り込まれた事項である。

【福岡県公社等外郭団体の設立及び運営に関する指導要綱（抜粋）】

第 7 条 所管部長は、公社等外郭団体が次に掲げる事項を行おうとする場合には、当該公社等外郭団体に対し事前に協議又は報告を求めるものとする。

(1)～(7) 省略

(8) 営利企業への出資、株式の取得、外債若しくは社債の購入、便宜供与、固定資産、高額な動産その他の重要な財産の取得又は処分等

(9)～(13)省略

2 所管部長は、前項の協議等があった場合は、別に定めるところにより総務部長に協議又は報告を行い、当該公社等外郭団体に対し適切な指導及び助言を行わなければならない。

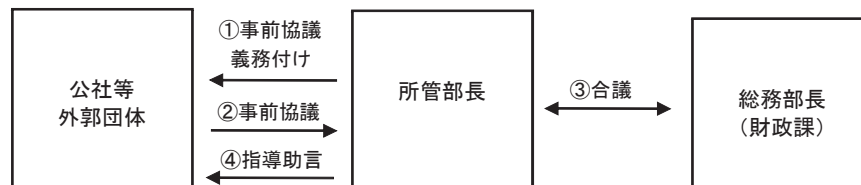
なお、外債とは、一般的には、通貨が外貨、発行地が海外市場、発行体が非居住者のうちいずれか一つでも該当する債券であり、信用リスク、利率変動リスク、価格変動リスク、流動性リスク等のリスクを内包している。

また、指導要綱第 7 条第 2 項における「別に定めるところ」として、県は「公社等外郭団体に係る総務部長協議等実施要領」を策定し、外郭団体の所管部長が総務部長に対して協議する事項等を定めている。

具体的には、外郭団体が外債等重要な財産の取得を行う場合には、所管部長は、原則として、担当課である財政課を経由して総務部長に対し合議することとしている。

外郭団体が行う外債等の取得に関する事前協議等の流れを整理すると次のとおりとなる。

【外債等の取得に関する事前協議等の流れ】



外郭団体の所管部長は、外郭団体が外債等重要な財産の取得を行おうとする場合には、指導要綱に基づき、外郭団体に対し事前に協議又は報告を求めなければならない（①事前協議義務付け）。これを受けて、外郭団体は当該取得に際し、所管部長へ事前協議等を行う（②事前協議）。所管部長は、原則として財政課経由で総務部長に対し合議し（③合議）、所管部長は事前協議等の内容及び合議結果を踏まえ、外郭団体に対し適切な指導及び助言を行う（④指導助言）。

以上を踏まえ、外郭団体のうち、出資金を財源とした財産の運用として発行地が海外市場又は発行体が海外の金融機関等である仕組債（以下、この事項において「仕組債」という。）を保有している 8 団体について、外債等の取得に関する事前協議等の状況（ただし、指導要綱が改訂された平成 14 年 8 月 7 日以降購入分に限る。）を把握した。

いずれの団体が保有する仕組債も、発行地が海外市場又は発行体が海外の金融機関等であるため外債に該当し、外債等の取得に関する事前協議等が必要であるが、次のとおり 8 団体中 6 団体について外債等の取得に関する事前協議等が全部又は一部実施されていないことが判明した。

【仕組債購入に係る事前協議等調査結果】

（単位：百万円）

No	団体名 (財団法人)	所管部署	購入額	購入時期	事前協議等の有無
1	福岡県中小企業振興センター	商工部 中小企業経営金融課	300	H14. 10 ～H15. 9	協議なし
2	福岡県産業・科学技術振興財団	商工部 新産業・技術振興課	500	H19. 3	協議なし
3	福岡県栽培漁業公社	農林水産部 水産局漁業管理課	480	H15. 3 ～H22. 12	協議なし
4	福岡県豊前海漁業振興基金	農林水産部 水産局漁業管理課	1, 910	H14. 12 ～H16. 2	協議なし
5	福岡県地域福祉財団	福祉労働部 福祉総務課	743	H15. 3 ～H19. 9	2 億円協議あり その他協議なし
6	福岡県教育文化奨学財団	教育庁 教育企画部 社会教育課	1, 200	H14. 8 ～H19. 8	9 億円協議あり その他協議なし
7	福岡県国際交流センター	新社会推進部 国際交流局 交流第一課	900	H19. 3	協議あり
8	福岡県スポーツ振興公社	教育庁 教育振興部 体育スポーツ健康課	1, 000	H17. 11 ～H18. 3	協議あり
合計			7, 033		

注：購入額は指導要綱に事前協議の規定が盛り込まれた平成 14 年 8 月 7 日以降のものに限る。

また、外債等の取得に関する事前協議等を行っている場合であっても、次のとおり、所管部署におけるリスクの把握等協議内容の一部について不十分と認められる事例が見受けられた。

【所管部署におけるリスクの把握等協議内容の一部が不十分と認められる事例】

○仕組債の早期償還リスクの把握に関する事例

＜内容＞

団体は、仕組債購入に当たり、所管部長へ事前協議を実施。

団体は、事前協議文書において、仕組債購入理由の一つとして、早期償還条項を挙げ、「保有期間が長期にわたらないことが確実と考えられる」と記載しており、資金が早期に回収できると理解している。

事前協議を受けた所管部署も上記の内容を受入れ、異存ない旨団体に対し回答している。また、総務部長合議も行われている。

しかし、仕組債の早期償還条項によれば、発行体側の任意償還規定か、為替レートが一定額以上の円安になった場合の自動償還規定があるのみであり、「保有期間が長期にわたらないことが確実」とはいえない。むしろ、現在の円高基調においては償還期限まで長期化する傾向が強く、資金が長期間拘束されることになる。

○元本リスク³型仕組債を購入しており、元本欠損リスクの把握に関する事例

＜内容＞

団体は、仕組債購入に当たり、所管部長へ事前協議を実施。

協議内容は、元本保証のない仕組債の購入であったが、事前協議を受けた所管部署は、元本保証がないにもかかわらず、「為替レートのリスクがなく」との認識を行い、団体に対し同意する旨の回答を行っている。また、総務部長合議も行われている。

当該仕組債の償還金額の計算式は次のとおりであり、65 円/ドルや 69 円/ドルといった為替レートが設定されており、元本割れのリスクについて、購入当時の認識としては限りなくゼロに近いといえるかもしれないが、将来的にみるとゼロとはいえない。

① A 仕組債

$$\text{償還金額} = 1 \text{ 券面の金額} \times \frac{\text{償還為替レート(償還時の為替レート)}}{\text{転換為替レート(65円)}}$$

② B 仕組債

$$\text{償還金額} = 1 \text{ 券面の金額} \times \frac{\text{償還為替レート(償還時の為替レート)}}{\text{転換為替レート(69円)}}$$

³ 元本リスクとは、償還時に投資元本全額の償還がされない可能性、すなわち元本が毀損するリスクをいう。

【指摘事項】

現状に記載したとおり、本来は事前協議等が必要であった 8 団体中 6 団体が適切に事前協議等を実施していなかった。

また、事前協議等が実施された場合においても、県の所管部署におけるリスクの把握等協議内容の一部が不十分と認められる事例も見受けられた。

これらは、県が定めた外債等の取得に関する事前協議等が適切に運用されておらず、仕組債購入に係る協議手続に不備があったことを意味している。

このため、実際に元本保証のない仕組債の購入が行われている事例もあり、この場合、償還時に元本満額が償還されないことになれば、結果として県の財産が毀損する可能性がある。

仕組債がもつ種々のリスクを前提とすると、県は仕組債に関する十分な知識を得たうえで、外郭団体に対し仕組債購入の際は事前協議等を徹底する旨強く周知し、必ず事前協議等が実施されるよう対応すべきであったといえる。また、実際に事前協議等があった場合には仕組債がもつリスクを十分に把握し、外郭団体に対して適切な指導及び助言を行うべきであったといえる。

なお、仕組債については、種々のリスクを内包することから、仕組債の購入等に係る出資団体の対応及び県の関与を見直すべきと考えられる。その具体的な内容は「3）（意見）仕組債による資金運用に関する諸問題への対応について」に記載している。

3) (意見) 仕組債による資金運用に関する諸問題への対応について

【現状】

出資団体のうち、全国的法人を除く、公社等外郭団体及びその他の出資団体について仕組債の調査を行った。

調査結果は次のとおりであり、県の出資金を財源とした財産の運用として、10 団体が仕組債を保有していることが判明した。

また、時価の下落に伴う評価損が発生しており、公社等外郭団体は平均で 32.9%の時価下落率 (2,476 百万円/7,533 百万円=32.9%)、その他の出資団体は平均で 24.2%の時価下落率 (339 百万円/1,400 百万円=24.2%) となっている。

また、円高等の影響で運用利回りがゼロ又はゼロに近づいている団体もある。

【仕組債の保有状況 (平成 22 年度末現在)】

(単位：百万円)

No	団体名	取得価額 A	時価※1 B	評価損 C=A-B	運用利息	運用利回り ※2
1	福岡県中小企業振興センター	300	236	64	1	0.4%
2	福岡県産業・科学技術振興財団	500	199	301	0	0.0%
3	福岡県栽培漁業公社	480	345	135	20	3.7%
4	福岡県豊前海漁業振興基金	1,910	1,035	875	35	1.9%
5	福岡県地域福祉財団	1,043	877	166	10	0.9%
6	福岡県教育文化奨学財団	1,400	937	463	16	1.1%
7	福岡県国際交流センター	900	640	260	3	0.4%
8	福岡県スポーツ振興公社	1,000	789	212	31	3.1%
	公社等外郭団体計	7,533	5,057	2,476		
9	あまぎ水の文化村	1,300	1,005	295	19	1.4%
10	九州産業技術センター	100	56	44	1	1.3%
	その他出資団体計	1,400	1,061	339		

※1 時価は、証券会社からの入手資料等により各出資団体が把握したものである。

※2 運用利回りは、仕組債の期中平均残高を基礎として次の計算式で算定している。

$$\text{運用利回り} = \text{運用利息} \div ((\text{期首仕組債取得価額} + \text{期末仕組債取得価額}) / 2)$$

【課題】

仕組債については、「2）（結果）出資金を財源とした財産運用における仕組債購入に係る協議手続の不備について」に記載のとおり、種々のリスクを内包している。

出資団体が保有する仕組債について、リスクの内容を把握すると以下のとおりとなる。

① 価格変動リスク

仕組債は、指標が変動することにより時価が変動する。円高等の影響で仕組債の時価が下落しており、すべての出資団体で評価損が発生している。

② 利率変動リスク

仕組債は、指標が変動することにより運用利率が変動する。平成 22 年度実績では、多くの団体で円高等の影響で仕組債の運用利率が低下している。

仕組債の運用利率は、購入当初は高い利率が設定されており、数年経過すると為替レートの影響により大きく利率が変動するという設計が多くみられる。

調査した出資団体が保有する仕組債の一つを例にとり、その利率計算方法をみると次のとおりである。購入当初から 3 年間は、3.80% という高い利率が設定されているが、その後は為替レートを組み込んだ利率計算式により利息が計算されている。為替レートが 86.81 円/ドルより円高であれば利息は得られないことになり、その結果、平成 22 年度の運用利息実績はゼロとなっている。

このように、運用利息がゼロ又は著しく低くなる場合、出資団体には国債等で運用していれば得られたであろう利息が得られない結果となり、機会損失が発生していることになる。

【利率計算式の例】

運用元本金額：2 億円

利率計算式：3 年目まで：3.80%

4 年目以降：13.50% × 米ドル/円為替レート ÷ 117.20 - 10.00%

H22 の実績：13.50% × 76.74 ÷ 117.20 - 10.00% = ▲1.16%

下限は 0% であるため、H22 の実績は 0 円となる。

米ドル/円為替レートは、利払日（H22.10.1）の 10 営業日前（H22.9.15）の為替レートを適用。

H22 の米ドル/円為替レートは、76.74 円/ドル（東京三菱 UFJ 公表 TTM）

③元本欠損リスク

仕組債は、指標の変動等により償還金額が投資元本を下回るリスクがある。

出資団体が保有する仕組債は、多くが発行体等による元本保証型の仕組債である。

元本保証型である場合は、後述する信用リスクを除き、仕組債の購入元本が償還されることになるため、出資団体の財産を毀損する可能性はないと考えられる。

一方、元本リスク型仕組債を保有している団体もあり、その内容は次のとおりである。元本リスク型仕組債は、元本が保証されない以上、償還時に出資団体の財産を毀損する可能性があり、問題は大きいといわざるを得ない。

【元本リスク型仕組債の一覧】

(単位：百万円)

No	出資団体名	商品名	購入額	時価	評価損
			A	B	C=A-B
1	福岡県地域福祉財団	ユーロ円債コーラブル型 パワーリバース債	100	62	38
2	福岡県地域福祉財団	ユーロ円債	100	59	41
3	福岡県地域福祉財団	30年ハイレバレッジ型 パワーリバースデュアル債	100	59	41
4	福岡県地域福祉財団	上限金利付コーラブル型 パワーリバース債	100	52	48
5	福岡県教育文化奨学財団	コーラブル型 パワーリバース債	200	117	83
6	福岡県教育文化奨学財団	期限前償還条項付 パワーリバースデュアル債	200	152	48
7	福岡県教育文化奨学財団	マルチコーラブル・円/米ドル・ ハイイールド債	200	116	84
8	九州産業技術センター	IBRD パワーデュアル債	100	56	44

④早期償還リスク、流動性リスク

仕組債の運用期間は通常長期間であるが、発行体は、償還期限前に償還する権利を有する。このため、出資団体にとって、有利な運用利息を得られる機会があっても当該権利が行使された場合には、意図した利息が得られないこととなる。

また、仕組債は、通常流動性が低く、償還前に途中売却しようとした場合には、売却価格が大きく低下するリスクを有する。

出資団体が保有する仕組債は評価損が発生しているため、仮に償還前に売却したいと考えたととしても、評価損に加え、流動性リスクもあることから、売却価格は相当程度低くなることが予想される。

⑤信用リスク

仕組債は、発行体の経営状況悪化等の影響により、投資元本が償還されない可能性（以下「発行体リスク」という。）がある。

各出資団体は、購入時には発行体リスクを考慮し、格付け機関から高い評価を得られた発行体による仕組債を購入している。

ただし、仕組債は運用期間が長期にわたるため、発行体の経営状況等も変化する可能性がある。実際に、2つの出資団体が保有する仕組債のうち、ノルウェー輸出金融公社が発行体のものがあるが、次のとおり、当該発行体は格付け機関から格下げを発表されている。

【ノルウェー輸出金融公社に係る格付け】

格 付 機 関	ムーディーズ
格 付 発 表 日	平成 23 年 11 月 22 日
格 下 げ の 内 容	変更前格付け：Aa3→変更後：Ba1 ※Ba は、投機的要素を持ち、相当の信用リスクがあると判断される債務に対する格付けを意味する。

※出所「SMBC フレンド証券株式会社資料」

一般に、格下げが直ちに発行体リスクが高まることを意味する訳ではないが、元本保証型の仕組債であっても確実に元本が保証されている訳ではないことに注意が必要である。仮に、発行体リスクにより投資元本が償還されない場合には、出資団体の財産に与える影響は極めて大きいものとなる。

以上を整理すると、出資団体が保有する仕組債には、次のような問題がある。

【出資団体が保有する仕組債の諸問題】

- ① 円高等の影響により、評価損を抱え、かつ、運用利息も少ない状態にあり、円高基調が続けば今後も高い運用利回りは望めないこと
- ② 現時点では、途中売却には多額の売却損が発生する可能性が高く、運用利息が低いにもかかわらず、財産が長期間拘束されている状態にあること
- ③ 現時点では、元本リスク型の仕組債を有する場合、財産を毀損するリスクが高いこと
- ④ 元本保証型の仕組債であっても、発行体リスクがある以上、元本保証が確実なものではないこと

一方で、これらの出資団体が仕組債を保有している主な理由は、事業を推進するために、国債又は地方債等の利回りが低下する中で、収益性を加味した財産の運用を検討した結果であり、その趣旨は理解できる。

しかし、上記のような諸問題を踏まえると、特に、主に仕組債で得られた運用益を財源に事業を実施している出資団体については、運用利息が少ないことにより事業実施が困難になる可能性があり、その状況が長期間継続することにより出資団体自体のあり方まで影響が及びかねない。

したがって、仕組債に関する諸問題は、出資団体個別の問題としてではなく、県全体の問題として検討すべきであると考えている。

県は、公社等外郭団体に対して、平成 23 年 11 月に、外債又は仕組債等を活用した資産運用に関する調査を実施している。このような調査は、指導要綱を改訂し事前協議等を行うこととした平成 14 年 8 月以降では、平成 16 年 7 月に一度実施されている。

なお、今回の監査において、公社等外郭団体に含まれていない財団法人あまぎ水の文化村及び財団法人九州産業技術センターも仕組債を保有していることが判明した。

【改善案】

県は、仕組債の購入等に係る出資団体の対応及び県の関与に関する方針や手続等を適切に整備、運用することが望まれる。

今回実施した監査では、出資団体が県からの出資金を財源とした財産運用として仕組債を購入しているものについて詳細を把握した。県からの出資金を財源とする以上、実質的に県の財産で仕組債を購入しているといえ、仕組債に評価損等が生じる場合には県の財産が毀損したこととほぼ同義となると考えられる。

仕組債は種々のリスクを有する金融商品であるため、購入及び運用に当たっては高度な投資に関する専門知識が必要となる。仮に、出資団体及び所管部署の職員が、仕組債の購入及び事前協議時に、このような専門知識を有していたとしても、担当する職員が替わる際に十分な引継ぎが実施されない可能性もある。

また、主に仕組債で得られた運用益を財源に事業を実施している出資団体については、団体自体のあり方まで影響が及ぶ可能性もある。

さらに、国が定めた「公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定）」並びに「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針（平成 8 年 12 月 19 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）」において、基本財産の管理運用に関し、次のように規定されている。

【公益法人の設立許可及び指導監督基準等における基本財産の管理運用】

(基準)

5. 財務及び会計

(4) 基本財産の管理運用は、寄附者が寄附する際にその管理運用方法を指定した場合を除き、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生じる方法で行うこと。

(運用指針)

(1) 財団法人の基本財産は、財団法人の人格の基礎であり、公益活動を行うための収入の基本となる重要な財産であることから、その管理運用に当たっては、これが減少することは厳に避ける必要があるとともに、さらに、公益事業のために資する価値を生ずるように活用しなければならない。

(2) したがって、基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当でない。

① 価値の変動が著しい財産—株式、株式投資信託、金、外貨建債券等

※出所「公益法人の設立許可及び指導監督基準及び同運用指針」

以上を踏まえ、仕組債の購入等に係る出資団体の対応及び県の関与については、次のとおり実施されることが望ましい。

●出資団体の対応

仕組債の有するリスク及び出資団体の人員体制を考慮した場合、出資団体は、安全性を優先したうえで、資産を運用することが望ましい。仕組債の購入は極力避けることが望ましい。

また、出資団体が現在保有する仕組債については、関係機関と協議のうえ、次のような対応を実施することが望ましい。

- ① 仕組債等資産運用を担当する役職員に対し、仕組債等の金融商品に関する十分な知識の教育を実施する。
- ② 主に仕組債で得られた運用益を財源に事業を実施している出資団体は、現在及び将来の運用益の減少を踏まえ、事業内容等を早急に見直す必要がある。
- ③ 保有している仕組債のリスク情報を適時、適切に把握する。発行体リスクが高まっている場合等は、仕組債の売却等を含めて十分な検討を行う。

●県の関与

上記の課題及び出資団体の改善案を踏まえ、県は、出資金を財源とした財産の運用に当たっては、出資団体に対し、安全性を優先したうえで、収益性の確保を考慮した資産運用を助言指導することが望まれる。

また、出資団体が現在保有する仕組債については、次のように関与することが望まれる。

- ① 定期的に出資団体に対する仕組債等の状況調査を実施し、出資団体ごとの情報を把握する。その際、公社等外郭団体に含まれていない団体についても仕組債を保有していたことに鑑み、調査範囲を十分に検討すべきである。
- ② 主に仕組債で得られた運用益を財源に事業を実施している出資団体に対しては、現在及び将来の運用益の減少を踏まえ、事業内容の見直しについて助言指導する。なお、運用益が著しく減少し事業の実施が困難になる場合は、県として公益上不可欠な事業であるか否かを見極め、必要に応じて財政的支援等を検討する。

(2) 個別の出資金に関する監査の結果及び意見

個別の出資金について発見された事項は、以下のとおりである。

① 財団法人あまぎ水の文化村への出資金

<出資概要>

出 資 先 団 体 名	財団法人 あまぎ水の文化村		
所 管 部 署	新社会推進部 県民文化スポーツ課 文化班		
団 体 設 立 目 的	水と余暇活動との適切な関わり方を創造することによって、人の生命にとってかけがえのない水の重要性について住民の理解を深め、水の有効利用の増進に寄与することを目的とする。		
団 体 事 業 概 要	(1) 水を守る精神の普及及び啓発に関する事業 (2) 水に関する情報の収集に関する事業 (3) 水源地域からの情報発信に関する事業 (4) 自然環境保全についての意識向上に関する事業 (5) 水源地域住民と都市住民との交流促進に関する事業 (6) あまぎ水の文化村の施設の管理運営 (7) その他設立目的を達成するために必要な事業		
設 立 年 月 日	H5. 7. 28		
平成 22 年度末 県 出 資 金 残 高 及 び 出 資 割 合	600,000 千円 29.8%	その他の主な 出 資 者	朝倉市 1,006,000 千円 (50.0%) 福岡市水道局 200,000 千円 (9.9%) 福岡地区水道企業団 100,000 千円 (5.0%)
県 の 人 的 関 与	役員の状況 (平成 22 年度末現在)		
	役員	うち県職員 (派遣含む)	うち県退職者
	13 名	2 名	-名
	(うち常勤 -名)	(うち常勤 -名)	(うち常勤 -名)
県 の 財 政 的 関 与 平 成 2 2 年 度 決 算 状 況	職員の状況 (平成 22 年度末現在)		
	職員	うち県派遣職員	うち県退職者
	2 名	-名	-名
	(うち兼務役員-名)	(うち兼務役員-名)	(うち兼務役員-名)
備 考	補助金等なし		

1) (意見) 団体のあり方の検討について

【現状】

本団体は、県と甘木市（現 朝倉市）が共同で整備した「あまぎ水の文化村」施設の管理運営を行うため、平成 5 年 7 月に設立されたものである。「施設が一部県有であり、又、県民の余暇・憩いの場として広く県民に親しまれる施設となることが期待されることから、県からも財団に対して支援の必要がある」ため、県は出資している。

本団体は、県からの指定管理を受け、あまぎ水の文化村の施設管理を行っている。この施設は、県有部分と朝倉市所有部分にわかれ、それぞれ指定管理制度により本団体が指定されている。施設は 18 年を経過して老朽化が進んでおり、また、県有施設部分に関する県債の償還は平成 24 年 5 月に終了する予定とのことである。

本団体の事業活動収支をみると、収入については基本財産の運用収入が約 7 割を占め、支出については大部分を占める施設管理事業費のうち委託料が 3 分の 2 となっている。この委託料は、施設の維持管理業務を朝倉商工会議所に委託しているものである。

【平成 22 年度 事業活動収支の状況】

(単位：千円)

事業活動収入	決算額	事業活動支出	決算額
基本財産運用収入	34,724	施設管理事業費支出	45,822
朝倉市受託収入	10,000	うち委託料支出	30,034
その他	2,878	うち光熱水費支出	6,296
		うち修繕費支出	4,171
		公益事業費支出	448
		管理費支出	1,298
事業活動収入計	47,603	事業活動支出計	47,568

※出所「財団法人あまぎ水の文化村 平成 22 年度収支計算書」

さらに、本団体は、事務局職員が 2 名であり、事務局長は非常勤嘱託で管理運営業務の全般を担当し、事務局員は常勤嘱託で会計事務及び館内外清掃等に従事している。

また、県有施設部分の利用状況は次のとおり、ほぼ横ばいとなっている。専用のホームページはなく、有効な利用促進策が実施できていない状況にあると考えられる。

【県有施設（アクアカルチャーゾーン）部分 利用状況】

(単位：人)

	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
入場者数	40,798	32,734	34,100	36,519	35,838	36,773

※出所「管理運営業務報告」

【課題】

財政的にみると、収入の大部分は基本財産の運用益及び朝倉市からの受託収入であり、団体独自の収入は少ない。しかも、本団体は、基本財産を次のとおり仕組債で一部運用しており、その運用益は円高により大きく減少している。

【基本財産の運用状況（平成 22 年度末現在）】 (単位：千円)

	購入時価格	時価	運用益
預金(定期預金等)	129,678	129,678	85
国債等	582,122	577,730	15,856
仕組債	1,300,000	1,005,180	18,783
計	2,011,800	1,712,588	34,724

※出所「県資料」

支出面では、施設は既に 20 年近くを経過し老朽化が進んでおり、集客促進の観点からは施設や設備の更新も必要であると考えます。

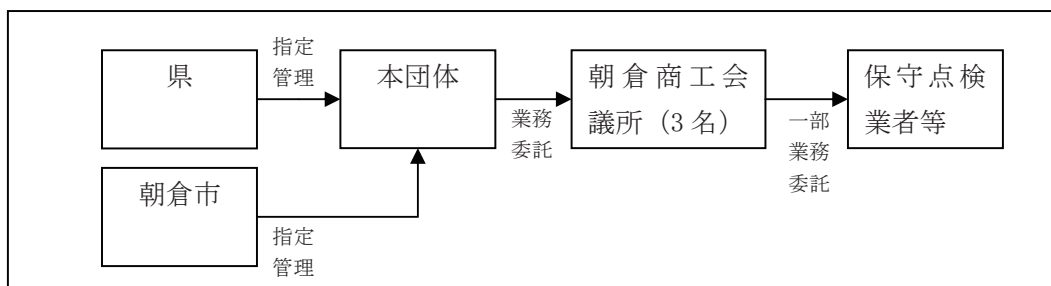
なお、上記収入の減少及び支出の増加に対応するため、特定資産が積み立てられているが、その状況は次のとおりであり、十分な額であるとは言い難く、将来の運営には不安がある。

【特定資産の状況（平成 22 年度末現在）】 (単位：千円)

資産名	目的	金額
減価償却引当資産	定額法による減価償却費分を積立て	985
金利対策引当預金	将来の運営資金に充てるため一定額を積立て	46,500
修繕引当預金	将来の多額の修繕費の支払いに充てるため一定額を積立て	15,000
計		62,485

人的には、事務局職員が嘱託職員 2 名で、次の図のとおり、業務が複層的に委託されているため、中間経費等が発生したり、事故等が発生した場合の責任が不明確になる可能性がある。

【施設管理に関する委託状況】



本団体が管理する施設「あまぎ水の文化村」は、「水源地域の特性を活かした余暇、憩い、学習又は交流の場を県民に提供し、もって水の重要性及び有効利用の増進に対する県民の理解を深めることに寄与する」ため設置されたものである。利用促進のためには、広報、営業活動や他の周辺施設との連携などを実施する必要があるが、現在の体制は維持管理を行う体制であり、十分ではないと考える。

【改善案】

本団体は、人的基盤がきわめて弱く、施設の有効な利用促進策を実施できていない状況にある。また、多額の基本財産を有しているものの、その多くを運用している仕組債の運用益は年々減少しており、また仕組債には含み損も生じていることから財政的基盤も不安定である。

これらの状況を踏まえ、県は朝倉市等関係団体と協議のうえ、今後の団体のあり方について検討することが望まれる。

なお、平成 23 年度に本団体は平成 24 年度から平成 28 年度までの間、施設の指定管理者として選定されている。県は、朝倉市と協議のうえ、その後の指定管理者の選定については、公募による選定とし、選定されなかった場合は、主たる出資者である朝倉市及び関係機関と協議のうえ、本団体の解散を検討することが望まれる。

② 株式会社北九州テクノセンターへの出資金

<出資概要>

出 資 先 団 体 名	株式会社 北九州テクノセンター		
所 管 部 署	商工部 新産業・技術振興課 新産業支援係		
団 体 設 立 目 的	北九州市を中心とした3市7町の中小企業の振興を目的として設立された。		
団 体 事 業 概 要	研究開発事業（研究開発・開発支援）、人材育成事業、交流促進事業（交流促進、インターフェース）、情報提供事業、研究室等施設提供事業等。 地域産業の高度化を図り、地域経済の発展に貢献する公益事業部門と株式会社としての収益事業部門のバランスをとることの2つの課題に取り組み、事業展開を行っていたが、平成14年4月、公益事業部門を（財）北九州産業学術推進機構へ移管し、現在は、収益事業部門（ビル賃貸管理事業）に特化している。		
設 立 年 月 日	H2.4.5		
平成 22 年度末 県 出 資 金 残 高 及 び 出 資 割 合	500,000 千円 22.4%	その他の 主な出資者	北九州市 610,000 千円 (27.4%) 独立行政法人中小企業基盤整備機構 600,000 千円 (26.9%)
県 の 人 的 関 与	役員の状況（平成22年度末現在）		
	役員	うち県職員（派遣含む）	うち県退職者
	10 名	1 名	-名
	（うち常勤 2名）	（うち常勤 -名）	（うち常勤 -名）
	職員の状況（平成22年度末現在）		
	職員	うち県派遣職員	うち県退職者
2 名	-名	-名	
（うち兼務役員-名）	（うち兼務役員-名）	（うち兼務役員-名）	
県 の 財 政 的 関 与 平 成 2 2 年 度 決 算 状 況	補助金等なし		
備 考			

1) (意見) 出資持分の譲渡に関する検討について

【現状】

県は、北九州地域産業の高度化を図るために、本団体に 5 億円を出資している。

出資当初は、研究開発事業の受委託や人材育成事業等の地域経済の発展に貢献する公益事業を行うことにより、北九州地域産業の高度化を図ることを目的としていた。

しかし、平成 14 年 4 月、公益事業部門を財団法人北九州産業学術推進機構へ移管し、センターは収益事業部門（ビル賃貸管理事業）に特化するに至った。

現在、本団体が管理する建物に入居している企業団体等は次のとおりである。

【本団体が管理する建物への入居団体及び用途の概要】

入居団体	用途
北九州市	中小企業振興課事務室、会議室等
財団法人北九州産業学術推進機構	中小企業支援センター事務室 北九州知的所有権センター事務室 研修室
民間企業（公益法人を含む）30 社	研究開発室、事務室、インキュベーション室

※出所「県資料」から加工

【課題】

平成 14 年 4 月以降、本団体は、研究開発事業の受委託や人材育成事業等の地域経済の発展に貢献する公益事業を行っていない。

また、当初の出資目的の一つであった研究室等施設提供事業についても、現在、北九州市中小企業振興課事務室等が入居する他、北九州市の外郭団体、民間企業が入居しており、実態的には、民間企業が行う貸しビル事業と同様の事業を行っている。

出資当初は、公益事業を実施するなど県が出資する意義はあったと考えるが、設立から 22 年が経過した現在の状況をみると、もはや県が出資を継続する必要性は乏しいといえる。

【改善案】

県としては出資を継続する必要性は乏しいため、関係機関と協議したうえで出資持分を譲渡することを提案する。

その結果、県は譲渡によって得られる資金を他に有効活用することが可能となる。

③ 財団法人福岡県消費者協会への出資金

<出資概要>

出 資 先 団 体 名	財団法人 福岡県消費者協会		
所 管 部 署	新社会推進部 生活安全課 消費生活センター総務企画班		
団 体 設 立 目 的	福岡県民の消費生活の向上と消費者意識の啓発を図ることを目的として、消費者教育並びに消費者保護に関する諸事業を行う。		
団 体 事 業 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者からの相談及び苦情の処理（久留米・飯塚サブセンター） ・ 消費生活相談レベルアップ事業 ・ 消費生活相談員養成研修事業・ホームページの運営 		
設 立 年 月 日	S45. 3. 25		
平成 22 年度末 県 出 資 金 残 高 及 び 出 資 割 合	300 千円 10.7%	その他の主な 出資者	九州電力(株) 250 千円 (8.9%) 福岡市 200 千円 (7.1%) 北九州市 200 千円 (7.1%)
県 の 人 的 関 与	役員 の 状 況 (平成 22 年度末現在)		
	役員	うち県職員 (派遣含む)	うち県退職者
	20 名	1 名	1 名
	(うち常勤 1 名)	(うち常勤 1 名)	(うち常勤 1 名)
	職員 の 状 況 (平成 22 年度末現在)		
	職員	うち県派遣職員	うち県退職者
7 名	- 名	3 名	
(うち兼務役員 1 名)	(うち兼務役員 1 名)	(うち兼務役員 1 名)	
県 の 財 政 的 関 与 平成 22 年度 決 算 状 況	補助金等 (単位：千円)		
		H22 支出額	支出目的
	補助金	12,100	消費者施策推進事業補助金
	委託料	48,481	消費生活相談業務、相談員養成研修業務等の委託
	その他	3,000	福岡県消費者協会加入者負担金
合 計	63,581		
備 考			

1) (意見) 県消費生活センターとの統合による消費者行政に係る体制強化について

【現状】

県は、県民全体に対する消費生活の向上のための施策を実施しており、公益に資するものとして、昭和 45 年 3 月に本団体に出資している。

なお、県の消費者行政に関する主な経緯は次のとおりである。

【福岡県の消費者行政の主な経緯】

年度	内容
昭和 41 年 2 月	消費者保護行政推進のため県庁に「消費者保護係」を設置
昭和 43 年 9 月	県庁に「消費生活課」を設置
昭和 43 年 12 月	「県商品テスト室」を設置
昭和 44 年 1 月	副知事を会長とし、関係課長で構成する「福岡県消費者行政連絡協議会」を設置
昭和 45 年 3 月	「福岡県消費生活センター」開設（「県商品テスト室」を吸収）
昭和 45 年 3 月	「財団法人福岡県消費者協会」設立
昭和 52 年 4 月	「福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」施行
平成 18 年 3 月	「福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」を改正し、「福岡県消費生活条例」として公布。平成 18 年 7 月施行。
平成 20 年 4 月	生活文化課消費者班と消費生活センターを統合し、新社会推進部生活安全課の内部組織として消費生活センター発足
平成 21 年 9 月	国に「消費者庁」設置

本団体の設立と同時期に「福岡県消費生活センター」（以下「県消費生活センター」という。）が県の機関として開設されている。

この 2 つの組織の活動内容は次のとおりであり、現在は同じ所在地で同種の業務を実施している。

【本団体と県消費生活センターの比較】

名称	財団法人福岡県消費者協会	福岡県消費生活センター
設立年月	昭和 38 年に任意団体として発足 昭和 45 年 3 月財団法人となる	昭和 45 年 3 月開設
所在地	福岡県吉塚合同庁舎 1 階	福岡県吉塚合同庁舎 1 階
設立目的	福岡県在住の消費者の消費生活の向上と、消費者意識の啓蒙をはかる	消費者と事業者との間の情報の質及び量、交渉力等の格差にかんがみ、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関する施策により、県民の消費生活の安定及び向上をはかる

事業 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者のための啓発教育 ・消費者からの相談及び苦情の処理 ・消費者問題に関する情報並びに資料の収集、提供および調査研究 ・消費者団体との連携および研修 ・消費生活リーダーの養成 ・地域巡回教育の実施 ・消費者のための講習会、講演会・見学会等の開催 ・その他この法人の目的達成に必要な事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者のための啓発教育 ・消費者からの相談及び苦情の処理 ・消費者問題に関する情報並びに資料の収集、提供および調査研究 ・消費者団体の支援・育成 ・商品・サービスの安全性の確保 ・消費者取引の適正化 ・市町村のセンター等との連携、および技術的支援、市町村のセンター等相互間の連絡調整 ・その他上記に掲げる事務に附帯する事務
----------	---	---

また、本団体に対する県の関与状況は、次のとおりである。

① 人的関与

職員数 7 名のうち県退職者が 3 名である。

② 財政的関与

県は、本団体に対し、次のとおり委託料と補助金及び負担金を支出しており、平成 22 年度決算では経常収益の 95.9%を占めている。

【県財政負担率等の推移】

(単位：千円)

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
県委託料 (A)	8,098	7,994	5,102	41,306	48,481
補助金 (B)	12,484	12,700	12,700	12,100	12,100
負担金 (C)	7,000	7,000	3,000	3,000	3,000
県財政負担額 (D=A+B+C)	27,582	27,694	20,802	56,406	63,581
経常収益額 (E)	33,350	30,821	23,837	59,204	66,311
県財政負担率 (D/E)	82.7%	89.9%	87.3%	95.3%	95.9%

※出所「福岡県消費者協会 正味財産増減計算書」

平成 21 年度から県委託料が大幅に増額されている。これは、地方消費者行政強化のため、国の交付金により県に消費者行政活性化基金が造成されているが、この基金を財源として県が本団体へ事業の委託を行ったものである。

なお、平成 22 年度の県からの委託事業の内訳は次のとおりである。

【本団体への委託状況（平成 22 年度）】

（単位：千円）

委託事業名	事業内容	総事業費	備考
消費生活相談業務	筑後及び筑豊地区における相談・苦情処理等	5,785	
消費生活相談事例集作成業務	市町村相談窓口職員向け相談事例集作成	977	基金事業
消費生活相談員養成研修業務	市町村消費生活相談員の養成業務 (H22 初級修了者 19 名、中級修了者 9 名)	37,470	基金事業
消費生活相談員レベルアップ研修業務	消費生活相談員の研修会の実施 (H22 相談業務に必要な知識講座 93 名、法律及び専門知識講座 184 名、聴取能力向上講座 98 名、計 375 名参加)	4,250	基金事業
合 計		48,481	

【課題】

環境の変化に伴い、次のとおり、消費者行政の重要性及びそれに対する県の担うべき役割は拡大している。

【環境の変化に伴う消費者行政の変化の例】

環境の変化	消費者行政における変化
高齢者の増加	悪質商法による消費者トラブルや被害の増加への対応
IT の進展	インターネットを使った悪質商法や架空請求等の増加への対応
食品等に対する安全安心意識の高まり	健康被害の発生の防止及び発生時の救済等 安全安心に関する情報の提供等

しかし、現在実施している消費者行政活性化基金を活用した事業は、平成 25 年 3 月で終了する予定であり、今後の消費者行政における住民サービスの維持向上のためには、効果的かつ効率的な事業の実施が求められる。

また、基金事業で実施した「消費生活相談事例集作成業務」について、本団体は県からの委託を受け、相談事例集の作成及びとりまとめを行っているが、執筆自体は県及び福岡市の消費生活センターの職員が行っており、実質的に県消費生活センターと本団体が一体となって業務を行っている事例もある。

【改善案】

県は、厳しい財政状況において、県民ニーズの多様化等環境の変化に対応し、県民サービスの向上を図るため、資源（ヒト、モノ、カネ）を有効に活用することが必要である。このことは、今後の消費者行政の推進についても同様である。

そこで、本団体を解散し、県消費生活センターと統合して新たな県直営の組織とし、県消費生活センターに移転集約して体制の強化を図ることを提案する。

それにより、人的資源の集中による相談体制及び人材育成機能の強化が可能になると考える。また、業務委託の事務や団体の財務諸表作成等に要する業務量の削減が期待でき、これらを強化するための時間として活用するなど、さらなる県民サービスの向上につながることを期待できる。

一方で、本団体の直営化による影響を検討すると、本団体に雇用している相談員等の嘱託職員については、県直営の組織となっても引き続き同様の雇用形態にすることは可能であり、また、相談業務以外に実施されている各種講座の開催なども継続することができるため、特段の影響はない。

なお、本団体は、市町村や民間企業が出資し、毎年負担金や寄附金等を受けていることから、統合の検討に当たっては、関係機関と協議する必要がある。

④ 福岡県土地開発公社への出資金

<出資概要>

出資先団体名	福岡県土地開発公社		
所管部署	県土整備部 用地課 収用係		
団体設立目的	地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせることを目的とする。		
団体事業概要	(1) 地方公共団体等の依頼に基づく公共用地等の先行取得及び地方公共団体等が再取得するまでの間の当該用地の管理 (2) 土地開発公社自ら行う住宅団地等の造成事業 (3) 地方公共団体等の委託に基づく土地の取得のあっせん、調査、測量等		
設立年月日	S48. 3. 31		
平成 22 年度末 県出資金残高 及び出資割合	30,000 千円 100.0%	その他の主な 出資者	なし
県の人的関与	役員 の 状 況 (平成 22 年度末現在)		
	役員	うち県職員 (派遣含む)	うち県退職者
	3 名	2 名	1 名
	(うち常勤 1 名)	(うち常勤 1 名)	(うち常勤 1 名)
	職員 の 状 況 (平成 22 年度末現在)		
	職員	うち県派遣職員	うち県退職者
29 名	5 名	- 名	
(うち兼務役員-名)	(うち兼務役員-名)	(うち兼務役員-名)	
上記の人数には、福岡県道路公社の併任役職員は含まない。			
県の財政的関与 平成 22 年度 決算状況	① 補助金等 (単位：千円)		
		H22 支出額	支出目的
	委託料	122, 816	用地先行取得に関する委託料
	負担金	3, 126	地方職員共済組合地方公共団体負担金
	合計	125, 942	
	② 貸付金		
	H21 末残高	H22 中増加	H22 中減少
貸付金	4, 186, 056	-	122, 698
			H22 末残高
			4, 063, 359
貸付金の目的は、代行用地先行取得事業等の原資であり、土地開発基金から貸し付けられている。			
備考			

1) (意見) 団体の解散について

【現状】

本団体の事業内容は次のとおりである。

【本団体の事業内容】

事業名	事業内容
① 代行用地取得事業	県の道路・河川事業に必要な土地を先行取得する事業 (取得には土地開発基金が原資として利用され、本団体が土地を取得後、県が土地を買い戻して工事を実施する。)
② 受託事業	県をはじめとする各地方公共団体等からの委託を受け、道路用地等を取得する事業 (委託元(H22)：県、西日本高速道路株式会社、那珂川町)

平成 22 年度事業実績は次のとおりであり、業務の多くを受託事業が占めている。

【平成 22 年度事業実績】

事業名	取得面積 (割合)	用地補償費 (割合)	備考
① 代行用地取得事業	428.28 m ² (0.3%)	104 百万円 (1.9%)	
② 受託事業	164,732.71 m ² (99.7%)	5,224 百万円 (98.1%)	委託元別割合(用地補償費ベース) 福岡県 3,340 百万円(62.7%) 西日本高速道路株式会社 1,812 百万円(34.0%) 那珂川町 71 百万円(1.4%)
合計	165,160.99 m ² (100.0%)	5,327 百万円 (100.0%)	

※出所「福岡県土地開発公社経営状況」から作成

【課題】

「4. 基金に関する監査の結果及び意見 (2) 個別の基金に関する監査の結果及び意見 ⑧福岡県土地開発基金」に記載しているとおり、代行用地取得事業は近年減少傾向であり、基金(道路・河川事業用地先行取得資金)の活用度が低下している。

また、本団体は主に用地補償費の支払等の事務作業を行うのみであり、地権者との用地交渉といった取得に関する実質的な業務は通常行っていない。さらに、道路・河川事業に必要な土地を先行取得する場合は、土地開発基金を活用し県自体で実施することもできるため、本団体を利用する必要性は乏しいと考える。

次に、受託事業については、取得面積ベースで 99%を超えており、現在、本団体の主たる事業となっている。しかし、公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）第 17 条には、次のように土地開発公社の業務の範囲が規定されており、この受託事業は第 2 項第 2 号の業務に該当するため、同条第 1 項に掲げる主要な事業の遂行に支障のない範囲内においてできるという付帯的な業務の位置づけとなっている。

【公拡法】（抜粋）

第 17 条 土地開発公社は、第 10 条第 1 項の目的を達成するため、次に掲げる業務の全部又は一部を行うものとする。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ～ホ （省略）

(2) 住宅用地の造成事業その他土地の造成に係る公営企業に相当する事業で政令に定めるものを行うこと。

(3) 前 2 号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 土地開発公社は、前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行うことができる。

(1) 前項第 1 号の土地の造成又は同項第 2 号の事業の実施とあわせて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 国、地方公共団体その他公共の団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

また、受託事業を委託元別割合（用地補償費ベース）で見ると、約 3 分の 2 を県からの委託で占めているが、これらは県の用地取得体制を見直すことにより県自体で実施可能と考えられる。同じく、西日本高速道路株式会社からの委託が約 3 分の 1 あるが、これは東九州自動車道の整備に関するもので、福岡県内の用地取得の進捗率が約 89%（平成 22 年度末現在）に達していることから、今後の受託事業は減少することが予想される。したがって、受託事業を本団体で実施する必要性は乏しいと考える。

【改善案】

地価の下落等により土地の先行取得の需要は減少しており、代行用地取得事業及び受託事業ともに本団体で実施する必要性が乏しい以上、本団体はすでに存在意義を失っているといえる。このため、本団体は以下の事項を整理したうえで、将来的に解散することが望ましい。

本団体は、平成 22 年度末時点で、363,922 ㎡、70 億円の土地を保有している。これは、県及び国からの要請により取得したものであり、県及び国は土地を買い戻す必要がある。

また、本団体には、金融機関からの借入金が平成 22 年度末時点で 43 億円あるが、これについては、県及び国の買い戻しによる代金をもって返済することとなる。

次に、本団体は土地開発基金を原資とした土地の先行取得を行っている。これについては、「4. 基金に関する監査の結果及び意見 (2) 個別の基金に関する監査の結果及び意見 ⑧福岡県土地開発基金」に記載しているとおり、本団体を經由しない方法とすることで、本団体の解散の影響はない。

さらに、本団体には、5人のプロパー職員が存在する(平成22年度末時点)。このため、当該職員の処遇について、別途配慮する必要がある。

【平成22年度末要約貸借対照表】

(単位：百万円)

貸借対照表 (平成 23 年 3 月 31 日)			
資産の部		負債の部	
1 流動資産	8,744	1 流動負債	4,928
代行用地等	7,003	借入金 (金融機関分)	691
その他	1,741	借入金 (県分)	4,063
2 固定資産	1	その他	174
		2 固定負債	3,763
		長期借入金 (金融機関分)	3,648
		その他	115
		資本の部	53
資産合計	8,745	負債資本合計	8,745

⑤ 株式会社北九州輸入促進センターへの出資金

<出資概要>

出資先団体名	株式会社 北九州輸入促進センター		
所管部署	商工部 国際経済観光課 海外ビジネス支援係		
団体設立目的	21世紀の国際物流拠点都市を目指す北九州市が進める大型プロジェクト「北九州市地域輸入促進計画(北九州F A Z計画)」に基づき建設されたA I M (アジア太平洋インポートマート) ビルの設置・運営主体として、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(以下「F A Z法」という。)の想定する西日本地域における「輸入品の流通拠点」「国際ビジネスの情報拠点」を目指して設立された。		
団体事業概要	北九州市地域輸入促進計画において輸入促進基盤施設として位置付けられているA I Mビルの整備、運営。		
設立年月日	H5. 4. 26		
平成 22 年度末 県出資金残高 及び出資割合	933,300 千円 14.1%	その他の 主な出資者	北九州市 1,866,700 千円 (28.3%) 独立行政法人中小企業基盤整備機構 992,000 千円 (15.0%)
県の人的関与	役員の状況(平成 22 年度末現在)		
	役員	うち県職員(派遣含む)	うち県退職者
	16 名	1 名	- 名
	(うち常勤 - 名)	(うち常勤 - 名)	(うち常勤 - 名)
県の人的関与	職員の状況(平成 22 年度末現在)		
	職員	うち県派遣職員	うち県退職者
	13 名	- 名	- 名
	(うち兼務役員- 名)	(うち兼務役員- 名)	(うち兼務役員- 名)
県の財政的関与 平成 22 年度 決算状況	補助金等なし		
備考			

1) (意見) 団体に対するモニタリングの強化について

【現状】

県は、北九州市及び福岡県の国際的な経済交流の進展を促すために、A I Mビルの管理運営主体である本団体に投資している。

本団体は、A I Mビルに国際ビジネス支援機関や輸入関連事業者（以下「海外機関」という。）を入居させることにより、当該テナントの事業活動を通じて国際的な経済交流が進展、促進されることを目的としている。

当初の主たる投資目的は、国際的な経済交流を促進するというものであったが、F A Z法の失効に伴い、運営するA I Mビルの本来の機能が縮小し、次の「A I Mビルの入居状況」にあるとおり、入居団体 88 団体中、海外機関は 14 団体となっている。経済環境の変化による面もあると思われるが、当初の目的に沿って十分に利用されている状況にはないといえる。

海外機関の他、主たる出資者である北九州市やその外郭団体、民間企業等の入居を促進してきているが、平成 23 年 3 月末時点の入居率は 70.9%となっている。

なお、本団体は、平成 23 年 4 月から「はぐくみの拠点A I M」を新しいコンセプトに、北九州市の未来を拓く、新たな「ビジネス」「交流」「人材」「モノ」を育てる場として活用していくこととしている。

【A I Mビルの入居状況（平成 23 年 3 月現在）】

区分	主な団体等
海外機関 14 団体	カナダ政府西日本通商事務所、大連西日本経済貿易事務所、(社)北九州貿易協会、(独)日本貿易振興機構等
北九州市	貿易振興課、商業振興課等
北九州市の外郭団体 3 団体	ヒューマンメディア創造センター、(財)北九州国際交流協会、北九州市住宅供給公社
その他民間企業等 71 団体	

【課題】

大口テナントの撤退等によりA I Mビルの入居率は低下し、次のとおり近年業績は悪化している。また、約 20 億円と多額の累積損失を抱えている。この状況が続けば、県の投資の価値が損なわれるだけでなく、追加負担が生じる可能性もある。

【本団体の経営状況の推移】

(単位：百万円)

	H18	H19	H20	H21	H22
利 益	153	204	158	△75	△95
累 積 損 失	△2,245	△2,040	△1,882	△1,958	△2,053
純 資 産	4,361	4,561	4,742	4,671	4,549

※出所「県資料」

【改善案】

課題に記載のとおり、県の出資の価値が損なわれるなどの懸念も生じてきている。また、本団体は次のとおり「福岡県公社等外郭団体の設立及び運営に関する指導要綱」第 9 条に定める「その他の団体」に該当するが、出資の額も約 9 億円と多額であることから、モニタリングを強化したうえで、必要に応じて関係団体と連携し公社等外郭団体に準じて指導していくことが必要である。

【福岡県公社等外郭団体の設立及び運営に関する指導要綱（抜粋）】

（その他の団体に対する指導等）

第 9 条 所管部長は、公社等外郭団体以外の団体であって県が基本財産の一部を出資又は出捐している団体についても、必要な範囲において、公社等外郭団体に準じて指導を行うものとする。

⑥ 財団法人福岡県建築住宅センターへの出資金

<出資概要>

出 資 先 団 体 名	財団法人 福岡県建築住宅センター		
所 管 部 署	建築都市部 住宅計画課 計画係		
団 体 設 立 目 的	住宅に関する知識の普及、住宅相談の実施等を通じて住宅需要者の保護を図るとともに、建築・住宅関連の業者、技術者等の研修、建築技術に関する調査研究等によって建築・住宅関連産業の振興を図り、あわせて建築確認、検査その他審査業務、建築物の安全性の確保のための業務等を実施し、県民福祉の向上に資することを目的とする。		
団 体 事 業 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅に関する知識の普及に関する業務 ・ 住宅に関する各種相談に関する業務 ・ 指定確認検査機関としての建築確認・検査に関する業務 ・ 構造計算適合性判定に関する業務 など 		
設 立 年 月 日	S53. 10. 1		
平成 22 年度末 県 出 資 金 残 高 及 び 出 資 割 合	20,000 千円 8.0%	その他の主な 出資者	福岡市 15,000 千円(6.0%) 福岡県住宅供給公社 10,000 千円(4.0%) その他民間企業等
県 の 人 的 関 与	役員 の 状 況 (平成 22 年度末現在)		
	役員	うち県職員 (派遣含む)	うち県退職者
	14 名	3 名	3 名
	(うち常勤 6 名)	(うち常勤 2 名)	(うち常勤 3 名)
	職員 の 状 況 (平成 22 年度末現在)		
	職員	うち県派遣職員	うち県退職者
86 名	9 名	19 名	
(うち兼務役員 1 名)	(うち兼務役員-名)	(うち兼務役員-名)	
県 の 財 政 的 関 与 平成 22 年度 決 算 状 況	補助金等 (単位：千円)		
		H22 支出額	支出目的
	補助金	42,432	住宅情報提供、地元工務店研修 他
	委託料	461,815	調査研究、安心住み替えバンク、経営事項審査 他
	合 計	504,247	
備 考			

1) (意見) 団体に対する委託料の水準等の見直しについて

【現状及び課題】

平成 22 年度の事業報告書によると、本団体の事業内容は、次のとおりである。

【本団体の事業内容】

1. 住宅に関する情報提供事業
2. 高齢者等住まいづくり事業
3. 住宅に関する相談事業
4. 住宅建築関連業者等の研修事業
5. 建築・住宅等に関する調査研究事業
6. 建築物の耐震改修促進事業
7. 住宅瑕疵担保責任保険事業
8. 建築物、昇降機等の定期報告事業
9. 建設業者経営事項審査に係る委託事業
10. 指定確認検査事業
11. 住宅性能評価事業
12. 構造計算適合性判定事業
13. 建築物の耐震評価事業
14. 宅地建物取引主任者の資格試験事業
15. その他の事業

※出所「財団法人福岡県建築住宅センター 平成 22 年度事業報告書」

また、本団体の経営状況は次のとおりである。一般民間企業の税引前利益に相当する税引前正味財産増減額は 1 億 5 千万円前後であり、同じく売上に相当する経常収益の 10% 以上となっている。

平成 22 年度は約 2 億 9 千万円となっており、法人税等に約 1 億円が計上されている。

【本財団の経営状況】

(単位：千円)

	H18	H19	H20	H21	H22
経常収益	907,722	1,177,264	1,296,805	1,395,526	1,400,931
経常費用	780,836	1,077,952	1,141,969	1,229,624	1,112,723
税引前正味財産増減額	126,886	99,312	154,790	165,752	288,208
法人税等	43,183	38,610	57,378	57,879	101,498
当期正味財産増減額	83,703	60,703	97,412	107,873	186,711
正味財産期末残高	793,399	854,101	951,513	1,059,386	1,246,096

注：上記正味財産には、寄附によって受け入れた資産で寄附者等の意思により当該資産の用途について当該資産の用途について制約が課されている指定正味財産を含む。(平成 22 年度末現在の指定正味財産残高は 117,500 千円である。)

※出所「本団体 正味財産増減計算書」から作成

一般に営利企業においては、企業継続のためあるいは事業拡大のため必要な利益を確保すること、また財団法人においても事業継続のため必要な利益を得ることは団体の目的にかなうものとするが、本団体は、現在「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（平成 8 年 12 月 19 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）に定める水準を超える内部留保金を有している。

【公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針】（抜粋）

(1) 公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であり、本来単年度の収支において、大幅な黒字を有するものではない。しかしながら、物価水準や金利等の社会経済情勢の変化や、会員数の増減等の法人に関する状況の変化等を考慮すると、公益事業を適切、継続的に行うためには、ある程度のいわゆる「内部留保」を有することは必要である。

(2) しかしながら、公益法人は、その事業目的、非営利性等から税制上の優遇等が認められているものであり、有することができる「内部留保」についても、その規模は一定の範囲内にとどめるべきである。

公益法人の内部留保の水準としては、過去の収入の変動等を考慮しつつ、社会経済情勢の変化等が生じた場合であっても、当該法人が実施している公益事業を、当面支障なく実施できる程度にとどめることを目指すべきである。その水準は、当該法人の財務状況等によっても異なるものであり、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資金運用等のための支出は含めない。）の合計額の 30% 程度以下であることが望ましい。

(3) 本文における「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除いたものとする。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金（事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないものに限る。）
- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産：法人事務所・事業所、土地、設備機器等
- ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等：退職給与引当資産、減価償却引当資産等
- ⑤ 負債相当額（将来の支出が明瞭なものに限る。また、引当資産を有しているものは除く。）

なお、固定資産については、真に必要な水準に限られるべきであり、法人の事業内容、規模等から考えて不必要に広い法人事務所等は、これに該当しない。

また、引当資産についても、法人の運営上将来必要な特定の支払いに充てることが明瞭であり、かつその支払い等が可能な限り明確に予定されているものに限られるべきである。したがって、退職給与引当金の債務の額を超えて引当てられた退職給与引当資産等は、これに該当しない。

※出所「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」

平成 22 年度の経営状況について詳しくみると次のとおりである。

【本団体の平成 22 年度正味財産増減計算書】

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
経常収益		経常費用	
①基本財産運用益	2,992	①事業費	851,687
②特定資産運用益	2,563	うち給与手当	359,380
③事業収益	1,281,836	うち委託料	274,347
うち耐震診断受託料	360,893	②管理費	261,036
うち建築確認検査申請手数料	248,945	うち給与手当	111,089
うち構造判定審査手数料	203,905		
④受取補助金等	52,417		
⑤受取分担金	56,407		
⑥雑収益	2,700		
⑦引当金取崩額	2,015		
経常収益計	1,400,931	経常費用計	1,112,723
税引前当期一般正味財産増減額			288,208
法人税、住民税及び事業税			101,498
当期一般正味財産増減額			186,711
一般正味財産期末残高			1,128,596

注：上記受取補助金等や受取分担金には県以外からのものを含む

※出所「本団体 平成 22 年度正味財産増減計算書」から作成

平成 22 年度における事業収益をみると県からの耐震診断受託料が最も多く、また県からの委託料 462 百万円のうち約 8 割を占めている。

そのため、本団体の収入のうち最もその割合が大きい「耐震改修促進事業」について、合規性、有効性、効率性及び代替可能性や公平性の観点から検討を行った。なお、「耐震改修促進事業」としては、耐震診断業務のほか、耐震に関するセミナーや講習会を実施している。

県によると、県有建築物の耐震診断業務は、平成 17 年 3 月に発生した福岡県西方沖地震を契機に策定された県計画に基づき、平成 19 年度から 23 年度までの短期間に実施する必要がある、特に平成 20 年度、21 年度に集中して実施したとのことである。

事業の状況については、次のとおりであり、平成 19 年度以降事業規模が拡大していることがわかる。

しかし、事業に係る委託（再委託）の割合をみると、事業支出の 8 割以上となっている。また、この事業でみると、平成 19 年度以降収支差額が 1 億円以上発生している。

この状況から、県と本団体との契約は財団法人福岡県建設技術情報センターとの 2 者見積りによる随意契約により行われており、その大部分が民間企業等に再委託され、本団体が多額の収入を得ている。

【耐震改修促進事業の状況】

(単位：千円)

	H18	H19	H20	H21	H22
事業収入	125,520	283,540	291,085	473,243	365,314
うち耐震診断 受託収入	117,653	275,837	283,493	468,823	360,893
収入計 (A)	125,520	283,540	291,085	473,243	365,314
事業費支出 (B)	93,461	161,846	185,772	295,961	242,773
うち再委託料 (C)	81,240	151,829	159,446	265,754	213,445
管理費支出 (D)	3,280	9,767	3,985	1,218	1,116
支出計 (E=B+D)	96,741	171,612	189,757	297,179	243,888
収支差額 (A-E)	28,779	111,928	101,328	176,064	121,426
支出計に占める 再委託割合 (C/E)	84.0%	88.5%	84.0%	89.4%	87.5%

※出所「本団体 事業別収支試算表」から作成

【改善案】

耐震改修促進事業について、事業費の 8 割を超える部分を再委託している状況が近年相当期間継続し、その期間に内部留保が増加していることから、県は、委託料の水準について検討し、委託金額に応じた積算の実施など必要な範囲を超える利益が発生しないような仕組みを構築すべきであったと考える。

今後は耐震改修促進事業に係る委託料は大幅に減少することであるが、他の委託事業についても同様に、委託料の水準等について見直す必要がないか検討することが望まれる。

⑦ 財団法人福岡県建設技術情報センターへの出資金

<出資概要>

出資先団体名	財団法人 福岡県建設技術情報センター																				
所管部署	県土整備部 企画交通課 指導係																				
団体設立目的	建設技術に関する調査・研究・建設技術の向上、建設資材の品質の向上等に関する事業を行うとともに、福岡県建設技術情報センターの特性と機能を生かした事業を行い、もって後世に誇りうる質の高い社会資本の整備に寄与することを目的とする。																				
団体事業概要	(1) 施設管理事業（県からの指定管理） (2) 建設材料試験事業（県からの指定管理） (3) 調査研究事業（県、市町村等、民間企業からの受託） (4) 研修事業（県、市町村等、民間企業からの研修受入） (5) 情報事業 (6) 土木技術支援事業（県、市町村等からの受託） (7) 設計・工事監理事業（県、市町村等からの受託） (8) 耐震診断事業 など																				
設立年月日	H7. 5. 1																				
平成 22 年度末 県出資金残高 及び出資割合	160,000 千円 80.0%	その他の 主な出資者	(財)福岡県市町村振興協会 20,000 千円(10.0%) 北九州市 10,000 千円(5.0%) 福岡市 10,000 千円(5.0%)																		
県の人的関与	役員の状況（平成 22 年度末現在） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>役員</th> <th>うち県職員（派遣含む）</th> <th>うち県退職者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14 名</td> <td>3 名</td> <td>2 名</td> </tr> <tr> <td>（うち常勤 2 名）</td> <td>（うち常勤 -名）</td> <td>（うち常勤 2 名）</td> </tr> </tbody> </table> 職員の状況（平成 22 年度末現在） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>うち県派遣職員</th> <th>うち県退職者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60 名</td> <td>32 名</td> <td>2 名</td> </tr> <tr> <td>（うち兼務役員-名）</td> <td>（うち兼務役員-名）</td> <td>（うち兼務役員-名）</td> </tr> </tbody> </table>			役員	うち県職員（派遣含む）	うち県退職者	14 名	3 名	2 名	（うち常勤 2 名）	（うち常勤 -名）	（うち常勤 2 名）	職員	うち県派遣職員	うち県退職者	60 名	32 名	2 名	（うち兼務役員-名）	（うち兼務役員-名）	（うち兼務役員-名）
役員	うち県職員（派遣含む）	うち県退職者																			
14 名	3 名	2 名																			
（うち常勤 2 名）	（うち常勤 -名）	（うち常勤 2 名）																			
職員	うち県派遣職員	うち県退職者																			
60 名	32 名	2 名																			
（うち兼務役員-名）	（うち兼務役員-名）	（うち兼務役員-名）																			
県の財政的関与	補助金等（手数料を含む）（単位：千円） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22 支出額</th> <th>支出目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>1,030,478</td> <td>施設管理委託、建設材料試験 等</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,030,478</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				H22 支出額	支出目的	補助金	-	-	委託料	1,030,478	施設管理委託、建設材料試験 等	合計	1,030,478							
	H22 支出額	支出目的																			
補助金	-	-																			
委託料	1,030,478	施設管理委託、建設材料試験 等																			
合計	1,030,478																				
平成 22 年度 決算状況																					
備考																					

1) (意見) 団体に対する委託料の水準等の見直しについて

【現状及び課題】

平成 22 年度の事業報告書によると、本団体の事業内容は、次のとおりである。

【本団体の事業内容】

1. 施設管理事業
2. 建設材料試験事業
3. 研修事業
4. 調査研究事業
5. 土木技術支援事業
6. 建築技術支援事業
7. 建設技術調査研究研修事業
8. 施設提供事業

※出所「財団法人福岡県建設技術情報センター 平成 22 年度事業報告書」

また、本団体の経営状況は次のとおりである。一般民間企業の税引前利益に当たる税引前正味財産増減額について、平成 21 年度は約 3 億円、平成 22 年度は約 1 億 6 千万円となっており、法人税等にそれぞれ約 8 千万円、約 5 千万円が計上されている。

【本財団の経営状況】

(単位：千円)

	H18	H19	H20	H21	H22
経常収益	1,037,232	1,026,634	1,330,783	1,645,814	1,433,663
経常費用	897,870	972,844	1,177,418	1,342,809	1,277,703
税引前正味財産増減額	144,628	50,645	153,849	303,679	158,959
法人税等	-	31,437	46,804	77,818	54,009
当期正味財産増減額	144,628	19,208	107,045	225,861	104,951
正味財産期末残高	642,914	662,122	769,167	995,028	1,099,979

注：上記正味財産には、寄附によって受け入れた資産で寄附者等の意思により当該資産の用途について制約が課されている指定正味財産を含む。(平成 22 年度末現在の指定正味財産残高は 200,000 千円である。)

※出所「本団体 正味財産増減計算書」から作成

一般に営利企業においては、企業継続のためあるいは事業拡大のため必要な利益を確保すること、また公益法人においても事業継続のため必要な利益を得ることは団体の目的にかなうものと考えますが、本団体は、現在「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」(平成 8 年 12 月 19 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)に定める水準を超える内部留保金を有している。

【公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針】(抜粋)

(1) 公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であり、本来単年度の収支において、大幅な黒字を有するものではない。しかしながら、物価水準や金利等の社会経済情勢の変化や、会員数の増減等の法人に関する状況の変化等を考慮すると、公益事業を適切、継続的に行うためには、ある程度のいわゆる「内部留保」を有することは必要である。

(2) しかしながら、公益法人は、その事業目的、非営利性等から税制上の優遇等が認められているものであり、有することができる「内部留保」についても、その規模は一定の範囲内にとどめるべきである。

公益法人の内部留保の水準としては、過去の収入の変動等を考慮しつつ、社会経済情勢の変化等が生じた場合であっても、当該法人が実施している公益事業を、当面支障なく実施できる程度にとどめることを目途とすべきである。その水準は、当該法人の財務状況等によっても異なるものであり、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費(資金運用等のための支出は含めない。)の合計額の 30% 程度以下であることが望ましい。

(3) 本文における「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除いたものとする。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金(事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないものに限る。)
- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産：法人事務所・事業所、土地、設備機器等
- ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等：退職給与引当資産、減価償却引当資産等
- ⑤ 負債相当額(将来の支出が明瞭なものに限る。また、引当資産を有しているものは除く。)

なお、固定資産については、真に必要な水準に限られるべきであり、法人の事業内容、規模等から考えて不必要に広い法人事務所等は、これに該当しない。

また、引当資産についても、法人の運営上将来必要な特定の支払いに充てることが明瞭であり、かつその支払い等が可能な限り明確に予定されているものに限られるべきである。したがって、退職給与引当金の債務の額を超えて引当てられた退職給与引当資産等は、これに該当しない。

※出所「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」

平成 22 年度における事業別、収入元別の収入状況は次のとおりである。

平成 22 年度の収入をみると、土木技術支援事業が約 5 割、建築技術支援事業が約 4 割とこの 2 つで約 9 割を占めている。また、収入元別では、県(出先機関を含む)から 7 割、市町村から 2 割、その他 1 割となっている。

【事業別、収入元別決算状況（平成 22 年度）】

（単位：千円）

	県	市町村	その他	計	割合
① 施設管理事業	28,982	-	-	28,982	2.0%
② 建設材料試験事業	108,032	-	-	108,032	7.5%
③ 研修事業	1,450	2,864	2,651	6,965	0.5%
④ 調査研究事業	21,243	460	5,637	27,339	1.9%
⑤ 土木技術支援事業	636,598	60,814	812	698,224	48.7%
⑥ 建築技術支援事業	234,173	250,262	78,138	562,573	39.3%
⑦ 建築技術調査研究研修事業	-	-	-	-	-
基本財産運用益	-	-	1,548	1,548	0.1%
計	1,030,478	314,400	88,786	1,433,663	100.0%

※出所「本団体 平成 22 年度正味財産増減計算書」から作成

平成 22 年度における事業別の収益及び費用の状況は次のとおりである。

当期の経常収益から経常費用を引いた額は、155,959 千円となっている。

県によると、その要因は、平成 21 年、平成 22 年に発生した水害対応や経済対策のための前倒し発注、さらに多額の補正予算による公共事業の実施等に対し迅速に対応するため、本団体を積極的に活用し、土木技術支援事業の受託額が増加したことによるものとのことである。

【事業別決算状況（平成 22 年度）】

（単位：千円）

	収益	費用	差引
① 施設管理事業	28,982	30,507	△1,525
② 建設材料試験事業	108,032	97,528	10,504
③ 研修事業	6,965	14,162	△7,197
④ 調査研究事業	27,339	46,139	△18,800
⑤ 土木技術支援事業	698,224	497,806	200,418
⑥ 建築技術支援事業	562,573	478,380	84,193
⑦ 建築技術調査研究研修事業	-	7,408	△7,408
基本財産運用益	1,548	-	1,548
減価償却費、公課費	-	46,244	△46,244
管理費	-	59,531	△59,531
経常収益・費用計	1,433,663	1,277,703	155,959

※出所「本団体 平成 22 年度正味財産増減計算書」から作成

平成 22 年度における事業収益をみると土木技術支援事業と建築技術支援事業で全体の約 9 割を占めているため、この 2 つの事業について、合規性、有効性、効率性及び代替可能性や公平性の観点から検討を行った。

①土木技術支援事業について

この事業は、県及び市町村から公共工事の積算及び現場技術業務を受託し実施しているものである。

この事業の実施に当たり、補助業務について、人材派遣会社に人材派遣を依頼し、負担金を支出している。事業費用に占める負担金の割合は平成 19 年度以降 5 割を超え、平成 21 年度及び平成 22 年度は 6 割を超えている。

県によると、前述のとおり県が本団体を積極的に活用したことにより、一時的にその規模が拡大し、人材派遣の活用割合が高まっているためとのことであった。

【土木技術支援事業の状況】

(単位：千円)

	H18	H19	H20	H21	H22
事業収益 (A)	471,590	506,430	499,359	740,250	698,224
事業費用 (B)	263,396	327,558	346,978	453,475	497,806
うち負担金 (C)	41,261	178,252	181,321	291,039	330,296
収支差額 (A-B)	208,194	178,871	152,381	286,775	200,418
事業費用に占める負担金割合 (C/B)	15.7%	54.4%	52.3%	64.2%	66.4%

※出所「本団体 正味財産増減計算書」から作成

②建築技術支援事業について

この事業は、県及び市町村から建築工事の積算や現場技術業務及び公共建築物の耐震診断を受託し実施しているものである。この事業の収入は、県及び市町村からの受託がほぼ半分ずつである。

この事業のうち特に耐震診断について、再委託され委託料を支出している。事業費用に占める委託料（再委託）の割合は約 6 割で推移している。

県によると、県有建築物の耐震診断業務に関し、平成 17 年 3 月に発生した福岡県西方沖地震を契機に策定された県計画に基づき、平成 19 年度から 23 年度までの短期間に実施する必要があると、特に平成 20 年度、21 年度に集中したとのことである。

しかし、県と本団体との契約は財団法人福岡県建築住宅センターとの 2 者見積もりによる随意契約により行われており、その大部分が民間企業等に再委託され、本団体が多額の収入を得ている。

【建築技術支援事業の状況】

(単位：千円)

	H18	H19	H20	H21	H22
事業収益 (A)	381,888	321,672	608,965	676,731	562,573
事業費用 (B)	313,582	289,742	517,108	576,424	478,380
うち委託料 (C)	190,027	155,668	357,314	384,912	297,301
収支差額 (A-B)	68,307	31,930	91,858	100,306	84,193
事業費用に占める委託料割合 (C/B)	60.6%	53.7%	69.1%	66.8%	62.1%

※出所「本団体 正味財産増減計算書」から作成

【改善案】

土木技術支援事業について、利益に当たる収支差額が多額となっている状況が近年相当期間継続していることから、県は、委託料の水準について検討し、委託料の金額に応じた積算の実施など必要な範囲を超える利益が発生しないような仕組みを速やかに構築すべきであったと考える。

建築技術支援事業について、事業費用の約 6 割を再委託している状況が近年相当期間継続し、この期間に内部留保が増加していることから、県は、土木技術支援事業と同様に委託料の水準等について見直すべきであったと考える。

建築技術支援事業は今後縮小する予定とのことであるが、上記を踏まえ、今後の委託事業についても、委託料の水準等について見直す必要がないか検討することが望まれる。

⑧ 福岡県道路公社への出資金

<出資概要>

出資先団体名	福岡県道路公社		
所管部署	県土整備部 高速道路対策室		
団体設立目的	福岡県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行う等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。		
団体事業概要	冷水道路外 2 路線総延長 28.6 キロメートルの有料道路及び 406 台収容の天神中央公園駐車場の維持管理業務		
設立年月日	S49.12.12		
平成 22 年度末 県出資金残高 及び出資割合	22,356,900 千円 75.2%	その他の主な 出資者	福岡市 7,389,750 千円 (24.8%)
県の人的関与	役員の状況 (平成 22 年度末現在)		
	役員	うち県職員 (派遣含む)	うち県退職者
	5 名	- 名	2 名
	(うち常勤 2 名)	(うち常勤 - 名)	(うち常勤 2 名)
県の人的関与	職員の状況 (平成 22 年度末現在)		
	職員	うち県派遣職員	うち県退職者
	21 名	13 名	- 名
	(うち兼務役員- 名)	(うち兼務役員- 名)	(うち兼務役員- 名)
県の財政的関与 平成 22 年度 決算状況	補助金等 (単位: 千円)		
		H22 支出額	支出目的
	事業負担金	867,000	冷水有料道路事業負担金
備考	県は、平成 22 年度末現在、本団体の借入金 38,893 百万円の債務保証をしている。		
	県の出資は路線等ごとに行われており、その内訳は次のとおりである。		
	路線等	出資金額 (百万円)	
	冷水有料道路	3,543	
	二丈浜玉有料道路	3,077	
	福岡前原有料道路	15,475	
天神中央公園駐車場	262		
合計	22,357		

1) (意見) 適切な償還計画の見直し及び対応策の検討並びに情報公開について

【現状】

本団体は、県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行っており、現在は次の 3 つの有料道路及び駐車場の管理を行っている。

【路線等の概況】

路線等	供用区間	延長等 (km)	事業費 (計画額) (百万円)
冷水有料道路 (うぐいすロード)	飯塚市内野から 筑紫野市大字山家まで	5.9	18,600
二丈浜玉有料道路 (かもめロード)	糸島市二丈福井から 佐賀県唐津市浜玉町浜崎まで	8.5 (福岡県 6.4)	17,200 (福岡県 13,600)
福岡前原有料道路 (西九州自動車道)	福岡市西区拾六町 1 丁目から 糸島市東まで	14.2	71,000
天神中央公園駐車場	福岡市中央区天神 1 丁目	駐車台数 406 台	2,650

注：事業費とは、有料道路等の建設に要する額をいう。

限られた財源の中で早期に有料道路を整備するため、建設に必要な事業費は、国からの借入金、設立団体からの出資金及び民間金融機関等からの借入金（以下「借入金等」という。）で調達される。次に、道路供用開始後、料金徴収期間に得られる料金収入で借入金等が償還され、これが完済されれば有料道路は無料開放されるという、路線ごとの採算性確保を基本原則としている。

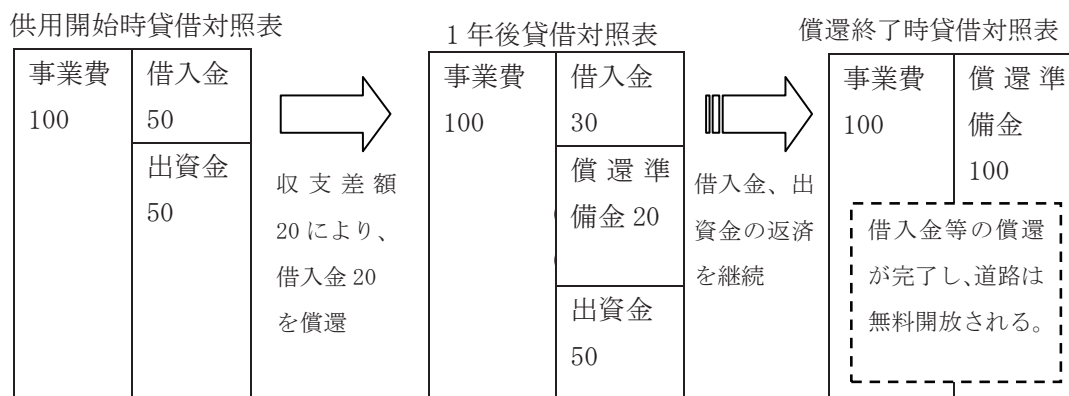
このため、本団体は、有料道路の建設に当たって、工事方法、工事予算、収支予算の明細、料金徴収期間、計画交通量等を国（国土交通省）へ提出する必要があるとあり、これらが国土交通大臣により許可されることで、建設が可能となる。収支予算の明細には、計画交通量から算定した年度ごとの料金収入額、管理費等の支出額、借入金等の償還計画が記載されている。すなわち、収支予算の明細に記載されたとおりに実績が進捗すれば、料金徴収期間満了時に借入金等は完済することができ、有料道路は無料開放される。

このことを前提に、本団体の借入金等の償還に関する会計処理は、原則として次のように行われる。

① 償還準備金

有料道路については、企業会計上一般的な減価償却は行われず、将来の無料開放に備えるため、料金収入から管理費等を控除した収支差額が借入金等の償還に充当されるとともに、同額が「償還準備金」として積み立てられる。これが毎年度行われ、最終的には事業費に見合った償還準備金が積み立てられる。

【償還に関する会計処理イメージ図】



② 損失補てん引当金

「償還準備金」の他、将来の予期しない損失に備えて収入の一定割合が「損失補てん引当金」として引当計上される。料金徴収期間内に借入金等の償還が完了されない場合には、当該引当金によって得られた内部留保が借入金等の償還に充当されることにより、償還不能となる危険が担保される。

本団体が管理している路線等のうち、天神中央公園駐車場については、平成 22 年度末における償還準備金と損失補てん金の合計額が事業費を上回っており、借入金等の償還については特段の問題は生じていない。

また、冷水有料道路については、基幹的な幹線・産業道路である同道路の機能増進と国道 200 号線の交通安全対策等で有料道路の料金値下げ及び一部区間の無料開放を行っていることから、平成 19 年度に償還計画を変更し、総額 69 億円の追加負担金を決定しており、平成 22 年度においては追加負担金の一部として約 9 億円を支出している。また、冷水有料道路に係る出資金 35 億円も償還されない予定である。調査を行った時点では、平成 19 年度に変更された償還計画はおおむね予定どおり推移している。

【課題】

二丈浜有料道路及び福岡前原有料道路における償還期間、料金徴収満了時期、償還準備金等の残高等は次のとおりである。なお、次の表における＜平成 22 年度末実績＞は実績数値であり、＜平成 23 年度以降見込＞及び＜料金徴収期間満了時予測＞は本団体が作成した収支予算の明細における予測数値である。

なお、＜平成 23 年度以降見込＞及び＜料金徴収期間満了時予測＞は予測数値である以上、今後の道路の利用状況によっては増減する可能性がある。特に、福岡前原有料道路については料金徴収満了時期が平成 50 年 6 月と長期に及ぶことから増減する可能性が大きい。

【償還期間、料金徴収満了時期、償還準備金等の状況】

(単位：百万円)

	計算式等	二丈浜玉有料道路	福岡前原有料道路
償還期間		30 年	40 年
料金徴収満了時期		H25. 3	H50. 6
事業計画許可時の事業費		13, 600	71, 000
<平成 22 年度末実績>			
事業費実績	A	13, 600	71, 000
H22 末 償還準備金	B	7, 274	12, 324
H22 末 損失補てん引当金	C	2, 025	3, 012
H22 末 内部積立金計	D=B+C	9, 299	15, 336
H22 末 事業費カバー率実績※	E=D/A	68. 4%	21. 6%
<平成 23 年度以降見込>			
償還準備金積立見込額	B'	1, 191	35, 135
損失補てん引当金積立見込額	C'	180	10, 039
内部積立金積立見込額計	D' =B' +C'	1, 371	45, 174
<料金徴収期間満了時予測>			
料金徴収期間満了時の 内部積立金予測額	F=D+D'	10, 670	60, 510
料金徴収期間満了時の 事業費カバー率予測※	G=F/A	78. 5%	85. 2%

注：事業費カバー率とは、各路線等の総事業費に対する内部積立金（償還準備金及び損失補てん引当金の合計額）の割合であり、積立ての進捗を示す数値である。

事業費カバー率（G）が 100%を下回る場合には、現状の収支見込みでは、将来、損失補てん引当金を充当してもなお借入金等の償還原資が不足する可能性が高く、料金徴収期間内における借入金等の償還が完了できないことを意味する。この場合、償還できない借入金等に関する問題が生じ、県には次のような負担が発生する。

- ・ 県は、国及び民間金融機関等からの借入金に対し債務保証を行っているため、本団体が当該借入金を償還できない場合には、保証債務を履行しなければならない。
- ・ 借入金が全額償還できたとしても県の出資金の償還まで至らない可能性もあり、その場合には本来償還されるべき出資金が償還されないこととなる。

二丈浜玉有料道路の料金徴収期間満了時の事業費カバー率は、78.5%と予測されている。これにより、料金徴収期間満了時に借入金等が償還できない可能性のある金額として、29 億円（事業費 136 億円－料金徴収期間満了時の内部積立金予測額 107 億円）が見込まれる。料金徴収期間満了時期が迫っていることから、二丈浜玉有料道路の未償還金への対応について、県は現在検討中である。

福岡前原有料道路の料金徴収期間満了時の事業費カバー率は、85.2%と予測されている。料金徴収期間満了時期が平成 50 年 6 月となっており、今後の利用状況によっては出資金の償還に影響を及ぼすと考えられる。

また、現在、本団体のホームページでは過去 3 年度分の財務諸表が公開されているが、計画交通量と実績の比較、借入金等の償還計画とその償還実績、将来の収支予測と借入金等の償還見込みといった県民に直接影響の及ぶ情報は公開されていない。

【改善案】

二丈浜玉有料道路については、料金徴収期間満了時期が平成 25 年 3 月であり、未償還の対応について県は現在検討中である。この際、対応策の決定過程及び決定した内容を明確に情報公開する必要がある。

福岡前原有料道路については、今後の利用状況が計画どおりに進捗しない、又は進捗しないと見込まれる場合には、必要に応じて計画交通量の設定や償還計画を見直し、対応策を検討する必要がある。

また、事業の実施者である本団体は、各路線について、計画交通量と実績の比較、借入金等の償還計画とその償還実績、将来の収支予測と借入金等の償還見込みといった情報をホームページで公開するなど、県民にわかりやすく説明する必要がある。

なお、有料道路事業は、事業費が大きく、借入金等の償還が計画どおりに実施されない場合、県財政へ及ぼす影響が大きく、償還計画が実績と乖離した場合には、改善策等の検討や償還計画自体の見直し等が必要となる。一方、借入金等の償還が計画どおりに実施され、有料道路が無料開放されることとなれば、利用者の利便性が向上するだけでなく、沿線地域にとっても、交流人口の拡大、地域経済の活性化等の効果が期待でき、このような観点からも県民への影響は大きい。

したがって、県は、必要に応じて、本団体と合同で学識経験者等第三者を交えた有料道路に関する諸問題を検討する会議を設置し、路線等ごとの経営状況を踏まえ、公正な観点から改善策等を具体的に検討するとともに、会議で検討された内容等については、公開することが望ましい。

⑨ 財団法人福岡県産炭地域振興センターへの出資金

<出資概要>

出 資 先 団 体 名	財団法人 福岡県産炭地域振興センター		
所 管 部 署	企画・地域振興部 広域地域振興課 特定制度係		
団 体 設 立 目 的	県内の産炭地域の広域的な振興に資する事業等を推進するとともに、産炭地域が自立的に新たな産業の創造等に資する事業を推進することにより、当該産炭地域の振興及び同地域の経済の自立的な発展に寄与することを目的とする。		
団 体 事 業 概 要	① 産炭地域活性化基金（以下「活性化基金」という。）事業 主に関係市町村等が実施する産炭地域振興事業に助成する事業 ② 産炭地域新産業創造等基金（以下「新産業創造等基金」という。）事業 主に企業誘致等により新たな産業の創造等に資する事業		
設 立 年 月 日	H5. 12. 24		
平成 22 年度末 県 出 資 金 残 高 及 び 出 資 割 合	2, 477, 233 千円 96. 5%	その他の主な 出 資 者	産炭地域関係市町村 66, 415 千円 (2. 6%)
県 の 人 的 関 与	役員の状況（平成 22 年度末現在）		
	役員	うち県職員（派遣含む）	うち県退職者
	14 名	1 名	-名
	（うち常勤 1 名）	（うち常勤 1 名）	（うち常勤 -名）
	職員の状況（平成 22 年度末現在）		
	職員	うち県派遣職員	うち県退職者
3 名	1 名	-名	
（うち兼務役員-名）	（うち兼務役員-名）	（うち兼務役員-名）	
県 の 財 政 的 関 与 平 成 2 2 年 度 決 算 状 況	補助金等なし		
備 考	活性化基金は、平成 24 年 10 月で事業終了予定 新産業創造等基金は、数年以内に事業終了予定。		

1) (意見) 団体に設置された基金を活用した事業の効果検証及び情報公開について

【現状】

本団体は、活性化基金と新産業創造等基金の二基金を有し、これらを活用することで事業を行っている。

これら二基金は、地元関係者自らの努力による産炭地域振興を進める観点で、県、市町村、民間企業等からの出資金をもとに本団体に設置されたものである。

なお、二基金を活用した事業の執行に当たっては、地元関係者、有識者等で構成された本団体の理事会で審議のうえ決定されている。

基金の概要は次のとおりである。

【基金の概要】

基金名	設置目的	主な活用方法
① 活性化基金	石炭鉱業の構造調整の進展に即応した先行的な地域振興対策等を講じるため	関係市町村等が実施する産炭地域振興事業に助成する事業
② 新産業創造等基金	産炭地域が自立的に新たな産業の創造等に資する事業を推進するため	主に企業誘致等により新たな産業の創造等に資する事業

基金の状況は次のとおりである。なお、県出資金額のうち 3 分の 2 については国庫補助金が交付されている。

活性化基金は、当初、果実運用型の基金であったが、平成 18 年までの国の産炭地域振興対策の終了に伴い、産炭地域に残された諸課題を一掃するため、平成 18 年度に国庫補助金交付要綱が改正され、5 年間の期限を設け、基金の取崩型への移行が認められた。

これに伴う本団体の関係規定の改正により、平成 19 年 11 月から取崩型へ移行し、平成 22 年度末残高は 19 億円となっている。なお、平成 24 年 10 月に基金取崩期限を迎える予定である。

新産業創造等基金は、当初から取崩型として事業に活用され、平成 22 年度末残高は約 7 億円と減少しており、近く基金残高はゼロとなり事業は終了する予定である。

【二基金の状況】

(単位：億円)

基金名	設置年度	基金種別	設置金額		H22 末残高
① 活性化基金	H5～H7	従来は運用型 平成 19 年 11 月 から取崩型へ 移行	総額	85.1	19.0
			うち県	80.0	
			うち市町村	4.0	
			うち民間団体	1.1	
② 新産業創造等基金	H12～H13	取崩型	総額	80.0	6.7
			うち県	80.0	
合 計				165.1	25.7

【課題】

本団体が実施する活性化基金及び新産業創造等基金の活用状況については、県のホームページでは公表されておらず、また、本団体のホームページでは前年度に実施された事業の「実施件数と総額」のみが公表されており、情報公開として不十分であるといえる。

また、二基金を活用した事業について、事業実施後どのような効果をもたらすことができたのかといった事業内容ごとの成果の把握及び検証が実施されていない。

【改善案】

活性化基金の取崩しに当たっては、次のとおり、平成 18 年 9 月 22 日に自由民主党幹事長、公明党幹事長、経済産業大臣の了解事項として合意がなされている。

この了解事項をみると、活性化基金の執行は、真に必要な事業に充てられ、知事自らが責任を持って厳格にその運用を行うことが必要であるとされていることから、県は、基金事業が実施された後、実際にそのような執行及び運用がなされたのかを、広く県民に説明する責任があると考えられる。

また、産炭地域に対する基金事業の重要性を鑑みると、新産業創造等基金についても同様のことがいえる。

【「産炭地域活性化基金」の取崩しに関する了解事項（抜粋）】

- 二 今般、国の産炭地域振興対策の一般対策への移行を確実なものとするため、平成 4 年に創設された「産炭地域活性化基金」を運用型から取崩型へ変更するものとする。
- 三 その際、同基金の執行に当たっては、真に必要な事業に資金が充てられることを確保すべく、各界の有識者の意見を聞きながら、知事自らが責任を持って、厳格にその運用を行うことが必要である。

活性化基金は平成 23 年度に取崩期限を迎え、新産業創造等基金についても残高が少なくなっており、両基金ともに事業は近く終了する予定である。また、本団体が行ってきた基金事業は、総額 165 億円と産炭地域にとって大規模な事業である。

したがって、県は基金事業の終了に際し、次の点について総合的に把握、検証し、県のホームページで公開するなど県民に分かりやすく公表することが望ましい。

【情報公開例】

区分	内容
実施事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・年度別、市町村別の実施事業の概要、件数及び金額 ・各実施事業の目的、具体的事業内容及び期待される効果（目標値含む）
実施事業の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・各実施事業結果の検証 （誘致企業の状況、整備した施設の活用状況等期待効果に対する検証） ・地域に対する経済効果

地域振興施策については、今後も県及び関係市町村の連携のもとに種々の事業が推進されていくものと考えているが、今後県で実施する事業を検討する際には、把握、検証した内容をフィードバックすることでより地域の特性やニーズに合致した実効性の高い事業が実施されることを期待する。

⑩ 財団法人北九州勤労青少年福祉公社への出資金

<出資概要>

出資先団体名	財団法人 北九州勤労青少年福祉公社		
所管部署	福祉労働部 労働局 労働政策課 労働福祉係		
団体設立目的	勤労者に対し、教養の向上、健康の増進、レクリエーション等の便宜を提供し、労働福祉の推進を図ることを目的とする。		
団体事業概要	福岡県立北九州勤労青少年文化センター、北九州市立勤労婦人センター、北九州市立勤労青少年ホームの管理運営、文化、体育等の健全なる育成及び余暇活動の推進に関する事業等		
設立年月日	S57.7.27		
平成 22 年度末 県出資金残高 及び出資割合	4,900 千円 49.0%	その他の主な 出資者	北九州市 5,100 千円 (51.0%)
県の人的関与	役員（平成 22 年度末現在）		
	役員	うち県職員（派遣含む）	うち県退職者
	15 名	5 名	-名
	（うち常勤 -名）	（うち常勤 -名）	（うち常勤 -名）
	職員（平成 22 年度末現在）		
	職員	うち県派遣職員	うち県退職者
	32 名	-名	1 名
	（うち兼務役員-名）	（うち兼務役員-名）	（うち兼務役員-名）
県の財政的関与 平成 22 年度 決算状況	補助金等 (単位：千円)		
		H22 支出額	支出目的
	負担金	29,502	プロパー職員退職金
	委託料	119,117	北九州勤労青少年文化センター業務
	合計	148,619	
備考	本財団は、平成 23 年 3 月 31 日をもって解散し、平成 23 年 8 月 29 日をもって清算終了の登記が行われている。		

1) (意見) 団体の解散に伴う残余財産の処分に関する手続の整備について

【現状及び課題】

本団体は 51%を出資している北九州市が平成 20 年 5 月に策定した「北九州市外郭団体経営改革プラン」に基づき、解散を決定し、平成 23 年 3 月 31 日をもって解散、平成 23 年 8 月 29 日に清算終了の登記が行われている。

なお、解散に至る経緯はおおむね次のとおりである。

【本団体の解散に至る経緯】

時期	事項
平成 19 年 4 月	北九州市長の諮問機関である北九州市外郭団体経営改革委員会から出された報告書において本団体の廃止が提言
平成 20 年 5 月	北九州市外郭団体経営改革プランにおいて廃止の方向性が出される
平成 23 年 2 月 18 日	団体の理事会において解散及び残余財産の処分について議決
平成 23 年 3 月 25 日	県と北九州市との間で残余財産の処分についての確認書の取り交わし
平成 23 年 3 月 28 日	本団体理事会において残余財産贈与額等の決定について議決
平成 23 年 3 月 29 日	県に対し残余財産処分の許可申請
平成 23 年 3 月 31 日	県が残余財産処分許可
平成 23 年 3 月 31 日	本団体の存続期間満了
平成 23 年 4 月 1 日	解散
平成 23 年 8 月 10 日	清算事務報告書の監査の実施
平成 23 年 8 月 19 日	県が残余財産を受領
平成 23 年 8 月 29 日	清算終了の登記

本団体の解散に伴う残余財産の処分に関しては、平成 23 年 2 月の理事会で県と北九州市に贈与されることが決議されている。しかし、具体的な贈与額については、平成 23 年 3 月 25 日付けで県と北九州市の間で取り交わされた確認書の内容のとおり、3 月 28 日の理事会で決議され贈与されている。

すなわち、県と北九州市に対する贈与額は、実質的に確認書により方針決定されたものといえる。しかし、この確認書は、福岡県の担当課長名と北九州市の担当部長名で取り交わされている。

なお、県には、現在、このような出資団体解散時等における残余財産処分の方針決定に関する決裁区分の規程や手続に関するルール等が整備されておらず、本団体の場合は、所管部署における前例を参考に手続を行ったとのことであった。

また、確認書の本文においては、福岡県（甲）と北九州市（乙）が確認したとされ、当事者署名のうえ、各自 1 通を保有するものとされているが、署名欄は次のとおりいずれも、福岡県や北九州市を代表する旨の記載がないため、本文内容に対する署名としては不完全なものといえる。

【確認書の署名欄】

福岡県福祉労働部 労働政策課長	〇〇〇〇（自署）	㊟（私印）
北九州市保健福祉局 総務部長	〇〇〇〇（自署）	㊟（私印）

【改善案】

団体によっては、残余財産の額も多額になることが予想されるため、県は、出資団体の解散時等における残余財産の処分に関し、あらかじめ、その決裁区分や手続を定めておくことが望まれる。

⑪ 財団法人筑後川水源地域対策基金への出資金

<出資概要>

出 資 先 団 体 名	財団法人 筑後川水源地域対策基金		
所 管 部 署	県土整備部 水資源対策課 振興係		
団 体 設 立 目 的	筑後川とその関連河川におけるダム建設に伴い必要となる、水没地域住民の生活再建や水源地域の振興のための支援、調査及び情報交換等により、ダム建設施策を推進するとともに、当該地域の発展に資することを目的とする。		
団 体 事 業 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係市町村が実施する水没地域住民の生活再建対策並びに水源地域の振興に対する助成事業 ・ ダム建設に必要な上流と下流住民の相互理解を促進するため、関係団体が実施する上下流交流事業等への支援事業 		
設 立 年 月 日	S57.7.5		
平 成 2 2 年 度 末 県 出 資 金 残 高 及 び 出 資 割 合	75,170 千円 15%	その他の主な 出資者	国土交通省 250,000 千円(49.9%) 佐賀県 41,838 千円(8.3%) 熊本県 33,505 千円(6.7%) 大分県 16,838 千円(3.4%) 北九州市 41,838 千円(8.3%) 福岡市 41,838 千円(8.3%)
県 の 人 的 関 与	役員 の 状 況 (平 成 2 2 年 度 末 現 在)		
	役員	うち県職員 (派遣含む)	うち県退職者
	10 名	1 名	-名
	(うち常勤 -名)	(うち常勤 -名)	(うち常勤 -名)
県 の 人 的 関 与	職 員 の 状 況 (平 成 2 2 年 度 末 現 在)		
	職員	うち県派遣職員	うち県退職者
	1 名	-名	-名
	(うち兼務役員-名)	(うち兼務役員-名)	(うち兼務役員-名)
県 の 財 政 的 関 与 平 成 2 2 年 度 決 算 状 況	補助金等なし		
備 考			

1) (意見) 団体が実施する事業の位置づけの明確化及び事務諸費等削減に関する指導について

【現状】

県は、筑後川水系及び関連河川におけるダム建設等を促進するため、水没地を含む水源地への対応が必要であることから、本団体へ出資している。

寄附行為における本団体の事業内容は、次のとおりである。

【事業内容】

第 4 条 基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 関係地方公共団体等が講ずる水没関係住民の不動産の取得に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助
- (2) 関係地方公共団体等が講ずる水没関係住民の生活安定に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助
- (3) 関係地方公共団体等が講ずる水没関係地域の振興及び環境整備に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助
- (4) ダム建設等の諸施策に伴い必要となる水没関係住民の生活再建、水没関係地域の振興及び環境整備等に関する調査並びにその受託
- (5) ダム建設等の諸施策に伴い必要となる情報交換及び連絡
- (6) その他基金の目的を達成するために必要な事業

※出所「本団体 寄附行為」

昭和 57 年度の設立当初から上記寄附行為の第 4 号に基づく各種調査等を、昭和 59 年度からは第 6 号に基づく上下流交流事業を実施している。また、平成 5 年度から平成 9 年度までは第 2 号に基づく「大山ダム生活相談員設置事業」を実施している。

平成 10 年度以降は、水没地の発生を伴うダム建設事業がなかったため、第 6 号に基づく「上下流交流事業」等を継続して実施している。

近年の主な事業内容は次のとおりである。なお、「上下流交流事業、筑後川流域の水源地の森整備の支援事業」とは、流域関係地域の相互理解を深めること等を目的としたイベントの主催、イベント開催団体への助成、水源地域住民等による森林保全活動等への助成を行うものである。

【平成 18 年度から平成 22 年度までの主な事業内容】

上下流交流事業

- ・「大山ダム水源地域上下流交流会」の実施
- ・「蜂の巣湖桜まつり」の後援および助成
- ・「福岡都市圏「水」街頭キャンペーン」の後援
- ・「ありがとう「水」ふれあい交流物産展」の後援

筑後川流域の水源地の森整備の支援事業

- ・筑後川等の流域において水源地の森の整備・保全活動に取り組んでいる「湯の見岳愛育会」、「水の森」の会等の団体への助成

※出所「本団体ホームページ」

本団体の平成 22 年度収支計算書の概要は次のとおりである。

収入は、基本基金運用収入が 95%以上を占めていることから、基金を運用した利息を財源に事業を実施していることがわかる。

支出は、人件費（5,312 千円）及び事務諸費（2,756 千円）が計 8,068 千円となり、支出の 4 分の 3 を占めている状況にある。

【平成 22 年度 収支計算書】

(単位：千円)

科目	金額	割合	備考
1. 収入の部			
① 基本財産運用収入	17	0.2%	
② 基本基金運用収入	9,408	95.2%	
③ 特定資産運用収入	365	3.7%	
④ 雑収入	93	0.9%	
当期収入計	9,883	100.0%	
2. 支出の部			
① 調査研究等費	6,825	69.1%	
流域活動推進費	1,290	13.1%	
森林保全・整備費	1,500	15.2%	
人件費	2,656	26.9%	年間人件費の 2 分の 1 を計上
事務諸費	1,378	13.9%	年間管理費の 2 分の 1 を計上
② 管理費	4,034	40.8%	
人件費	2,656	26.9%	年間人件費の 2 分の 1 を計上
事務諸費	1,378	13.9%	年間管理費の 2 分の 1 を計上
当期支出計	10,859	109.9%	

※出所「本団体 収支計算書」から作成

【課題】

本団体の設置目的に照らした本来の事業は、ダム建設に伴う水没関係地域に対する事業が中心である。しかし、本団体が現在実施している「上下流交流事業、筑後川流域の水源の森整備の支援事業」は寄附行為に定められた「その他基金の目的を達成するために必要な事業」に該当するものであり、本団体の事業としての位置づけが不明確である。

また、収支面をみると、収入の約 8 割が人件費及び事務諸費に充てられ、事業費としては約 280 万円となっており、有効な資金活用がなされていない。

【改善案】

「上下流交流事業、筑後川流域の水源の森整備の支援事業」については、本団体の設立目的に照らし、必要性に応じて事業の位置づけを明確化することが望ましい。

また、県は関係機関と協議のうえ、必要に応じ、人件費及び事務諸費を削減するよう指導することが望まれる。

⑫ 福岡空港ビルディング株式会社への出資金

＜出資概要＞

出資先団体名	福岡空港ビルディング 株式会社		
所管部署	企画・地域振興部 空港整備課 空港整備係		
団体設立目的	福岡空港のターミナルビルを利用する航空会社や航空旅客などに必要な施設、設備ならびにサービスの提供と旅行者を対象とする物品販売を目的とする。		
団体事業概要	福岡空港ターミナルビルの貸室及び施設、設備の貸与業、免税販売店等		
設立年月日	S42.4.1		
平成 22 年度末 県出資金残高 及び出資割合	818,234 千円 18.9%	その他の主な 出資者	株式会社日本航空 九州電力株式会社 全日本空輸株式会社 等
県の人的関与	役員（平成 22 年度末現在）		
	役員	うち県職員（派遣含む）	うち県退職者
	17 名	- 名	2 名
	（うち常勤 1 名）	（うち常勤 - 名）	（うち常勤 1 名）
	職員（平成 22 年度末現在）		
	職員	うち県派遣職員	うち県退職者
136 名	- 名	- 名	
（うち兼務役員- 名）	（うち兼務役員- 名）	（うち兼務役員- 名）	
県の財政的関与 平成 22 年度 決算状況	補助金等なし ※県は株式の配当金として 34,470 千円の収入がある。		
備考			

1) (意見) 県が受領している配当金の活用について

【現状及び課題】

本団体は、次のとおり安定的に利益をあげている。そのため、毎年度法人税を支払い、さらに税引後の利益処分として株主に配当金を支払っている。

平成 22 年度は、税引前当期純利益が 20.9 億円発生している。そのため、法人税を 8.4 億円支払い、税引後利益 12.2 億円の利益処分として配当金を 2.3 億円支払っている。

県は、日本航空株式会社、九州電力株式会社、全日本空輸株式会社、西日本鉄道株式会社といった株主と並ぶ大株主であり、平成 22 年度実績では本団体から約 3 千万円（1 株当たり 30 円×1,149,020 株）の配当金を受け取り、一般会計の雑収入として会計処理をしている。

県が受領した配当金約 3 千万円は、一般会計の雑収入として会計処理されているため、県全体の財源の一部となっている。

【本団体の財産及び損益の状況】

区分	H18	H19	H20	H21	H22
売 上 高 (百万円)	16,917	17,230	15,097	14,481	14,965
当期純利益 (百万円)	1,563	1,599	730	981	1,220
1 株当たり当期純利益 (円)	197.44	200.81	91.50	123.03	152.94
1 株当たり配当 (円)	30	40	30	30	30
県の受取配当金 (百万円)	33	45	34	34	34

※出所「県資料」

【改善案】

福岡空港の乗降客数は、国内線約 1,350 万人、国際線約 250 万人の計 1,600 万人であり、国内及び海外に対し、広告宣伝を行うには非常に効果的な場所である。

配当金の規模からみて、ハード整備に活用できるほどではないことから、県及び県内企業・団体等の PR や物産振興等の新たなソフト事業に活用するよう、全庁的に検討することが望まれる。また、県庁だけでなく、広く県民や県内事業者から事業を公募し、助成することも検討する必要がある。

例えば、次のような事業が考えられる。

- ・県の観光や物産に関するイベントの開催
- ・人権や男女共同参画、選挙、交通安全、動物愛護等の啓発イベントの開催
- ・県内企業の先進的な取組の展示等
- ・青少年アンビシャス運動の発表会
- ・国際線ターミナルを使った国際交流イベントや多言語ボランティアガイドの実施

その結果、次のような効果が期待できるのではないかと考える。

【期待できる効果】

受益者	期待できる効果
事業を行う個人や 企業・団体等	効果的な事業が県の助成を受けて実施できる
空港利用者	待ち時間が有効に活用できる
空港ビルディング（株）	利用者の増加により更なる収益の増加が見込める
県	産業振興等につながる事業が効果的に実施できる 空港ビルの収益増加に伴い配当の増加が期待できる

なお、中長期的には、次の項目に記載しているとおり、福岡空港の一体的管理について検討することが望まれる。

<補足意見>

1) 福岡空港における経営の一体化について

福岡空港は、九州で最も乗降客数の多い基幹空港であり、国土交通省の平成 22 年空港管理状況調書によると、着陸回数は国内線約 6 万回、国際線約 9 千回、乗降客数約 1,600 万人といった旅客実績のある、日本で有数の大空港である。福岡の中心地に近接しているため、利便性の高い空港としても有名である。

しかし、ピーク時における増便が困難になっているなど、滑走路処理容量に限界が生じてきているため、現在「現空港における滑走路増設」プロジェクトが進められているところである。

【「現空港における滑走路増設-西側増設案（滑走路間 210m）」における概要】

滑走路処理容量	18.3 万回／年（19.7 万回／年）
現滑走路処理容量	14.5 万回／年との比較 1.26 倍（1.36 倍）
拡張面積	約 20 h a
概算事業費	約 2,000 億円
工事期間	約 7 年

注：（ ）内は、昼間の時間帯を有効活用した場合

※出所「国土交通省ホームページ」

福岡空港に関連する事業主体及び事業内容、県の関与は次のとおりである。

【福岡空港に関連する事業主体等】

事業主体	事業内容	県の関与
国（国土交通省）	滑走路等空港施設の整備 空港敷地の賃借 航空機の離発着 など	整備費の負担
福岡空港ビルディング(株)	ターミナルビルの管理運営 免税店等の営業 など	出資（株主） 役員
独立行政法人 空港周辺整備機構	騒音対策事業の実施 など	出資、貸付 役員
財団法人 空港環境整備協会	駐車場の運営 など	特になし

本団体は、ビルの不動産賃貸料が主たる収入であり利益をあげている。

しかし、国（国土交通省）には、着陸料等の収入があるものの、国が行った空港別収支の試算によると、福岡空港は着陸回数は多いが、民有地を借り上げていることに伴う土地建物賃借料の負担が重いことに加え、環境対策費が多額なこと等から、収益が費用を大きく下回る結果となっている。

【国と本団体の財務状況】

（単位：百万円）

	営業収益	営業損益	経常損益	備考
国（空港運営）	8,915	△5,973	△4,952	H21 決算による試算
うち着陸料等	6,719			
うち貸付料等	2,196			
福岡空港ビルディング(株)	14,965	2,042	2,094	H22 決算 税引き後 1,221
うちテナント収入等	8,889			
うち事業収入	6,075			

※出所「国土交通省ホームページ及び本団体財務諸表」

このような本団体と国の財務状況が生じているのは、事業主体が異なるために、非航空収入で得た資金を原資として航空収入の収益改善に充てることができず、事業構造や組織構造が硬直化していることも一因と考えられる。

また、福岡空港で進められている現空港における滑走路増設には、約 2,000 億円の資金が必要であるが、県も応分の負担をすることとなるため、現在の県の財政状況からみてその重要性は大きいものがある。

したがって、経営の自由度を高め、福岡空港の競争力と魅力度をさらに向上させ、かつ、経営の効率化を高めるため、国土交通省が進めている経営の一体化について検討することが望まれる。

6. 貸付金（貸付金に係る未収金を含む）に関する監査の結果及び意見

貸付金（貸付金に係る未収金を含む）について、貸付金全般に関する監査の結果及び意見を「（1）貸付金全般に関する監査の結果及び意見」、個々の貸付金に関する監査の結果及び意見を「（2）個別の貸付金に関する監査の結果及び意見」に記載している。

（1）貸付金全般に関する監査の結果及び意見

貸付金全般について発見された事項は、以下のとおりである。

1)（意見）貸付金制度を維持する必要性及び有効活用に関する定期的かつ全庁的な検討について

【現状】

貸付金について監査を行ったところ、近年新規貸付実績がなく、ニーズも少ないと考えられ、県が貸付金制度を維持する必要性が乏しいものが見受けられた。また、ニーズの具体的な把握が行われていなかったり、ニーズと整合していないなどの理由で新規貸付実績が少ないものが見受けられた。

なお、これらの具体的内容については、別途個別に記載している。

【監査で発見した制度の必要性の検討を要する貸付金】

貸付金名	内容	ページ
福岡県消費生活共同組合資金貸付金	近年貸付実績がなく、またニーズもない	P. 170
福岡県立体自動車駐車場整備資金貸付金	近年貸付実績がなく、実質的に活用されていない	P. 172

【監査で発見した新規貸付実績が少ない貸付金】

貸付金名	内容	ページ
福岡県私立幼稚園施設整備資金貸付金	制度の利用が、平成 21 年度 1 件、平成 22 年度なしとなっている	P. 166
福岡県中小企業高度化資金	平成 18 年度からの 5 年間で新規貸付が 21 件、年平均 4 件となっている	P. 177
福岡県企業立地促進融資	平成 18 年度からの 5 年間で制度の利用が、2 件、年平均 0.4 件となっている	P. 183

【課題】

貸付金制度を整備し、維持することは、県が当該貸付金制度を活用し事業を実施していくという事業推進に関する積極的な姿勢を明確化したことになる。しかし、事実上、貸付金制度を維持する必要性が乏しく、廃止の検討を要する貸付金制度が存続している。

本来、環境の変化に伴い所管部署がその必要性等について検討すべきであったにもかかわらず、このような貸付金制度が漫然と維持されているのは、所管部署が自ら廃止を含めた抜本的な見直しを行うことには限界があるためと考えられる。

また、環境の変化等から制度を取り巻く環境に対応し、適時適切なニーズの把握及びその結果を踏まえた制度の見直しが行われない場合、設置目的に照らしてみた場合、制度が有効に活用されないこととなる。

【改善案】

今回、原則としてすべての貸付金を対象に、制度維持の必要性及び有効性に関し監査を行ったが、状況の変化により見直しが必要となることも考えられるため、今後は、県において、定期的かつ全庁的に検討する仕組みを構築することを提案する。

貸付金制度は、県の様々な施策に基づき、県民にとって効果的な事業が実施されるためのものである。一方で、環境の変化に伴い貸付金制度が県民ニーズに合致しなくなった場合等には、制度の廃止を含め抜本的に見直す必要がある。

必要性及び有効性を検討する場合の具体的な事項は、次のとおりであり、まずは、すべての事項をゼロベースで検討し、その後は、例えば 5 年ごとに実施することが考えられる。

また、検討の結果は、県のホームページ等で広く県民に公表することが望まれる。

【貸付金制度の必要性及び有効性に関する検討事項】

- ①原則として県の総合計画等に基づく施策であり、県民にとって有効な事業であるか
- ②環境の変化に適合しているか
- ③広域行政の見地から県が実施すべき意義はあるか
- ④費用対効果の観点から見直すべき事項はないか

2) (意見) 債権管理マニュアルの整備及び運用の徹底について

【現状】

個人又は法人といった貸付先に貸付けを行い、適正に貸付金を回収することが、貸付金事業を継続するうえで重要である。

そのためには、貸付金の回収が延滞した場合、債務者に対する延滞理由の状況把握、督促、回収交渉、担保権の実行等の債権管理業務が重要となる。この債権管理業務を適切に実施するため、貸付金制度の所管部署ごとに債権管理事務を整理した内規（以下「債権管理マニュアル」という。）を整備し、運用している。

しかし、監査を行ったところ、次のとおり、債権管理マニュアルが適切に整備又は運用されていない事例が見受けられた。

【債権管理マニュアルが適切に整備又は運用されていない事例】

貸付金名	所管部署	内容
福岡県中小企業高度化資金貸付金等	商工部 中小企業経営金融課	「債権管理事務の手引き」が整備されているが、平成 18 年 4 月の改訂以降、実態に即した更新がなされていない。
福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付金	保健医療介護部 医療指導課	債権管理マニュアルは整備されているが、担当者により督促方法が異なるなど運用が適切に実施されていない。

【課題】

現状では、貸付金制度によっては債権管理が不十分なものがあり、結果として債権の回収に不必要な事務コストを要したり、また回収ロスが生じている可能性がある。

債権管理の不十分な事例が生じているのは、債権管理のあり方や必要な手続等について全庁的な指針が示されず、各所管部署が独自の判断で債権管理業務を実施していることも一因と考えられる。

【改善案】

債権管理業務の水準を一定以上に保持するためには、全庁的な指針を示したうえで、各所管部署が各貸付金制度の実情に合わせて債権管理マニュアルを整備し、これに基づき運用することが必要である。

なお、全庁的な債権管理業務の品質の維持向上、回収ロスへの対応等については、次項の「3) (意見) 債権管理専門部署の設置について」で述べる。

3) (意見) 債権管理専門部署の設置について

【現状及び課題】

県が実施する貸付金制度について、次のとおり、回収が延滞し、多くの未収件数と多額の未収金残高が発生しているものがある。

【貸付金に係る主な未収金残高（平成 22 年度末残高）】 (単位：百万円)

貸付金名	所管部署	未収件数	未収金残高
母子寡婦福祉資金貸付金	福祉労働部 児童家庭課	2,589 件	564
中小企業高度化資金貸付金	商工部 中小企業経営金融課	13 件	2,697
中小企業設備近代化資金貸付金	商工部 中小企業経営金融課	13 件	121
農業改良資金貸付金	農林水産部 団体指導課	40 件	149

未収金となった貸付金に係る債権回収業務は、貸付先との回収交渉、担保権の実行、保証人に対する履行の請求等を行う必要があり、高度な専門知識と実務経験が必要とされる。

貸付金制度の各所管部署について、債権回収業務の実施状況、特に未収金に関する担保権の実行等法的措置の状況を調査した結果、多くの所管部署は電話による督促又は督促状の発送等の業務にとどまり、法的措置まで実施している部署は限られていた。

これは次の理由によると考えられる。

- ・ 現在、債権回収業務は、所管部署ごとに実施されているが、担当者の経験年数は 2 年前後と比較的短く、高度な専門知識と実務経験を有する職員は少ないこと
- ・ 専門知識と実務経験を有していても債権の回収には膨大な時間と事務負担がかかるため、現状の人員体制では十分な実行が難しいこと

以上のとおり、債権回収業務は各所管部署単位の対応では限界があり、組織面での構造的な問題を抱えているといえる。

なお、未収金の解消に向けた取組として、県は、県税の未収金については、県税事務所再編による徴収体制の整備、地方税収対策本部の設置等を実施し、回収強化に取り組んでいる。一方、貸付金等県税以外の未収金については、年 1 回開催の収入未済解消推進会議において、未収金を所管する部署間で未収金解消に関する情報交換等がなされるにとどまっている。

【改善案】

上記課題の解決に向け、債権の回収業務に精通した債権管理専門部署の設置を提案する。

債権回収業務の実効性を高め、効果的な債権の回収を行うためには、現状及び課題で述べた専門知識と実務経験を備えた職員の養成及び知識と経験の蓄積が必要と考えられるからである。

貸付金制度所管部署は、貸付金の貸付け、回収等の業務を実施するが、債権が延滞し、所管部署が通常行う回収、督促手続では回収困難と判断した時点で当該債権を債権管理専門部署へ移管し、そこで専門的に債権管理業務を行うことが可能となる。

この債権管理専門部署には、債権回収に関する知識と経験が蓄積されるため、これらを活かし、以下に述べるような貸付金制度所管部署のサポートや全庁的な債権管理の強化の役割を担わせることが効果的である。

貸付金制度所管部署と債権管理専門部署の業務内容等を整理すると次のとおりとなる。

【業務内容等の整理】

	貸付金制度所管部署	債権管理専門部署
管理対象とする債権	所定の条件で回収できている債権 滞留期間が比較的短く、債務者に返済の意思及び能力がある債権	左記以外の債権
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 貸付け 通常の回収、督促業務 	<ul style="list-style-type: none"> 債権移管後の回収業務 サービサーを利用した回収 法的措置による回収（強制執行等） 不納欠損処理 所管部署の債権管理業務サポート（相談対応、指導助言、研修の実施等） 全庁的な指針の整備及び周知徹底 債権管理に係る全庁的な会議体の事務局

債権管理専門部署を設置した場合に期待される効果は次のとおりである。

【主な期待効果】

- ① 貸付金制度所管部署にとっては、貸付金の貸付け、通常の回収業務に集中することができ、事務作業の改善が図られる。
- ② 専門職員を配置することで、知識及び経験が蓄積され、より効果的な債権回収が期待される。
- ③ 統一的な判断に基づき、法的措置や不納欠損処理を実施することができる。
- ④ 債権管理に関する全庁的な指針の整備とそれに基づく債権管理マニュアルの整備運用が期待される。
- ⑤ 債務者の情報を集約できるため、効果的な債権回収が期待される。

なお、債権管理専門部署の体制を整備するに当たっては、個人情報保護等に留意する必要がある。

4) (意見) 債権管理条例の制定による不納欠損処理について

【現状及び課題】

貸付金から生じた未収金については、主に次の事項に基づき不納欠損処理を行う。

①債権の消滅時効が完成し、かつ、債務者がそれを援用したとき

(福岡県財務規則第 83 条第 1 項第 1 号)

②議会による債権の放棄に関する議決があったとき

(福岡県財務規則第 83 条第 1 項第 6 号)

しかし、①については、時効期間が経過しても債務者が時効の援用をしない限り不納欠損処理は行えない。児童家庭課が所管する母子寡婦福祉資金貸付金の事例では、不納欠損処理を進めているものの、時効の援用がなされているケースは限られている。

また、②に基づく不納欠損処理の実績はない。

このため、不納欠損処理は手続上困難であるということができ、結果として、実質的に回収が困難である事例が多数発生しても債権の整理が追いつかず、多くの未収件数と多額の未収金残高が累積している。

今回監査を行ったところ、債務者一人当たりの残高が極めて少額であるにもかかわらず、督促状を送り続けているといった非効率な債権回収業務の事例が見受けられた。

その一因として、不納欠損処理が手続上困難であるため、回収不能と思われる債権についても長年にわたり継続して督促状を送付している実態があると考えられる。

【改善案】

業務の簡素化を図り、回収可能な未収金の回収に注力する等業務を効率化する観点から、公平性及び公正性を十分踏まえたうえで不納欠損処理ができるよう手続を整備することが望まれる。

そのためには、貸付金等の私債権の管理に関する条例を制定し債権の放棄を行うことができる基準を明確化することが考えられる。

私債権に関する管理の条例を制定している横浜市の事例は、次のとおりである。

【横浜市の私債権の管理に関する条例 (抜粋)】

(放棄)

第7条 市長等は、市の私債権(その額が5,000,000円以下のものに限る。)について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該市の私債権及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

(1) 債務者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者又はこれに準ずると認められる者であり、資力の回復が困難で当該市の私債権について履行される見込みがないと認められるとき。

(2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該市の私債権につきその責任を免れたとき。

(3) 当該市の私債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。)

- (4) 当該市の私債権について令第171条の2の規定による強制執行の手続をとっても、なお完全に履行されず、かつ、当該強制執行の手続が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないと認められるとき。
- (5) 当該市の私債権について令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないと認められるとき。
- (6) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用並びに当該市の私債権に優先して市及びその他の者が弁済を受ける債権の金額の合計を超えないと見込まれるとき。

なお、債権の放棄は、安易に認められるべきではなく、慎重な検討が必要であることから、「3）（意見）債権管理専門部署の設置について」で述べたように貸付金制度所管部署から債権を移管された債権管理専門部署で対応することが適当である。

また、私債権の管理に関する条例に基づき債権の放棄を行った場合には、その内容を議会に報告することも併せて規定する必要がある。

5) (意見) 反復かつ継続的に実施されている短期貸付金の検証及び見直しについて

【現状及び課題】

貸付金制度の中には、次のような短期貸付金がある。これらは、4月1日に貸付けを実行し、翌年3月31日に県へ一旦返済されるが、返済の翌日である4月1日には再び貸付けを実行するという方法を毎年度繰り返している。

【短期貸付金の例】

(単位：百万円)

貸付金名	貸付先	H22 年度 貸付額	貸付制度の目的等
福岡県住宅供給公社運営資金貸付金	福岡県住宅供給公社	1,000	1. 目的 福岡県住宅供給公社の事業運営の円滑化 2. 貸付利率 無利子
福岡県漁業信用基金協会貸付金	福岡県漁業信用基金協会	297	1. 目的 福岡県漁業信用基金協会の経営基盤の強化 ※当該貸付金を財源として債券を購入し、その運用益を運転資金に充てている。 2. 貸付利率 無利子
森林組合事業資金貸付金	福岡県森林組合連合会	210	1. 目的 福岡県森林組合連合会及び森林組合の経営基盤の安定と事業規模の拡大 2. 貸付利率 1.4%以内

総務省は「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」の中で、第三セクター等に対する短期貸付けを反復かつ継続的に実施する方法による支援について、次のとおり示している。

【第三セクター等の抜本的改革等に関する指針（抜粋）】

第3 存続する第三セクター等の指導監督等

4 公的支援の考え方

- (3) 第三セクター等に対する短期貸付けを反復かつ継続的に実施する方法による支援は、安定的な財政運営及び経営の確保という観点からは、本来長期貸付け又は補助金の交付等により対応すべきものであり、当該第三セクター等が経営破たんした場合には、その年度の地方公共団体の財政収支に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、早期に見直すべきである。

また、これら反復かつ継続的に実施されている短期貸付金は、年度末現在の債権現在高がゼロであることから、財産に関する調書には貸付金制度の名称及び金額が記載されていない。

【改善案】

これらの短期貸付金制度について、県はその手法及び内容を検証し、総務省の指針に示されているような短期貸付金については、早期に見直すべきである。

具体的には、検証の結果、総務省の指針に示されているような短期貸付金と認められた場合には、実質的に長期の貸付金となっていることから、長期貸付金による対応が望まれる。これにより、財産に関する調書にも記載され、適切な情報開示を行うことができる。

(2) 個別の貸付金に関する監査の結果及び意見

個別の貸付金について発見された事項は、以下のとおりである。

① 福岡県私立幼稚園施設整備資金貸付金

<貸付金概要>

貸付金名	福岡県私立幼稚園施設整備資金貸付金			
所管部署	総務部 私学振興課 私学第二係			
根拠法令・条例等	なし			
貸付目的	私立幼稚園の教育内容の向上と施設設備の充実を図ることにより幼児教育の振興に寄与することを目的とする。			
貸付先	社団法人福岡県私立幼稚園振興協会			
貸付開始年度	昭和 58 年度			
貸付形態	短期貸付金			
貸付スキーム	<pre> graph LR A[福岡県] -- 貸付 --> B[社団法人 福岡県私立幼稚園 振興協会] B -- 貸付 --> C[私立幼稚園] C -- 償還 --> B B -- 償還 --> A </pre>			
平成 22 年度 決算状況	(単位：件、千円)			
	H21 末残高	H22 中増加	H22 中減少	H22 末残高
件数	-	1	1	-
金額	-	217,935	217,935	-
備考				

<貸付状況>

(単位：千円)

貸付メニュー	内容	貸付期間	利率	H22 末残高
施設整備資金	福岡県が社団法人福岡県私立幼稚園振興協会に貸し付け、協会が私立幼稚園に貸し付ける。	1 年	2.5%	-
計				-

1) (意見) ニーズの把握及びその結果を踏まえた制度の見直しについて

【現状】

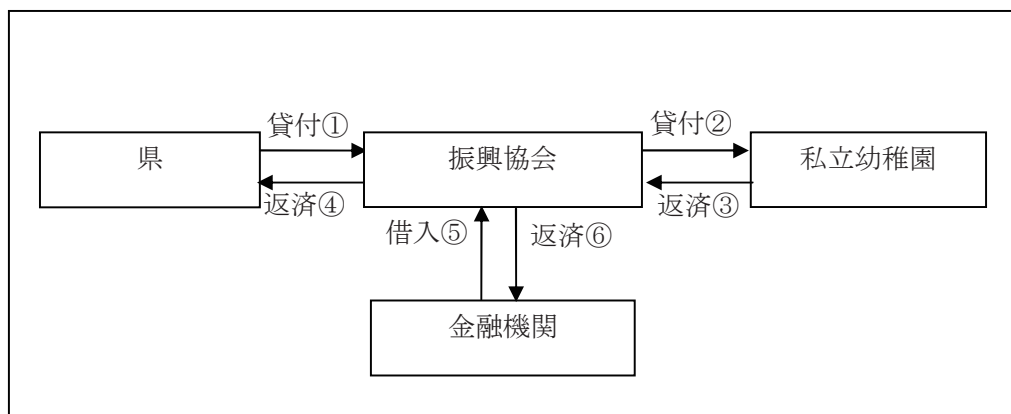
県は、社団法人福岡県私立幼稚園振興協会（以下「振興協会」という。）を通じて、福岡県私立幼稚園施設整備資金（以下「資金」という。）を私立幼稚園に貸し付けている。

県から振興協会への貸付けは、年度ごとの短期貸付け（4月1日に貸付け、翌年3月31日に返済する方法。貸付①及び返済④。）である。

一方、振興協会から私立幼稚園への貸付けは、長期貸付け（貸付期間は16年であり、最大2年の据置期間がある。貸付②及び返済③。）である。

このため振興協会は、資金繰り上、3月31日に金融機関から借入れ（借入⑤）で当該借入金を県への返済に充て、4月1日に再び県から借り入れると当該資金を金融機関に返済（返済⑥）している。

【貸付スキーム図】



また、貸付利率は次のとおりであり、平成8年度以降、振興協会から私立幼稚園への貸付利率は3.0%に据え置かれている。

【貸付利率の推移】

対象年度	県⇒振興協会	振興協会⇒私立幼稚園
昭和58年度～昭和63年度	4.0%	4.5%
平成元年度～平成3年度	3.5%	4.0%
平成4年度～平成7年度	4.0%	4.5%
平成8年度以降	2.5%	3.0%

※出所「県資料」

【課題】

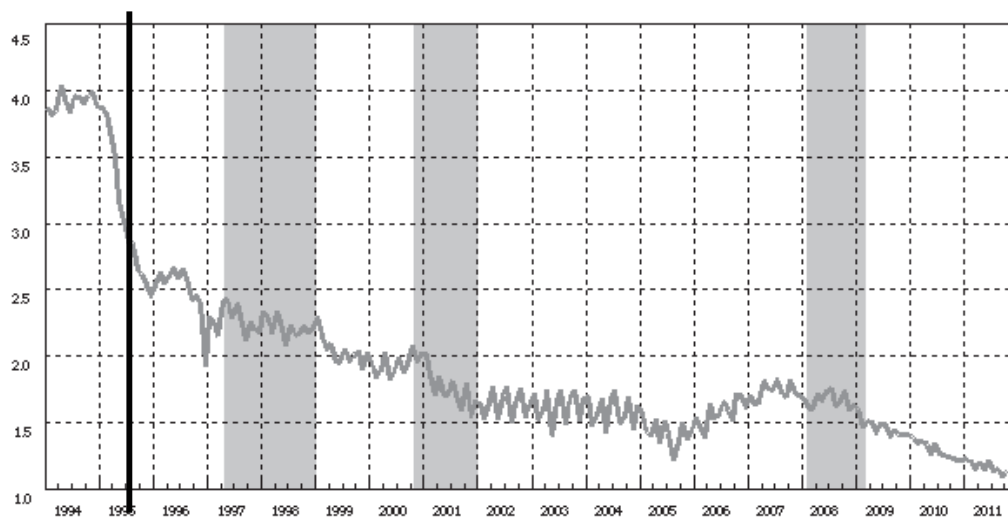
県は、私立幼稚園の教育内容の向上と施設設備の充実を図るため、振興協会に貸付けを行っている。

しかし、次のとおり、平成 8 年度以降市場金利の低下が顕著であるにもかかわらず、現在においても資金の貸付利率は見直されていない。

また、主な金融機関の貸出金利をみても、おおむね同一借入期間の住宅ローン金利と比較してもなお私立幼稚園が振興協会から借入れを行う金利は高い水準にあるといえる。

結果として、本貸付制度を利用する私立幼稚園は少なく、平成 21 年度の実績は 1 件のみ、平成 22 年度の実績はゼロとなっており、「私立幼稚園の教育内容の向上と施設設備の充実を図ることにより幼児教育の振興に寄与する」という当初の貸付目的を十分に達成できていない。

【貸出約定平均金利（新規/長期/国内銀行）の推移】



注：貸出約定平均金利とは、金融機関の貸出金利について、月末における約定利率別貸出残高をウェイトとして加重平均によって算出されたものである。

※出所「日本銀行ホームページ」

【主な金融機関の貸出金利】（平成 24 年 1 月 8 日調査日現在）

金融機関	金利	備考
三井住友銀行	2.60%	住宅ローンの超長期固定金利ローン (15 年超～20 年以内)
福岡銀行	2.65%	住宅ローン（全期間固定金利型 20 年）
西日本シティ銀行	2.60%	NCB 建築名人の全期間固定型（15 年固定）

注：振興協会から私立幼稚園への貸付期間は 16 年間（最大 2 年の据置期間がある。）であるため、比較の便宜上、金融機関金利は貸付期間が 16 年間に近い取扱商品の金利を記載している。

※出所「各金融機関ホームページ」

振興協会にとって、県からの借入金による利息の支払いが負担となっており、平成元年度と平成 8 年度に行われた貸付利率の変更は、振興協会への貸付利率と振興協会における銀行運用利率が乖離し、振興協会の事業収支が悪化したために行われたものである。また、振興協会は、利息の支払いを少なくするために、平成 20 年から平成 22 年の毎年度、借入金の一部を繰上償還している。

【改善案】

私立幼稚園にとって資金調達方法として銀行からの借入れもあるが、私立幼稚園設置者の多くが零細で財政基盤に乏しいことから銀行の貸付審査をクリアできないケースも多いため、本貸付制度を存続させておく意義はあると思われる。しかし、最近の利用実績をみると、平成 21 年度が 1 件、平成 22 年度はゼロと極めて少なく、また、振興協会に利息の支払い等の負担が発生している。

県は、私立幼稚園設置者に対してニーズの把握等の必要な調査を行い、その結果を踏まえ、県として貸付利率の見直しや制度の改廃について検討する必要がある。

② 福岡県消費生活協同組合資金貸付金

<貸付金概要>

貸付金名	福岡県消費生活協同組合資金貸付金				
所管部署	新社会推進部 生活安全課 消費生活センター				
根拠法令・条例等	福岡県消費生活協同組合資金貸付規則				
貸付目的	消費生活協同組合に対し、共同施設等の整備に必要な資金の貸付けを行うことにより、組合事業の健全な発展を図り、組合員の生活の合理的改善を助長することを目的とする。				
貸付開始年度	昭和 29 年 3 月				
貸付形態	長期貸付金				
貸付スキーム	<pre> graph LR A[福岡県] -- 貸付 --> B[消費生活協同組合] B -- 償還 --> A </pre>				
平成 22 年度 決算状況	(単位：件、千円)				
		H21 末残高	H22 中増加	H22 中減少	H22 末残高
	件数	-	-	-	-
金額	-	-	-	-	
備考					

<貸付状況>

(単位：千円)

貸付メニュー	内容	貸付期間	利率	H22 末残高
なし				-
計				-

1) (意見) 本貸付金制度の廃止について

【現状及び課題】

本貸付金は、平成 18 年度以降貸付実績がなく、平成 22 年度末における残高もゼロである。

これは、過去、消費生活協同組合（以下「生協」という。）が十分に発達しておらず、資金力も乏しかった時代に設置されたものであるが、現在は、経済状況等が変化し、多様な資金調達手段が整い、結果として本貸付金を活用して資金調達を行うというニーズが減少したためである。


また、県が生協に貸し付ける資金の 2 分の 1 を国が県に貸し付けるという制度があり、「消費生活協同組合資金の貸付に関する法律」を根拠としていたが、平成 19 年に消費生活協同組合法が改正されるに当たり、ニーズが少ないことなどの理由から平成 20 年 4 月 1 日に法律が廃止されている。

【改善案】

本貸付金に関する法律も廃止され、貸付実績もなく、かつ生協からのニーズもなくなっていることから、本貸付金制度については廃止することが望まれる。

③ 福岡県立体自動車駐車場整備資金貸付金

<貸付金概要>

貸付金名	福岡県立体自動車駐車場整備資金貸付金			
所管部署	建築都市部 都市計画課 行政係			
根拠法令・条例等	福岡県立体自動車駐車場整備資金貸付要綱			
貸付目的	都市部における中心市街地の交通機能の効率化と、その活性化を図るため、都市計画区域内の市町村等が実施する立体自動車駐車場の整備に要する資金を貸し付けることを目的とする。			
貸付開始年度	平成 2 年度			
貸付形態	長期貸付金			
貸付スキーム	 <p>※地方公共団体等・・・都市計画区域内の地方公共団体又は当該地方公共団体が 50%以上出資した法人</p>			
平成 22 年度決算状況	(単位：件、千円)			
	H21 末残高	H22 中増加	H22 中減少	H22 末残高
件数	1	-	-	1
金額	106,749	-	43,892	62,857
備考				

<貸付状況>

(単位：千円)

貸付メニュー	内容	貸付期間	利率	H22 末残高
立体自動車駐車場整備資金	市町村等が実施する立体自動車駐車場の整備に要する資金の貸付け	20 年(据置期間 5 年)以内	無利子	62,857
計				62,857

1) (結果) 貸付申請書類等文書の保管について

【現状】

本貸付金制度の貸付実績は、次のとおり、北九州市への貸付け 1 件のみである。

これらの内容について、借用証書、貸付申請書、事業計画書、貸付決定通知書等一連の文書（以下「借用証書等」という。）の原本による確認を依頼したところ、文書は保管されていなかった。

次の内容は調定決議書に添付されていた貸付金償還表にて確認を行ったものである。

【貸付実績の概要】

市町村名	内容	貸付年度	最終償還期限	貸付総額
北九州市	立体自動車駐車場整備資金 (勝山公園地下駐車場)	H2～H5	H24	5 億円

【指摘事項】

貸付事業は、償還が滞る可能性もあり、貸付要綱にも次のとおり規定されている。すなわち、計画どおり償還されているか確認するためには、借用証書等の原本を保管しておく必要がある。

【貸付要綱における償還を怠った場合の措置】

第 14 条 (省略)

2 地方公共団体等は、次の各号の一に掲げる場合において、知事が当該貸付金の全部又は一部の繰上償還を請求したときはこれに応じなければならない。この場合において、知事は地方公共団体等に対して償還請求書を送付するものとする。

(1) 正当な理由なくして貸付金の償還を怠った場合

(2) (3) (省略)

※出所「福岡県立体自動車駐車場整備資金貸付要綱」

借用証書等が保管されていない理由としては、当初貸付年度から 20 年経過し、償還が適切に実施されていたこともあり、その間に廃棄又は紛失した可能性が高いことが考えられる。

しかし、最終償還期限の到来前に借用証書等一連の文書が保管されていないと、貸付金額や償還時期を原本で確認できず、仮に貸付先が償還を怠った場合、償還請求する根拠資料がなくなることとなる。

したがって、貸付金にかかる借用証書等については、貸付金の最終償還までの文書保管を徹底すべきである。

2) (意見) 本貸付金制度の廃止も含めた抜本的な見直しについて

【現状及び課題】

本貸付金制度の貸付実績は、「1) (結果) 貸付申請書類等文書の保管について」に記載したとおり、北九州市の勝山公園地下駐車場の施設整備に対する 1 件のみである。

本貸付金制度は、都市部における中心市街地の交通機能の効率化とその活性化のために設置されたものである。しかし、利用実績も 1 件のみで、対象となる市町村等が 2 団体しかなく、本貸付金制度を活用してどのような整備を行うかという県の方針が不明確である。

【改善案】

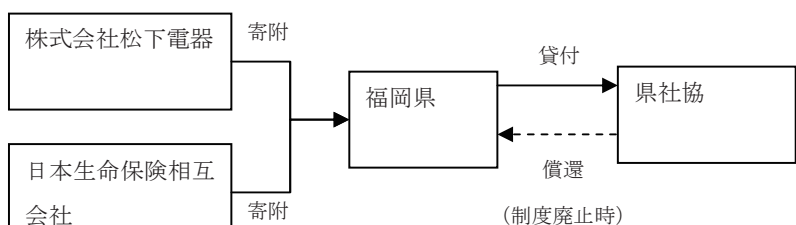
本貸付金制度は、これまで利用実績が 1 件のみであり、実質的に活用されていない状況にある。

また、市町村が駐車場事業を行う場合には、独立採算が前提となる公営企業で運営することとなり、市町村は駐車場建設に必要な資金を起債により調達することができる。

したがって、現状を鑑みると、本貸付金制度を維持する必要性は低いと考えられるため、制度の廃止も含め抜本的に見直すことが望まれる。

④ 社会福祉基金貸付金

<貸付金概要>

貸付金名	社会福祉基金貸付金															
所管部署	福祉労働部 福祉総務課 地域福祉係															
根拠法令・条例等	社会福祉基金制度運用要綱															
貸付目的	民間社会福祉施設の環境整備並びに社会福祉事業従事者の福利厚生及び研修等の事業に必要な助成を行うため、社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に長期貸付けを行うもの															
貸付先	社会福祉法人福岡県社会福祉協議会															
貸付開始年度	昭和 48 年度															
貸付形態	長期貸付金															
貸付スキーム																
平成 22 年度決算状況	<p style="text-align: right;">（単位：件、千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21 末残高</th> <th>H22 中増加</th> <th>H22 中減少</th> <th>H22 末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>97,000</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>97,000</td> </tr> </tbody> </table>		H21 末残高	H22 中増加	H22 中減少	H22 末残高	件数	2	-	-	2	金額	97,000	-	-	97,000
	H21 末残高	H22 中増加	H22 中減少	H22 末残高												
件数	2	-	-	2												
金額	97,000	-	-	97,000												
備考	貸付金原資は、株式会社松下電器（当時）からの寄附金 9 千 5 百万円と日本生命保険相互会社からの寄附金 2 百万円である。															

<貸付状況>

（単位：千円）

貸付メニュー	内容	貸付期間	利率	H22 末残高
貸付金	社会福祉基金設置のため	S49. 3. 29～県が当該制度運用を停止するまで	無利子	95,000
貸付金	社会福祉基金設置のため	S50. 3. 6～県が当該制度運用を停止するまで	無利子	2,000
計				97,000

1) (結果) 貸付契約書の原本保管について

【現状】

昭和 49 年 3 月 29 日付と昭和 50 年 3 月 6 日付の県社協との貸付契約書について、原本が保管されていなかった。

所管部署が現在保管しているのは契約書の写しである。なお、契約書の写しによると貸付期間は「貸付けの日から甲（注：福岡県）が当該制度（注：社会福祉基金制度）運用を停止するまでの日とする」とされている。

【指摘事項】

次のとおり貸付契約書にも記載されており、契約書を保管しておくことは契約上の義務といえるため、廃棄すべきではない。

第 7 条 この契約以外の事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。
この契約の成立を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保管するものとする。

原本が保管されていない理由としては、貸付契約以後、なんら状況に変化がなく約 38 年が経過し、その間に紛失した可能性が高いことが考えられる。

「制度運用を停止するまで」といった不確定な償還期限を設定した場合、このような状況は他の貸付契約においても発生する可能性がある。

貸付けを行う際には、極力確定期限を設けることとし、確定期限前に、貸付期間の延長が必要であれば、改めて契約を締結することが望ましい。そのことによって、長期にわたる貸付けについて、環境の変化に伴う見直しが定期的に行われることにもつながるからである。

本貸付金については、現在、県は契約上の保管義務を果たしていないといえるので、改めて貸付け自体の必要性等を検討し、貸付けを継続する場合であっても、確定期限を設けるなどの変更を行ったうえで、改めて契約を締結すべきである。

⑤ 福岡県中小企業高度化資金貸付金

<貸付金概要>

貸付金名	福岡県中小企業高度化資金貸付金																					
所管部署	商工部 中小企業経営金融課 高度化対策係																					
根拠法令・条例等	独立行政法人中小企業基盤整備機構法 福岡県中小企業高度化資金貸付規則 福岡県中小企業高度化資金事務取扱要綱																					
貸付目的	県が中小企業者等に対し、中小企業者の事業の共同化、工場、店舗等の集団化その他中小企業構造の高度化に必要な資金の貸付けを行うことにより、中小企業の振興に寄与することを目的とする。																					
貸付開始年度	昭和 48 年度																					
貸付形態	長期貸付金																					
貸付スキーム	<p>高度化資金貸付けの方式には、A方式とB方式がある。 A方式は一つの都道府県内での事業、B方式は2つ以上の都道府県にまたがる広域の事業に対する貸付方式である。 両方式の資金の流れは次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>方式</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">資金の流れ</td> </tr> <tr> <td>A方式</td> <td style="text-align: center;">機構</td> <td style="text-align: center;">(財源貸付け) →</td> <td style="text-align: center;">都道府県</td> <td style="text-align: center;">(財源追加) → (資金貸付け)</td> <td style="text-align: center;">中小企業者等</td> </tr> <tr> <td>B方式</td> <td style="text-align: center;">都道府県</td> <td style="text-align: center;">(財源貸付け) →</td> <td style="text-align: center;">機構</td> <td style="text-align: center;">(財源追加) → (資金貸付け)</td> <td style="text-align: center;">中小企業者等</td> </tr> </table> <p>※機構＝独立行政法人中小企業基盤整備機構</p>					方式	資金の流れ				A方式	機構	(財源貸付け) →	都道府県	(財源追加) → (資金貸付け)	中小企業者等	B方式	都道府県	(財源貸付け) →	機構	(財源追加) → (資金貸付け)	中小企業者等
方式	資金の流れ																					
A方式	機構	(財源貸付け) →	都道府県	(財源追加) → (資金貸付け)	中小企業者等																	
B方式	都道府県	(財源貸付け) →	機構	(財源追加) → (資金貸付け)	中小企業者等																	
平成 22 年度 決算状況	(単位：件、千円)																					
	方式		H21 末残高	H22 中増加	H22 中減少	H22 末残高																
A	件数		93	-	4	89																
	金額		17,406,710	-	1,338,351	16,068,359																
B	件数		24	2	2	24																
	金額		42,167	4,257	5,797	40,627																
計	件数		117	2	6	113																
	金額		17,448,877	4,257	1,344,148	16,108,986																
<p>※H22 中減少のうち、不納欠損額 406,857 千円 (1 件) H22 末残高のうち、収入未済額 2,697,291 千円 (13 件)</p>																						
備考																						

<貸付状況>

(単位：千円)

貸付メニュー	内容	貸付期間	利率	H22 末残高
共同施設	共同施設事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備の設置に必要な資金の貸付け	20 年以内 (据置期間を含む)	1.1% 又は 無利子	5,735,531
集団化	工場、事業場、店舗その他の施設を整備するために必要な土地、建物、構築物又は設備の設置に必要な資金の貸付け	20 年以内 (据置期間を含む)	1.1% 又は 無利子	7,355,291
施設集約化	施設集約化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備の設置に必要な資金の貸付け	20 年以内 (据置期間を含む)	1.1% 又は 無利子	1,340,353
集積区域整備	工場、事業場、店舗その他の施設を整備するために必要な土地、建物、構築物又は設備の設置に必要な資金の貸付け	20 年以内 (据置期間を含む)	1.1% 又は 無利子	108,708
設備リース	設備リース事業の用に供する設備の設置に必要な資金の貸付け	20 年以内 (据置期間を含む)	1.1% 又は 無利子	1,076,758
広域設備リース ※	広域設備リース事業の用に供する設備の設置に必要な資金の貸付け	20 年以内 (据置期間を含む)	1.1% 又は 無利子	40,627
地域産業創造 基盤整備	地域産業創造基盤整備活性化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備の設置に必要な資金の貸付け	20 年以内 (据置期間を含む)	1.1% 又は 無利子	451,718
計				16,108,986

※福岡県では、B方式に該当するのは、広域設備リース 40,627 千円のみである。

1) (結果) 利用状況報告書及び決算書の入手について

【現状】

県は、「福岡県中小企業高度化資金貸付規則」第 23 条の規定に基づき、貸付金の使途の確認、貸付先の経営状況の把握等のため、利用状況報告書及び決算書（以下「利用状況報告書等」という。）を貸付先から入手する必要がある。入手したこれらの書類から、貸付金の利用状況等を把握し、必要に応じて現地調査等を実施することとなる。

【福岡県中小企業高度化資金貸付規則】

第 23 条 借主は、貸付対象施設の設置完了日の属する事業年度から貸付金の償還日の属する事業年度までの間は、各事業年度終了後、二箇月を経過した後において利用状況報告書及び決算書を速やかに知事に提出しなければならない。

※出所「福岡県中小企業高度化資金貸付規則」

今回の監査において、平成 22 年度末で貸付残高のある次の貸付先に係る利用状況報告書等の閲覧を依頼したところ入手していないとの回答であった。未入手の理由として、県は、貸付先が自主的に提出してきた利用状況報告書等のみを入手しているためとしており、すべての貸付先から網羅的に入手する手続きが徹底されていない。

【閲覧を依頼した貸付けの概要】

貸付先	対象事業	貸付日	貸付決定額	延滞の発生
北九州工業団地協同組合	設備リース	H22. 2. 1	385, 904 千円	なし

【指摘事項】

利用状況報告書等は、貸付先の状況を継続的に把握する重要な書類である。

県は、利用状況報告書等を提出させ、分析し、貸付先の情報を的確に把握することによって、効果的な貸付金の回収や経営指導等に役立てるべきである。

特に、貸付金の償還に延滞等が発生していない貸付先については、貸付金の使途に問題はないか、財務状況が悪化していないか、貸付金の償還に問題は発生していないか等を把握する情報源として、利用状況報告書等は唯一の書類である。すなわち、延滞や条件変更の未然防止の観点からも、利用状況報告書等の入手は不可欠である。

なお、すでに延滞が発生している貸付先及び当初計画した貸付金の償還計画を変更した貸付先について、県は、随時貸付先に対しヒアリング等情報収集を行っているとのことであり、定期的に利用状況報告書等を入手することで、より適切なモニタリングが可能となると考える。

2) (意見) 本貸付金制度の運用のあり方検討について

【現状】

本貸付金制度は、中小企業者が共同して組合等を設立し、工場団地やショッピングセンター等を建設する事業に対し、独立行政法人中小基盤整備機構（以下「機構」という。）と協力して長期低利の資金を貸し付けるものであり、昭和 48 年度から開始されている。

平成 18 年度からの貸付実績は次のとおりであり、近年全体的に利用は低調である。

具体的には、集団化や施設集約化などのメニューは全く利用されていない。共同施設及び集積区域整備については、利用されていない年度もあり、利用された年度についても各年度 1 件ないし 2 件といった状況である。比較的利用が多いのは、設備リース及び広域設備リースのリース関連メニューであるが、これらも年度当たり 2 件程度の利用となっている。

【貸付メニュー毎の新規貸付件数及び金額】

(単位：件、千円)

貸付メニュー	単位	H18	H19	H20	H21	H22
共同施設	件数	-	2	-	2	-
	金額	-	193,950	-	43,731	-
集団化	件数	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-
施設集約化	件数	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-
集積区域整備	件数	-	-	1	2	-
	金額	-	-	35,292	73,416	-
設備リース	件数	-	-	3	2	-
	金額	-	-	525,399	563,001	-
地域産業創造 基盤整備	件数	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-
広域設備リース	件数	2	1	2	2	2
	金額	4,551	2,629	4,136	2,571	4,257
合計	件数	2	3	6	8	2
	金額	4,551	196,579	564,827	682,719	4,257

※出所「県資料」

収入未済の残高の推移は次のとおり、ここ 5 年間はおおむね 30 億円程度となっている。

【貸付メニュー毎の収入未済件数及び残高】 (単位：件、千円)

貸付メニュー	単位	H18	H19	H20	H21	H22
共同施設	件数	13	13	12	11	10
	金額	1,837,840	1,834,964	1,633,231	1,590,491	1,587,620
集団化	件数	4	4	1	1	1
	金額	477,831	515,809	403,346	450,907	491,860
施設集約化	件数	3	3	3	3	2
	金額	846,584	892,161	931,864	976,267	617,811
集積区域整備	件数	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-
設備廃棄	件数	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-
設備リース	件数	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-
地域産業創造 基盤整備	件数	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-
広域設備廃棄	件数	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-
広域設備リース	件数	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-
合計	件数	20	20	16	15	13
	金額	3,162,255	3,242,934	2,968,441	3,017,665	2,697,291

※出所「県資料」

【課題】

本貸付金制度の利用が近年低調であるのは、現在の制度の内容及び手続等が次のとおり中小企業者のニーズと整合していないためと考えられる。

- ・ 経済のグローバル化、IT化の進展等経済環境の変化により共同事業に対する中小企業者の考え方も変化していること
- ・ 中小企業者が本貸付金制度を利用する場合、事業計画について診断を受け、診断結果に応じた措置をとる必要があるなど、労力及び時間が負担となること、また申請から貸付けまで時間を要すること
- ・ 協同組合の構成員は連帯保証により多額の保証債務を負担する必要があること
- ・ 民間の金融機関から低金利で融資を受けられること

また、多額の収入未済残高があり、延滞債権に対する督促、貸付先との回収交渉、抵当権の実行、保証人への強制執行等の債権管理業務が発生している。

これらの業務には高度な専門知識と実務経験が必要であるが、このような知識・経験を有する職員は少なく、知識・経験を有していたとしても債権回収には膨大な時間と事務負担がかかるため、現状の人員体制では十分な実行が難しいと推測される。

【改善案】

本貸付金制度の本来の目的は、中小企業者の事業の共同化、工場、店舗等の集団化その他中小企業構造の高度化を促すものであるが、制度が創設された昭和 48 年から 40 年近くが経過し、経済環境等が変化しており、中小企業者のニーズと必ずしも合致していないものと思われる。また、多額の収入未済が発生しており、現行制度のまま継続するのは県にとって高い回収リスクを伴うものである。

したがって、中小企業者のニーズの把握と適切なリスク評価を踏まえたうえで、貸付金制度の運用のあり方について検討することが必要である。

⑥ 福岡県企業立地促進融資

<貸付金概要>

貸付金名	福岡県企業立地促進融資				
所管部署	商工部 企業立地課 企業誘致係				
根拠法令・条例等	福岡県企業立地促進融資要綱				
貸付目的	県内に立地する企業等に対して必要な資金を融資することにより、企業立地を促進し、もって本県経済の活性化と県民生活の安全に資すること (融資を行った金融機関へ、県が融資残高の 1/3 を預託＝貸付け)				
貸付開始年度	平成元年度				
貸付形態	短期貸付金				
貸付スキーム					
平成 22 年度決算状況	(単位：件、千円)				
		H21 末残高	H22 中増加	H22 中減少	H22 末残高
件数		-	4	4	-
金額		-	165,470	165,470	-
備考	<p>本貸付金は、預託制度である。</p> <p>県は、最終貸付先（上記の貸付スキームにおいては、「企業」を指す。）への貸付金の原資となる資金の一部を金融機関に貸し付け（預託）、最終貸付先への融資は、金融機関から実施される。</p> <p>県の金融機関に対する貸付け（預託）は 4 月 1 日に実施し、3 月 31 日に回収され、これが毎年度繰り返される。</p>				

<貸付状況>

(単位：千円)

貸付メニュー	内容	貸付期間	利率	H22 末残高
企業立地促進融資	融資を行う金融機関への預託	各年 4 月 1 日 ～翌年 3 月 31 日	0.1% 又は 無利子	-
計				-

1) (意見) 本貸付金制度の見直しについて

【現状】

県内における企業立地件数は、平成 19 年まで自動車産業を中心に好調に推移してきたが、リーマンショック以降の厳しい経済環境等により、近年減少傾向にある。

なお、県が誘致に関わった企業立地成果の推移は次のとおりである。

【企業立地成果(県が誘致に関わったもの)の推移】 (単位：件)

	H18	H19	H20	H21	H22
企業立地数	44	41	22	10	21

※出所「県資料」

これらのうち、本貸付金を活用した新規融資実績は、次のとおり 5 年間で 2 件のみであり、件数が少ないことが分かる。また、県は、融資実績は把握しているものの、融資を受けた企業が経済の活性化等にどのような影響を与えているかといった事業効果は測定していない。

【新規貸付実績】 (単位：件、千円)

		H18	H19	H20	H21	H22
新規融資	件数	-	1	1	-	-
	金額	-	200,000	200,000	-	-

※出所「県資料」

一方、県は本貸付金の原資となる資金を金融機関へ預託しており、その預託金額の推移は次のとおりである。

平成 22 年度における各指定金融機関の内訳は、福岡銀行：58,330 千円、西日本シティ銀行：30,561 千円、筑邦銀行：2,761 千円、商工組合中央金庫：73,818 千円である。

【県からの預託金額の推移(平成 18 年度～平成 22 年度)】 (単位：千円)

	H18	H19	H20	H21	H22
貸付(預託)金額	253,321	243,050	231,978	196,495	165,470

※出所「県資料」

【課題】

リーマンショック前の時点においても本貸付金の利用、すなわち金融機関からの融資実績は少なく、制度が企業立地の促進に有効に活用されているとは言い難い。

そもそも預託制度は、県にとっては金融機関に資金を預託するものであり、その資金が企業に対する融資に回らない場合は資金が有効に活用されているとはいえない。また、預託による融資制度を利用する企業にとっては、現在利用できる金融機関が限られているため、使い勝手のよい制度とはいえない。

さらに、金融機関にとっても現状では貸付資金に余裕があり、県から預託資金を受け、それを原資に積極的に融資を行うメリットは少ないと考えられる。したがって、現在、企業立地の促進という目的に照らすと非効率な面があるといえるが、県は貸付方法の見直し等を行っていない。

さらには、本貸付金制度を利用し立地した企業について、融資後の効果測定は実施されておらず、本貸付金制度の必要性や有効性も検証されていない。

【改善案】

平成 22 年度における福岡県の完全失業率は 6.0% と厳しい状況にある。このような中、企業の立地を促進し、雇用を創出することは、県の経済にとって特に重要な課題である。

このため、経済状況等の変化に伴い企業立地を取り巻く環境も変化し続けていることを踏まえ、県は、企業立地に関する資金需要の調査等を行い、市場ニーズを的確に把握し、県経済の活性化を促すため、本貸付金制度を見直す必要があると考える。

具体的には、県は、今般の東日本大震災の被災企業等が生産拠点を移転する際に資金を必要とする場合、利子補給制度を設けている。企業立地に関しても、同様の手段も含めて検討することが必要であると考えます。

なお、制度の見直しに当たっては、外部専門家等の意見を踏まえることが望ましい。

⑦ 福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付金

<貸付金概要>

貸付金名	福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付金																		
所管部署	保健医療介護部 医療指導課 看護指導係																		
根拠法令・条例等	福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例 同施行規則																		
貸付目的	県内にある保健師、助産師、看護師及び准看護師を養成する学校又は養成所に在学する者及び大学院の修士課程に在学し、看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来特定施設において看護業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与し、修学を容易にすることにより、特定施設における看護職員の確保及び質の向上に資すること																		
貸付開始年度	昭和 37 年																		
貸付形態	個人に対する長期貸付金																		
貸付スキーム																			
平成 22 年度 決算状況	<p style="text-align: right;">(単位：件、千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21 末残高</th> <th>H22 中増加</th> <th>H22 中減少</th> <th>H22 末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">242</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td style="text-align: right;">1,817,471</td> <td style="text-align: right;">92,618</td> <td style="text-align: right;">66,826</td> <td style="text-align: right;">1,843,263</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H22 中減少のうち、不納欠損額 -千円 (-人) 償還免除額 40,684 千円 (39人) H22 末残高のうち、収入未済額 25,626 千円 (81人)</p>					H21 末残高	H22 中増加	H22 中減少	H22 末残高	人数	-	242	-	-	金額	1,817,471	92,618	66,826	1,843,263
	H21 末残高	H22 中増加	H22 中減少	H22 末残高															
人数	-	242	-	-															
金額	1,817,471	92,618	66,826	1,843,263															
備考	本貸付金は、養成施設卒業後、県内に所在する看護職員の確保が困難な医療施設（特定施設）への就業促進を図ることが目的であり、特定施設へ 5 年間就業した場合には、貸付金返還が免除となる。																		

<貸付状況>

(単位：千円)

貸付メニュー	内容	貸付期間	利率	H22 末残高
修学資金	養成施設等に在学する 修学資金の貸与	養成施設の正規の修 業期間の終了まで	無利子	1,843,263
計				1,843,263

1) (意見) 需給見通しを踏まえた貸付金事業の実施について

【現状】

県内にある特定施設について、具体的に何名の保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）が不足しているかといった把握がなされていない。

現在、貸付金の貸与人数は、看護師等を養成する学校又は養成所（以下「養成施設」という。）からの推薦者（貸与を希望するものは、養成施設に申し出を行う。養成施設では、成績等を勘案し選考を行ったうえで、推薦者として県へ報告する）に基づき、予算で賄える範囲内で決定されている。

本貸付金の推薦者数と貸与決定人数の推移は次のとおりであり、推薦者数は、おおむね増加傾向にある一方で、貸与決定人数は、減少傾向にある。

【推薦者数、貸与決定者数の推移】

(単位：人)

	H18	H19	H20	H21	H22
推薦者数 (A)	160	148	161	194	164
貸与決定数 (B)	146	137	129	74	86
貸与割合 (B/A)	91.3%	92.6%	80.1%	38.1%	52.4%

※出所「県資料」

【課題】

県は、病院等に対する実態調査を基に、看護職員需給見通し（以下「需給見通し」という。）を策定している。直近では、平成 23 年から平成 27 年までの 5 年間の見通しであり、その中で看護職員の過不足数が年度ごとに把握される。

しかし、需給見通しの結果を踏まえた特定施設における看護師等の不足状況は把握されていない。このため、本貸付金を通じて特定施設への就業を促したとしても、県として必要な人数を就業させることが出来たのか不明である。

したがって、貸付規模が適切だったのか、貸付事業を行った結果、どれくらいの効果があったのか分析が行われていない。

そのため、特定施設への看護師等の供給が十分に行われていない可能性がある。

【改善案】

本貸付金は、養成施設を卒業した後、特定施設に 5 年間就業した場合には返還が免除される。これは、積極的に特定施設における看護師等の確保を行うという、県の医療政策に基づくものであり、今後、高齢化社会が進む中で、看護師等の確保はますます重要性を増してくると考えられる。

したがって、県は、特定施設における看護師等の不足状況を把握し、需給見通しを踏まえたうえで、本貸付金事業を実施すべきである。

具体的には、以下の項目について順を追って実施することが望ましい。

- ① 需給見通し調査結果を分析し、特定施設における看護職員等の過不足状況を把握
- ② 需給見通し期間に併せた 5 年間の特定施設における看護職員等の確保計画を策定
- ③ 年度ごとの本貸付金による看護職員等の養成計画を策定
- ④ 各年度において本貸付金の事業を実施

⑧ 福岡県母子寡婦福祉短期資金貸付金

<貸付金概要>

貸付金名	福岡県母子寡婦福祉短期資金貸付金			
所管部署	福祉労働部 児童家庭課 母子福祉係			
根拠法令・条例等	福岡県母子及び寡婦福祉短期資金貸付規程			
貸付目的	社会福祉法人福岡県母子寡婦福祉連合会对し、母子家庭及び寡婦を対象に、次に掲げる資金を貸し付けるための原資を貸し付けることを目的とする。 (1) 日常生活を維持するために緊急に必要なとする資金 (2) 母子寡婦福祉資金貸付金の交付を受けるまでのつなぎ資金 (3) 配偶者のない女子又はその子が結婚する場合に必要な資金 (4) 配偶者のない女子又はその子が医療を受けるために必要な資金			
貸付先	社会福祉法人福岡県母子寡婦福祉連合会			
貸付開始年度	昭和 33 年度			
貸付形態	短期貸付金			
貸付スキーム				
平成 22 年度決算状況	(単位：件、千円)			
	H21 末残高	H22 中増加	H22 中減少	H22 末残高
件数	-	1	1	-
金額	-	5,000	5,000	-
備考				

<貸付状況>

(単位：千円)

貸付メニュー	内容	貸付期間※	利率	H22 末残高
生活資金	日常生活を維持するために緊急に必要なとする資金	1 年以内	無利子	-
つなぎ資金	母子寡婦福祉資金貸付の交付を受けるまでのつなぎ資金として緊急に必要な資金	資金受領後 10 日以内	無利子	-
結婚資金	結婚する場合に必要な資金	2 年以内	無利子	-
医療資金	医療を受けるために緊急に必要なとする資金	2 年以内	無利子	-
計				-

注：貸付期間について、県から福岡県母子寡婦福祉連合会への貸付けは 1 年以内である。
 ここでは、市郡母子寡婦福祉会から母子家庭又は寡婦に対する貸付期間を記載している。

1) (意見) 広報等の実施による制度の利用促進について

【現状】

県から社会福祉法人福岡県母子寡婦福祉連合会（以下「連合会」という。）への貸付実績及び連合会から市郡母子寡婦福祉会（以下「市郡会」という。）への貸付実績の推移は次のとおりである。

平成 18 年度から対象者への貸付件数及び金額が激減している。その要因としては、この制度は、母子及び寡婦福祉法に基づく「母子寡婦福祉資金貸付」を受けるまでのつなぎ資金としての役割を有しているが、平成 17 年 10 月に「母子寡婦福祉資金貸付」の貸付事務を児童家庭課から保健福祉環境事務所に変更したことにより、入金までの日数が短縮されたためと考えられる。

【本貸付金の実績】

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
県貸付金実績								
県⇒連合会	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	10,000	5,000	5,000
連合会貸付実績								
連合会⇒市郡会 (⇒対象者)	113 件 9,010	75 件 5,700	81 件 6,670	11 件 880	10 件 800	13 件 1,213	15 件 1,140	14 件 980

※出所：「県資料」

【課題】

上記現状のとおり、現在は他制度（母子寡婦福祉資金貸付）の利便性が向上したことにより、この制度の利用者が減少している状況にあるが、一方で、平成 18 年度に実施された福岡県の母子家庭等実態調査では、次のとおり、生活上の不安や悩みとして、生活費、仕事、子ども、病気や事故、借金や負債の返済の順に多くなっており、緊急な生活費等の貸付けに対するニーズは一定程度存在すると推測される。

そのため、対象者がこのような制度の存在を知らないことも、利用者が減少した理由の一つではないかと考える。

【福岡県母子家庭等実態調査結果】

<生活上の不安や悩み>（回答は 3 つまで可の上位 6 項目）

生活費	仕事	子ども	病気や事故	借金や負債 の返済	住宅
64.7%	35.9%	34.4%	32.6%	20.8%	12.4%

※出所「福岡県母子家庭等実態調査（平成 18 年度）」

【改善案】

県は、連合会や市郡会、各市町村の母子福祉担当部署や県の福祉事務所、母子自立支援員などを通じ、制度の周知広報を図ることが望まれる。